

愛媛県環境保全型農業推進会議 次第

日時:令和8年1月30日(月)13:30～

場所:愛媛県林業会館 3F 大ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1)環境保全型農業及び有機農業の取組状況について
- (2)環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について
- (3)「愛媛県みどりの食料システム基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」
の見直しについて
- (4)愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議

4 その他

5 閉会

愛媛県環境保全型農業推進会議 出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
愛媛大学大学院農学研究科	教 授	山本 和博
松山青果株式会社	常務取締役	高市 裕二
農家ウェブ企画・制作	代 表	竹森 まりえ
愛媛県栄養士会 フリーランス・栄養関連企業等事業部	部 長	宇佐 亮子
愛媛県農業指導士会	農業指導士	西部 知香
愛媛県農業指導士会	農業指導士	小西 千鶴子
全国農業協同組合連合会愛媛県本部 営農畜産振興部営農支援課	専任課長	松長 崇
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	課 長	峯下 寿樹
〃	主 幹	秋本 諭賜
〃	係 長	本多 忠志
〃	担当係長	内田 和仁
〃	技 師	縄田 亜由美
〃	技 師	藤原 慎也

愛媛県環境保全型農業推進会議設置要領

(設置)

第1条 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の効率使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進するため、愛媛県環境保全型農業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議の任務は次のとおりとする。

- (1) 環境保全型農業推進基本方針に関すること。
- (2) 有機性資源の循環利用と土づくり運動の推進に関すること。
- (3) 環境保全型農業技術等の調査・研究に関すること。
- (4) 有機農業の推進に関すること。
- (5) 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の運用・推進、栽培基準の検討、認証の審査に関すること。
- (6) その他環境保全型農業の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内を以て構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者
- (3) 消費関係者
- (4) 食品流通関係者
- (5) 農業関連団体代表者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、任期満了であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、これを主宰する。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を求め、委員現在数の過半数の同意をもって委員会の議決に代えることができる。

(部会の設置)

第7条 推進会議の円滑な推進を図るため、推進会議に愛媛県環境保全型農業専門部会（以下「部会」という。）を置き、別表1に掲げるものをもって組織する。

2 部会は、会長の命により、環境保全型農業の推進に必要な事項について協議するものとする。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(審査会の設置)

第8条 愛媛県特別栽培農産物等認証制度の円滑な運用を図るため、推進会議に愛媛県特別栽培農産物等認証審査会（以下「審査会」という。）を置き、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 審査会は、第2条第5号に定める任務のうち認証の審査について専決することができる。
- 3 審査会会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査会副会長は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹の職にある者をもって充てる。
- 5 審査会副会長は、審査会会長を補佐し、審査会会長に事故あるとき又は審査会会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会会長は、審査会を招集し、会議の議長となり議事を総理する。
- 7 審査会の議事は、出席した審査会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 審査会の審査結果については、審査会の後最初に開催される委員会において報告する。
- 9 審査会会長は、必要に応じて審査会委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 10 審査会は、必要に応じて現地調査を行うことができる。
- 11 審査会会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全審査会委員の賛否を求め、審査会委員現在数の過半数の同意をもって審査会の議決に代えることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年5月12日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係） 愛媛県環境保全型農業専門部会構成員

所 属 ・ 職 名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 （農産園芸課長が指名する者） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課研究企画係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長 愛媛県農林水産部農業振興局畜産課経営指導係長 愛媛県農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係長 全国農業協同組合連合会愛媛県本部営農畜産振興部営農支援課長 愛媛県畜産協会事務局長	主査

別表2（第8条関係） 愛媛県特別栽培農産物等認証審査会

所 属 ・ 職 名	備考
愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課主幹（環境農業担当） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係 担当係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ担当係長 （農産園芸課長が指名する者） 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課果樹係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課米麦係長 愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長 愛媛県農林水産研究所農業研究部病理昆虫室長 愛媛県農林水産研究所果樹研究センター病理昆虫室長 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部園芸販売課担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課販売担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部園芸農産部米穀課生産担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課肥料担当職員 全国農業協同組合連合会愛媛県本部生産資材部肥料農薬課農薬担当職員	主査

愛媛県環境保全型農業推進会議委員名簿

区分	所 属	氏名
学識経験者	愛媛大学大学院農学研究科 教授	山本 和博
食品流通関係者	松山青果株式会社 常務取締役	高市 裕二
消費関係者	農家ウェブ企画・制作	竹森 まりえ
	愛媛県栄養士会 フリーランス・栄養関連企業等事業部長	宇佐 亮子
生産者	愛媛県農業指導士	西部 知香
	愛媛県農業指導士	小西 千鶴子
農業関係団体 代表者	愛媛県農業協同組合中央会 総合企画部長	別府 和彦
	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 営農畜産振興部長	檜垣 浩三

有機農業及び環境保全型農業に係る県の支援策と取組の現状

1. 県試験研究機関（農水研・果樹研）による環境保全型農業に係る試験の取組

試験課題名（実施年度）	内 容
育苗環境を改善する新たなイチゴの IPM 技術体系の構築 (R4～)	炭疽病の伝染源となる草種の特特定や伝染環の解析による新たな感染防止対策確立、ハダニ類に対する土着天敵ハダニアザミウマを利用した防除体系の確立
土着天敵等を活かしたミニ野菜等の生態的病害虫防除技術の開発 (R4～)	土着天敵（ヒメハナカメムシ、クサカゲロウ、寄生蜂等）を活用したズッキーニとミニハクサイの有機栽培技術の実証
未利用バーク(樹皮)を活用した果樹園土壌改良技術確立 (R3～)	粉碎バークのマルチングによる土壌乾燥防止や土壌改良
有機水稲栽培におけるスクミリンゴガイ対応技術の開発 (R3～)	農林水産研究所及び松前町の実証圃場において、中苗利用と捕獲トラップ設置によるスクミリンゴガイの食害対策
愛媛果試第 28 号（紅まどんな）の効果的防除技術の開発 (R4～)	有効薬剤の検討や天敵製剤等の利用によるミカンキイロアザミウマの効果的な防除技術開発
柑橘の剪定枝を利用した炭素貯留方法の検討 (R4～)	柑橘破碎剪定枝の家畜敷料への利用及び堆肥化技術の確立 環境にやさしいポリマー資材（果実皮が原料）を用いた土壌保水技術開発
県内有機資源の有効活用の検討 (R4～)	県内の様々な有機質資材のデータベース化及び施肥設計支援ツールの作成、有機質資材を用いた施肥モデル作成のための栽培実証

2. 県機関における有機栽培技術講習会の開催（R6）

地区	品 物	参加人数	内 容
今治	レモン	32	・レモン実証試験の報告 ・IPM 技術紹介
中予	春野菜、葉物野菜	42	・有機栽培に活用できる資材及び実証展示に関する概要
南予	ゆず	6	・微生物農薬（バイオリサカミキリ）の使用方法等

3. 県機関による土壌管理講習会の開催および土壌診断等（R6）

地区	作 物	のべ参加人数	内 容
東予	米 麦 さといも等	357	・土づくり及び肥培・栽培管理について ・クロピラリドによる障害について ・稲、麦、いも・豆類、野菜、果樹、花きの土壌分析診断項目数 797 件
今治	柑橘 野菜	63	・土づくりと肥培・栽培管理について ・クロピラリドによる障害について ・果樹・花きの土壌分析診断項目数 92 件
中予	トマト さといも ブロッコリー なす かんきつ等	269	・土づくり及び肥培・栽培管理について ・クロピラリドによる障害について ・野菜・果樹・花きの土壌分析診断項目数 2914 件
八幡浜	トマト かんきつ きゅうり等	147	・堆肥及び石灰資材の利用、肥培・栽培管理について ・野菜・果樹・花きの土壌分析診断項目数 1312 件
南予	さといも	20	・土づくり及び肥培・栽培管理について ・クロピラリドによる障害について ・野菜・作物・果樹等の土壌分析診断項目数 182 件

4. 県施設における技術実証展示圃の公開（R6年）

場所	作物	面積 (a)	主な調査内容
上島町岩城	温州みかん	10	有機JAS農薬及び耕種的防除を組み合わせた技術確立
	レモン	8	天敵（ミヤコカブリダニ）による化学農薬低減技術
久万高原町	トマト	1.95	天敵（タバコカスミカメ）を活用した減農薬栽培技術
鬼北町	ユズ	5	微生物農薬と管内の堆肥を活用した有機栽培技術の検討

5. 「有機農業転換支援事業」の実施状況（R3～R6）

有機JAS認証を目指す農業者に対し、転換期に施用する有機質肥料に係る割増経費を定額（20千円/10a）補助（上限は1戸当たり100千円）し、同認証の取得支援を図る。

年度	件数	申請面積 (a)	補助額 (千円)
R3	6 (水稲、野菜、果樹)	322	520
R4	11 (水稲、野菜、果樹)	593	974
R5	7 (水稲、野菜、果樹)	341.3	556
R6	2 (水稲、果樹)	78	136

6. 「有機野菜等面積拡大支援事業」の申請状況（R6～）

有機農業面積拡大及び省力化に資する農業機械の導入を支援（補助率 県1/3以内）

対象者：認定農業者または認定新規就農者で、有機栽培の認定(有機JAS等)を受けている者

年度	件数	要望の機械	事業費(円)	県補助額(円)
R6	11 今治市、松山市、東温市、砥部町	ハンマーナイフモア、 自走式除草ロボ 堆肥散布機 トラクター等	14,786,508	4,924,000
R7	13 西条市、今治市、松山市、伊予市内子町、愛南町	堆肥散布機 ハイブリッドラジコン草刈機 水田除草機 田植機等	19,353,110 (計画申請時)	6,446,000 (計画申請時)

7. 「有機農業者研修生受入れ支援事業」の申請状況（R6～）

事業実施主体(先駆的有機農業者)が研修生を受け入れた際の研修に係る経費を支援
研修生受入れ1人あたり4,400円/日で補助対象研修期間は20～40日

年度	件数	受入れ研修生合計人数	補助額(円)
R6	3件 今治市、松山市	8人	963,600円
R7	5件 今治市、松山市	10人	1,584,000円

8. 有機JAS指導員の育成（R3～R7年）

有機JAS農業指導員の育成及び国際水準の有機農業の普及を支援する。

年度	人数
R3	7
R4	9
R5	10
R6	10
R7	7

9. みどり認定者数（エコファーマー認定）

年度	R5	R6	合計
人数(人)	690	571	1,261
現状面積(ha)	257.19	312.5	569.69
目標面積(ha)	267	339.4	606.4

10. 化学肥料・化学合成農薬の使用量の推移

1 化学肥料窒素成分使用量の推移

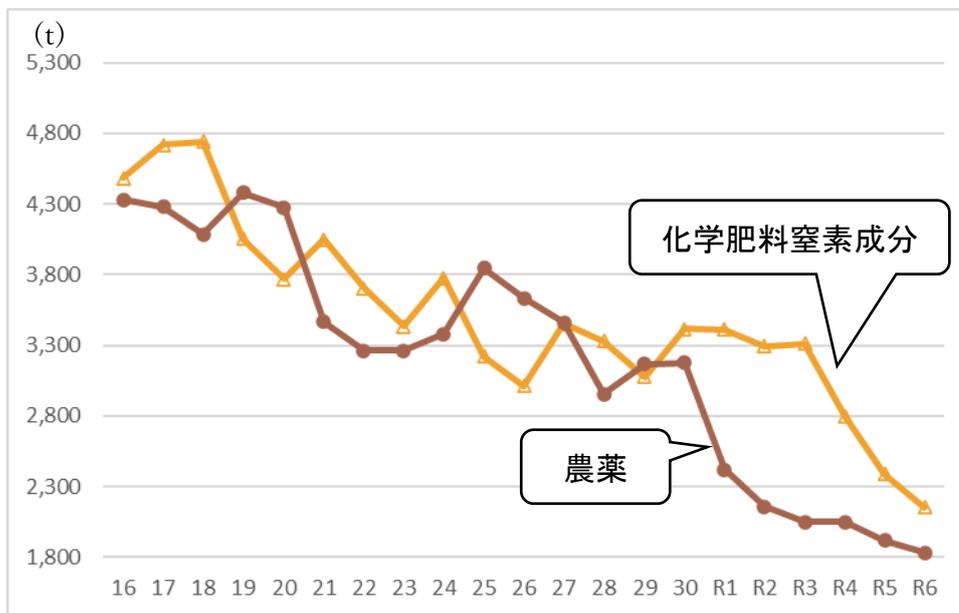
肥料年度	H12年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(R7)
使用量(トン)	5,416	3,410	3,295	3,311	2,800	2,390	2,154	2,500
H12年度を100とした値	100	63	61	61	52	44	40	
(参考: 作付け面積10a当たり)								
10a当たり(kg/10a)	9.2	7.6	7.5	7.6	6.6	5.7	5.3	6.5
H12年度を100とした値	100	83	82	83	72	62	58	

肥料販売業者報告(肥料年度: 7月1日～6月30日)

2 化学合成農薬の使用量の推移

農薬年度	H12年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(R7)
使用量(トン)	5,837	2,419	2,159	2,048	2,051	1,916	1,831	2,500
H12年度を100とした値	100	41	37	35	35	33	31	
(参考: 作付け面積10a当たり)								
使用量(kg/10a)	10.0	5.9	5.3	5.1	5.3	5.0	4.8	6.5
H12年度を100とした値	100	59	53	51	53	50	48	

農薬要覧(日本植物防疫協会)(農薬年度: 10月1日～9月30日)



市町別有機農業の取組状況

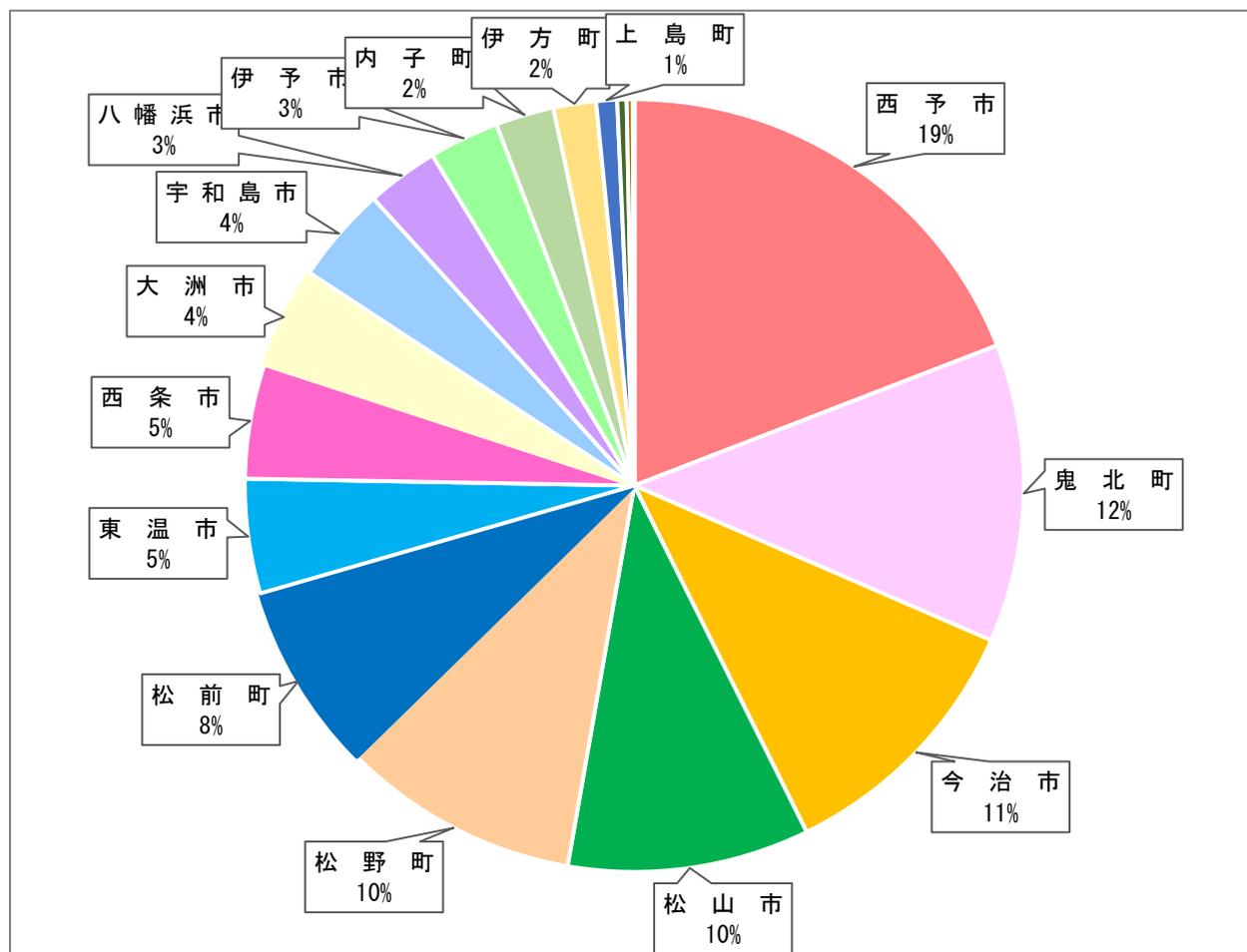
R7. 3月現在

市 町 名	生産者数		取組面積 (h a)			
	(有機JAS)	うち 法人数	(有機JAS)	米	果樹	野菜・ その他
四国中央市	4 (0)	2	1.26 (0.0)	0.00	0.00	1.26
新居浜市	6 (3)	2	1.93 (0.7)	0.15	0.48	1.30
西条市	22 (6)	2	23.73 (8.3)	9.86	0.90	12.97
今治市	73 (21)	4	55.33 (30.1)	10.02	36.24	9.07
上島町	4 (0)	0	4.31 (0.0)	0.00	3.86	0.45
松山市	31 (17)	4	49.85 (39.3)	13.00	17.59	19.26
東温市	12 (9)	2	23.77 (23.4)	0.68	0.00	23.09
伊予市	10 (0)	3	14.48 (0.0)	5.95	6.64	1.89
松前町	2 (0)	1	39.16 (0.0)	33.21	0.00	5.95
砥部町	0 (0)	0	0.00 (0.0)	0.00	0.00	0.00
久万高原町	1 (1)	0	0.30 (0.3)	0.00	0.00	0.30
大洲市	8 (3)	2	20.99 (17.0)	0.10	0.00	20.89
内子町	11 (1)	1	12.02 (0.3)	0.09	9.20	2.73
八幡浜市	6 (3)	2	14.88 (7.0)	0.00	14.88	0.00
伊方町	5 (0)	0	8.77 (0.0)	0.00	7.77	1.00
西予市	90 (3)	3	94.76 (28.6)	12.74	69.17	12.85
宇和島市	100 (4)	1	20.02 (4.4)	1.10	16.33	2.59
鬼北町	366 (1)	1	61.93 (1.9)	0.00	60.08	1.85
松野町	180 (0)	0	49.00 (0.0)	0.00	49.00	0.00
愛南町	0 (0)	0	0.00 (0.0)	0.00	0.00	0.00
合 計	931 (72)	30	496.49 (161.2)	86.90	292.14	117.45

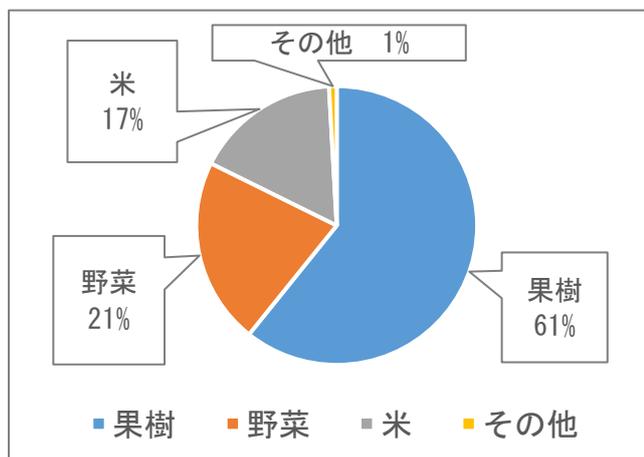
R6年度 愛媛県の有機農業の現状

生産者数(人)	取組面積 (ha)	取組面積 (ha)			
		果樹	野菜	米	その他(茶、麦、大豆等)
931	496.49	292.14	112.27	86.9	5.18

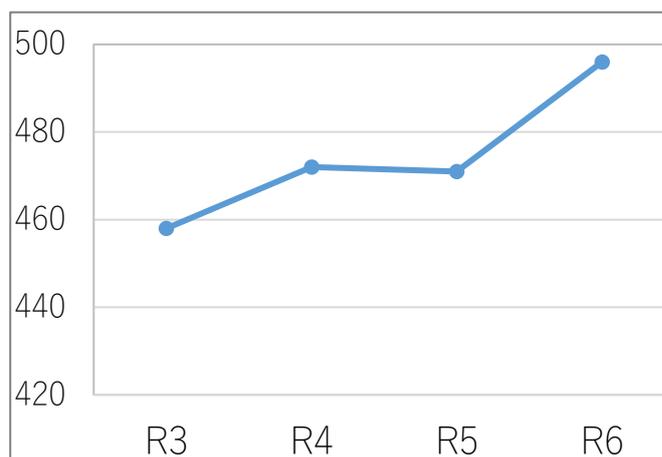
R6年度 市町別有機農業面積割合



有機農業面積のうち品目別割合 (%)



愛媛県の有機農業面積の推移 (ha)



有機農産物とエコえひめ農産物に関する消費者の意識調査の結果について

1 調査目的

環境保全型農業の推進に資することを目的に、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」(R5年3月)を策定しており、県民の有機農産物とエコえひめ農産物に関する理解度を把握する。

2 調査方法

委託事業者が保有するモニターへのインターネットを利用したアンケート調査

3 調査期間

令和7年8月29日(金)～9月9日(火)

4 回答数

400人 県内に居住する18歳～79歳の男女 男女比率はほぼ1:1

5 概要

○「有機農産物を知っていますか」の質問では、「知っている」が24.0%、「聞いたことある」が50.0%、「知らない」が26%であり、理解度は低い傾向である。

○「エコえひめ農産物を知っていますか」の質問では、「知っている」が16.5%、「聞いたことがある」が30.3%、「知らない」が53.3%であり、有機農産物と同じく理解度が低い傾向である。

○有機農産物やエコえひめ農産物を購入したことがある割合は32.5%であり、理解度と同様に購入率も低い傾向であった。

○有機・エコえひめ農産物の購入先としては、スーパーが73.1%、直売所53.1%と高く、有機・エコに特化した小売店や生協、農家直接やインターネットでの購入はいずれも10%以下と低かった。

○「有機・エコえひめ農産物を購入したいときに購入できなかったことがありますか」については「はい」が25.4%で、購入できなかった理由では、「お店での取扱いがなかった」が45.5%、「店舗にたまたま在庫がなかった」が48.5%、「取扱い店舗が分からなかった」が21.2%、「店舗の中でどこにあるか分からなかった」が24.2%など、身近なところで有機・エコえひめ農産物が販売されていないケースによるものであった。「価格が高かった」は、12.1%、「見た目品

質が悪かった」は、3.0%であった。

○有機農産物の購入や外食等での利用頻度については、「ほぼ毎日」が6.2%、「週に2～3回」が5.4%、「週に1回」が13.8%、「月に2～3回」が24.6%、「月に1回」が18.5%、「月に1回未満」が25.4%、「利用しない」が6.2%であった。そのため、週に1回以上の利用が25.4%であったことから利用頻度は低い傾向であった。

○エコえひめ農産物の購入や外食等での利用頻度については、「ほぼ毎日」が4.6%、「週に2～3回」が7.7%、「週に1回」が11.5%、「月に2～3回」が23.1%、「月に1回」が14.6%、「月に1回未満」が21.5%、「利用しない」が16.9%であった。そのため、週に1回以上の利用が23.8%であったことから、有機農産物同様に利用金額は低い傾向であった。

○有機・エコえひめ農産物の利用金額は、毎月どれくらいかについては、「5000円未満」が77.7%、「50,000～10,000円未満」は15.4%、「10,000円～15,000円未満」が4.6%、「15,000円～20,000円未満」が1.5%、「20,000円以上」が0.8%であり、購入金額は低い傾向であった。

○有機・エコえひめ農産物を購入する理由は、「安心安全と思う」が73.8%、「健康に良いと思う」が38.5%、「食味や栄養面で優れていると思う」が22.3%、「環境保全に貢献したい」が18.5%、「農業農村の活性化に貢献したい」が18.5%であり、農薬や化学肥料の使用量が少ないことによる安心感が主な理由であった。

○有機・エコえひめ農産物を購入する際に気にすることは、価格が71.5%、産地や生産者が47.7%、見た目が25.4%と、主に価格面が考慮される結果であった。また、有機・エコえひめ農産物を買わない理由としては、「価格が慣行農産物より高い」が48.5%、「安全性が慣行農産物と変わらないから」が11.5%と、価格が高いことによる理由が主であった。

○有機農産物が慣行農産物と比べてどのくらいなら購入するかについては、「慣行農産物と同じ」が35.0%、「1割高」が20.5%、「2割高」が18.0%、「3割高」が6.3%、「5割高」が1.8%、「価格に関わらず購入する」が6.5%であった。そのため、2割高までなら購入するが73.5%であった。

○エコえひめ農産物が慣行農産物と比べてどのくらいなら購入するかについては、「慣行農産物と同じ」が34.3%、「1割高」が21.0%、「2割高」が18.5%、「3割高」が6.8%、「5割高」が2.3%、「価格に関わらず購入する」が6.0%であった。そのため、2割高までなら購入するが73.8%であった。

○環境保全型農業の推進方針を定めた「みどりの食料システム戦略について」の認知度については、「内容も知っている」が2.8%、「知っているが内容は知らないが」14.3%、「名前も知らない」が83.0%と認知度はかなり低い結果であった。

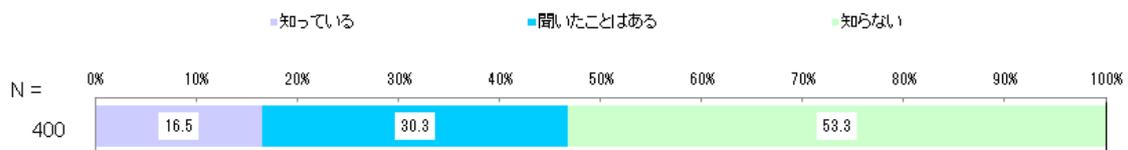
有機農産物・エコえひめ農産物に関する消費者の意向調査結果 400名

居住地域	女性					女性 集計	男性					男性 集計	総計
	18~29歳	30代	40代	50代	60代以上		18~29歳	30代	40代	50代	60代以上		
松山地区	14	14	19	17	36	100	14	13	18	15	31	91	191
西条・新居浜・宇摩	5	6	8	8	19	46	6	7	9	8	16	46	92
今治	3	3	4	4	11	25	3	3	4	4	9	23	48
宇和島	1	2	3	3	7	16	1	2	3	3	7	16	32
八幡浜・大洲	2	2	3	3	8	18	2	2	3	3	9	19	37
総計	25	27	37	35	81	205	26	27	37	33	72	195	400

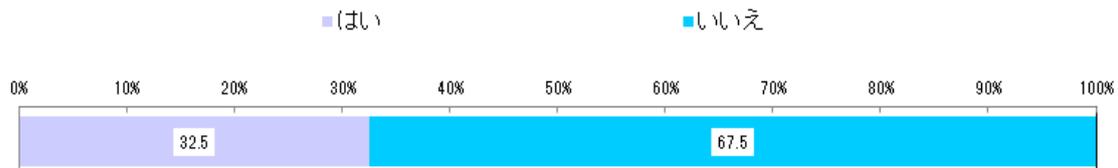
Q1 有機農産物を知っていますか。



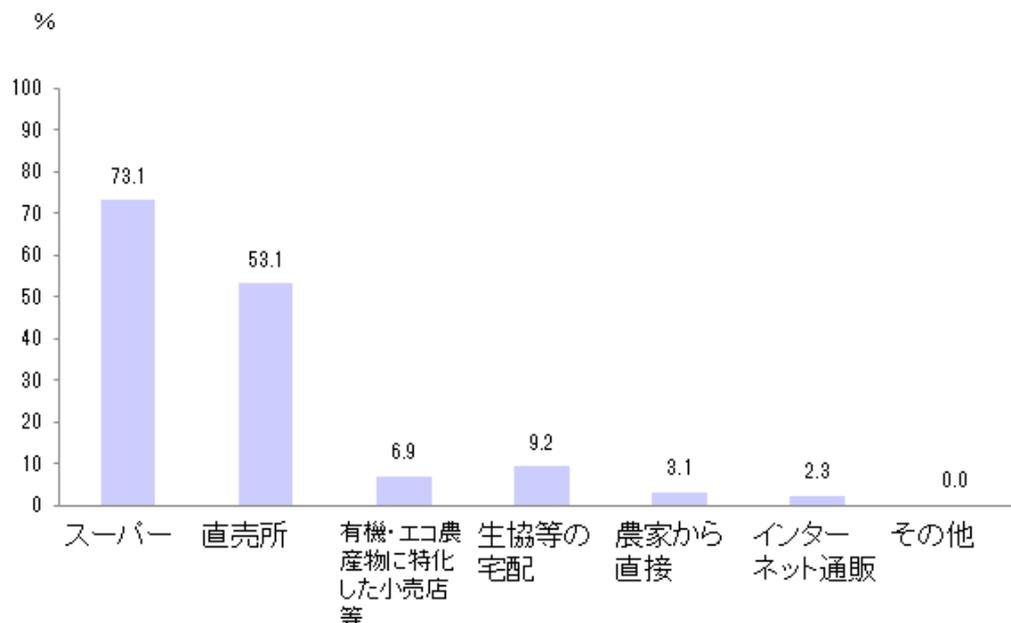
Q2 エコえひめ農産物を知っていましたか。



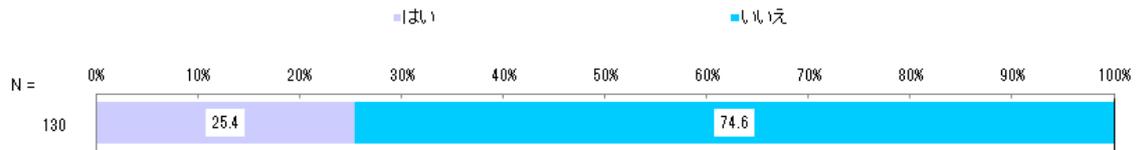
Q3 有機農産物やエコえひめ農産物を購入したことがありますか？



Q4 どこで有機農産物やエコえひめ農産物を購入しましたか？ 130人分

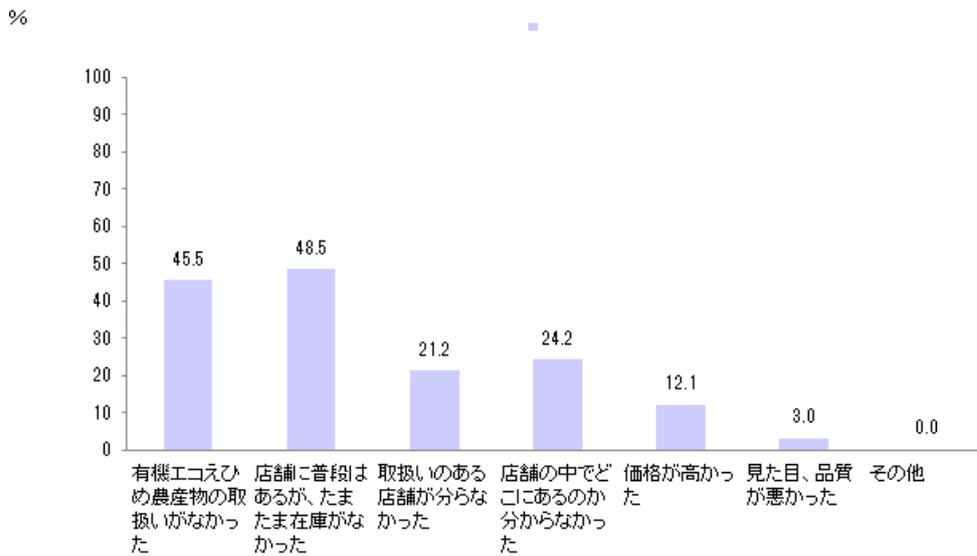


Q5 有機農産物やエコえひめ農産物を購入したいときに購入できなかったことがありますか？

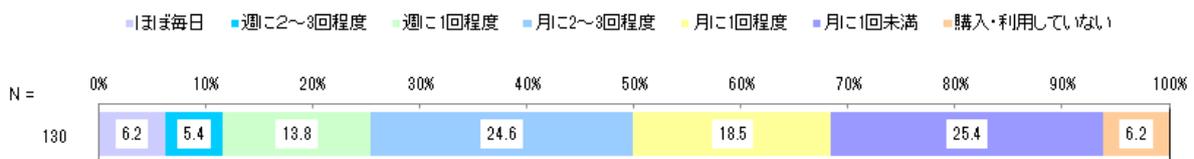


【Q5で「有機農産物～できなかったことがある」と答えた方】

Q6 有機農産物やエコえひめ農産物を購入したいときに購入できなかった理由を教えてください。



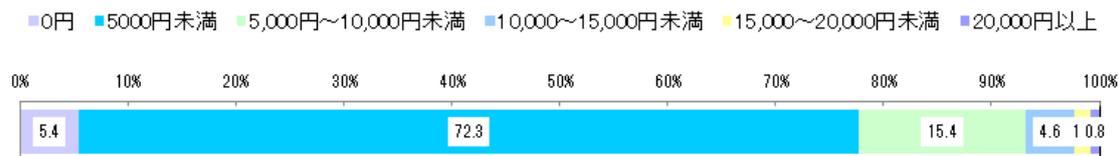
Q7 有機農産物の購入や外食等での利用の頻度はどれくらいですか



Q8 エコえひめ農産物の購入や外食等での利用の頻度はどれくらいですか

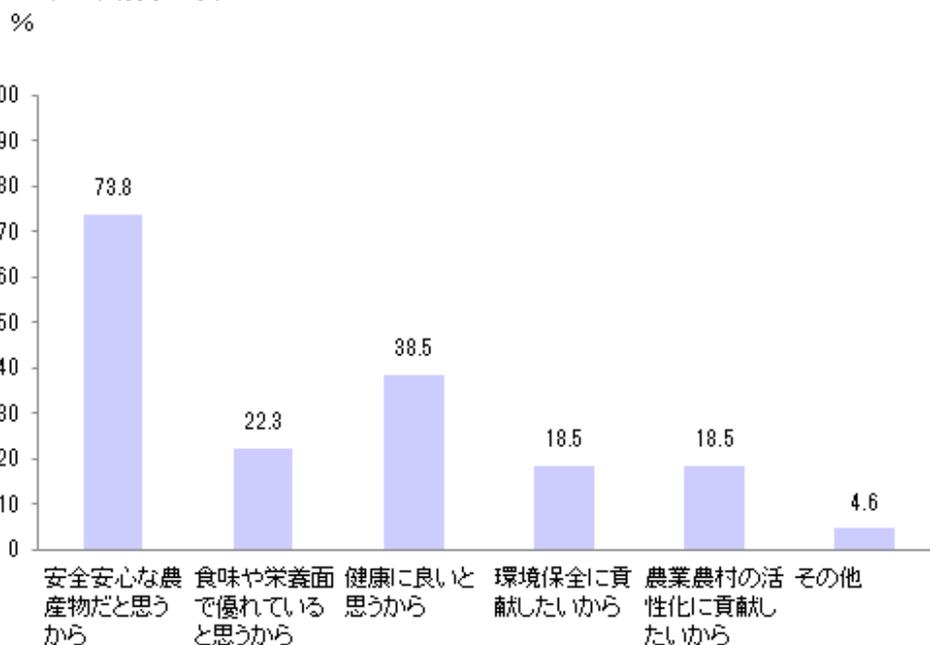


Q9 有機農産物や有機エコえひめ農産物の利用金額は、毎月どれくらいですか。 (130人分データ)

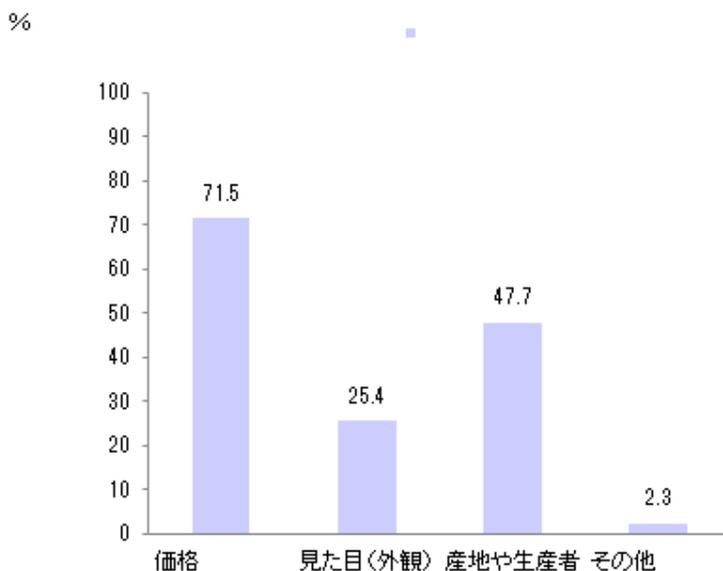


Q10 有機農産物やエコえひめ農産物を購入する理由はなんですか。

(130人分データ)



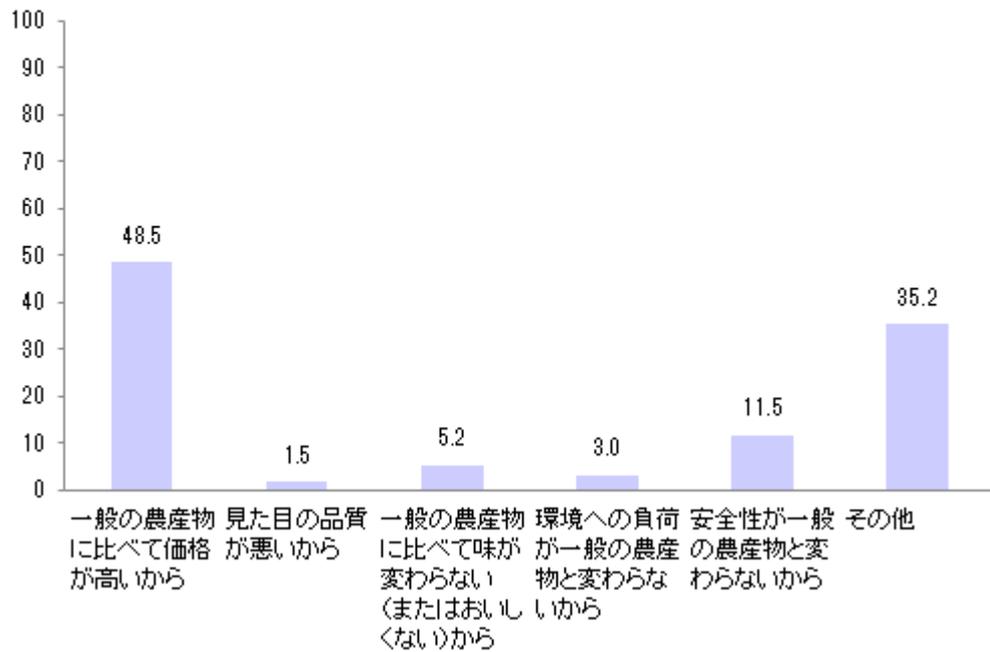
Q11 有機農産物や有機エコえひめ農産物を購入する際に気にすることはなにですか。



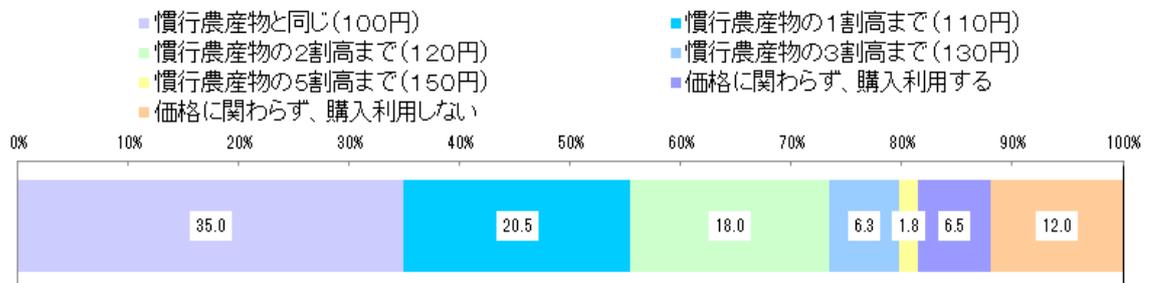
【Q3で「有機農産物～したことがない」と答えた方】

Q12 有機農産物や有機エコえひめ農産物を購入しない理由を教えてください。

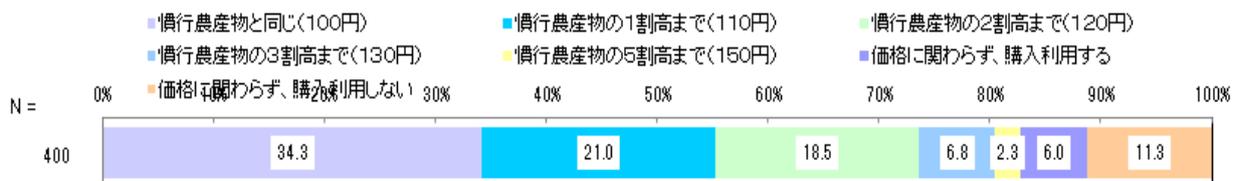
%



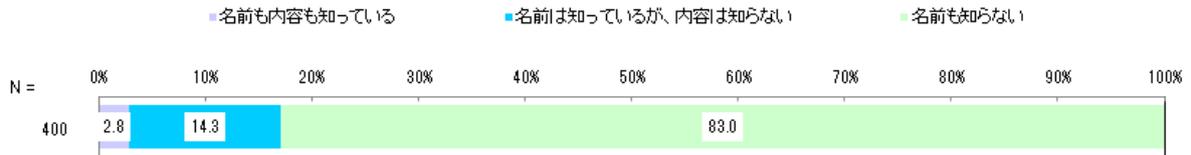
Q13 有機農産物の価格が、慣行農産物と比べて、どれくらいなら購入利用したいと思いますか。



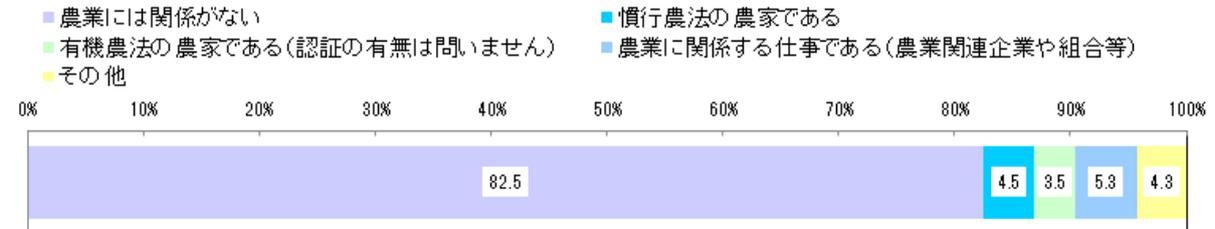
Q14 エコえひめ農産物の価格が、慣行農産物と比べて、どれくらいなら購入利用したいと思いますか。



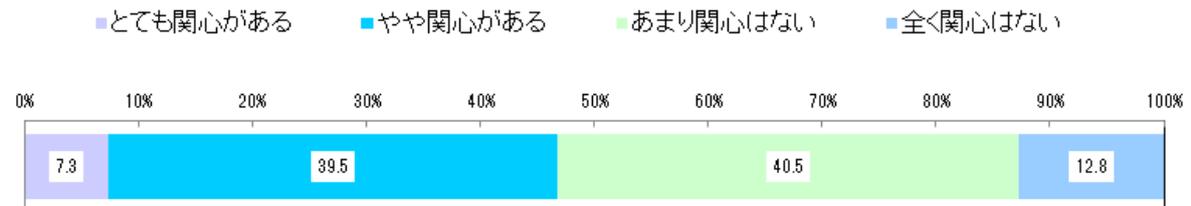
Q15 令和3年5月に国が制定した「みどりの食料システム戦略」を知っていますか。



Q 農業への関わりの程度を教えてください。



Q ご自身で、農業への関心の程度はどのくらいあると思いますか。



環境保全型農業直接支払交付金 制度の概要と愛媛県内の実施状況

愛媛県農林水産部
農業振興局 農産園芸課

1. 制度の概要

1. 制度の概要 (1) 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化学農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施。実施期間は5年間であり、令和7年度から第3期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年度に「みどりの食料システム法」を施行。
- 令和6年度に「食料・農業・農村基本法」を改正し、「環境と調和のとれた食料システムの確立」を基本理念に位置付け。



【食料・農業・農村基本法】 (R6.6)

(環境と調和のとれた食料システムの確立)

第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。(環境への負荷の低減の促進) (抜粋)

第32条 国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

【食料・農業・農村基本計画】 (R7.4)

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 (抜粋)

クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換には、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保が困難であること等の課題がある。このため、2027年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた仕組みとすること、支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討する。

1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

対象となる取組

化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動



等

+

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

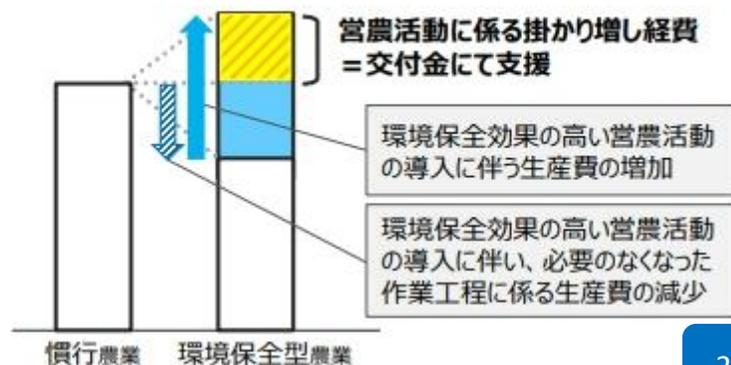
様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	取組拡大加算
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000	有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり 4,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注1)} に限り、2,000円を加算。		
	そば等雑穀、飼料作物	3,000	地域特認取組
堆肥の施用 ^{注2)}		3,600	交付単価は、都道府県が設定します。
緑肥の施用 ^{注2)}		5,000	注1) 土壌診断を実施するとともに堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施していただきます。
総合防除 ^{注2)}	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000	注2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施していただきます。
	そば等雑穀、飼料作物	2,000	
炭の投入		5,000	

! 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

✦ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



1. 制度の概要 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要

()の数字は前年度予算額。以下、同様。

日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

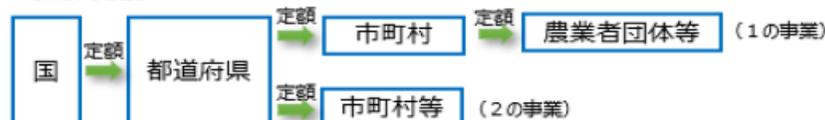
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ¹⁾	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ²⁾		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用(0.5t(水稲)又は1t(水稲以外)/10a以上)する取組	3,600
緑肥の施用 ²⁾		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ²⁾	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用(50kg又は500L/10a以上)する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合)に取り、2,000円を加算。

注2) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。 ※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援(交付単価：4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

1. 制度の概要（3）第2期からの変更点

取組メニューの変更

第2期	
取組メニュー	交付単価 (10a当たり)
有機農業	12,000円
堆肥の施用	4,400円
カバークロップ	6,000円
リビングマルチ	5,400円
草生栽培	5,000円
不耕起播種	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

統合

→ 廃止

→ 多面交付金へ移行

→ 廃止

第3期	
取組メニュー	交付単価 (10a当たり)
有機農業	14,000円
堆肥の施用	3,600円
緑肥の施用	5,000円
総合防除	4,000円
炭の投入	5,000円

↑ 2,000円

↓ 1,000円

追加

取組要件の変更

水稻の取組では、メタン削減対策が追加。

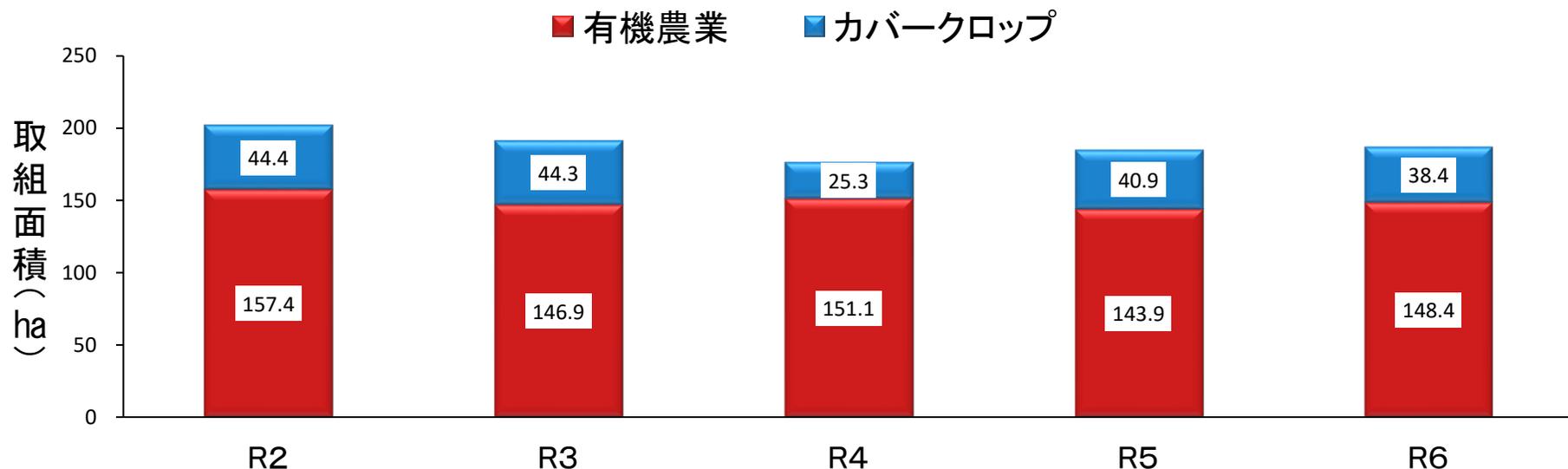
対策の例：「長期中干し」「前年度の秋耕」「前年度の灌水不実施」

→ 県内では、西条市と宇和島市が該当（水稻カバークロップ）

2. 愛媛県内の実施状況

2. 愛媛県内の実施状況 (1) 実施状況の推移

取組別 面積の推移



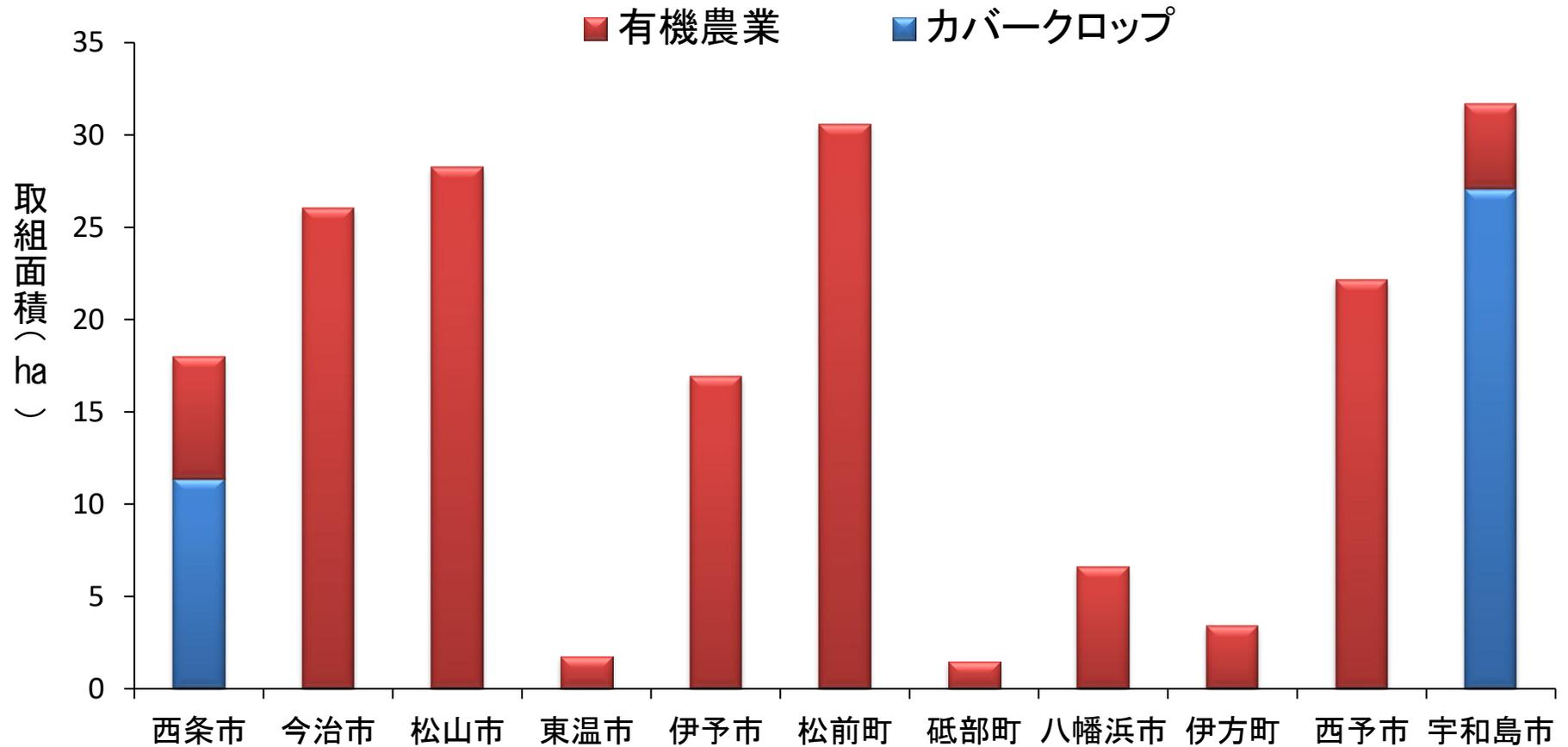
面積・金額等の推移

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
取組面積 (ha)	201.8	191.2	176.4	184.7	186.8
実施市町数	9	10	10	11	11
実施件数 (団体)	22	23	22	24	25
農業者数 (人)	83	83	80	87	92
交付金額 (千円)	21,547	20,421	19,863	19,841	20,329

- 取組面積 → やや減少傾向
- 実施市町、件数、農業者数 → やや増加

2. 愛媛県内の実施状況 (2) 令和6年度の実施状況 (取組別)

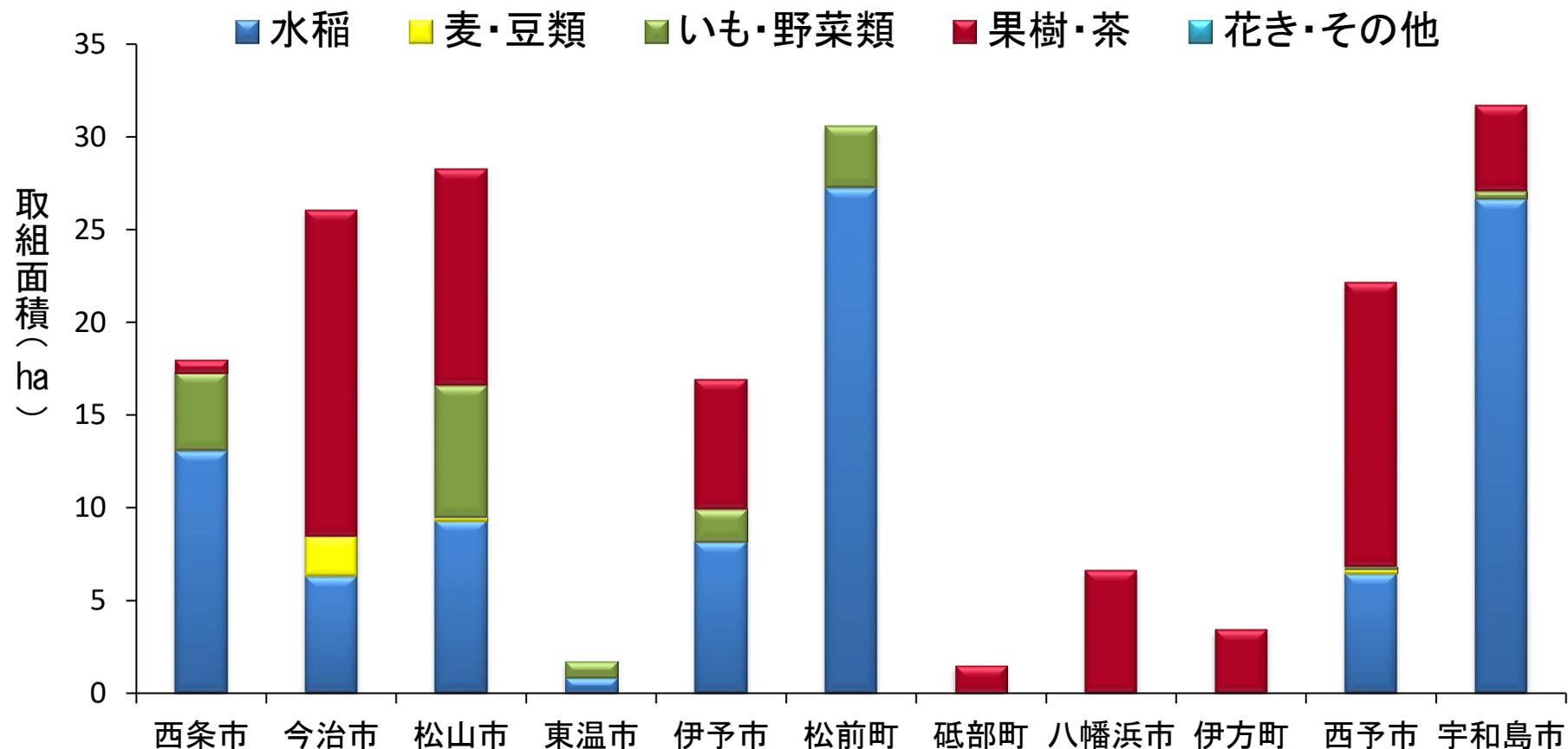
市町別取組状況 取組別



	有機農業	カバークロップ	合計
面積 (ha)	148.4	38.4	186.8
割合 (%)	79.4	20.6	

2. 愛媛県内の実施状況 (2) 令和6年度の実施状況：作物別

市町別取組状況 作物別

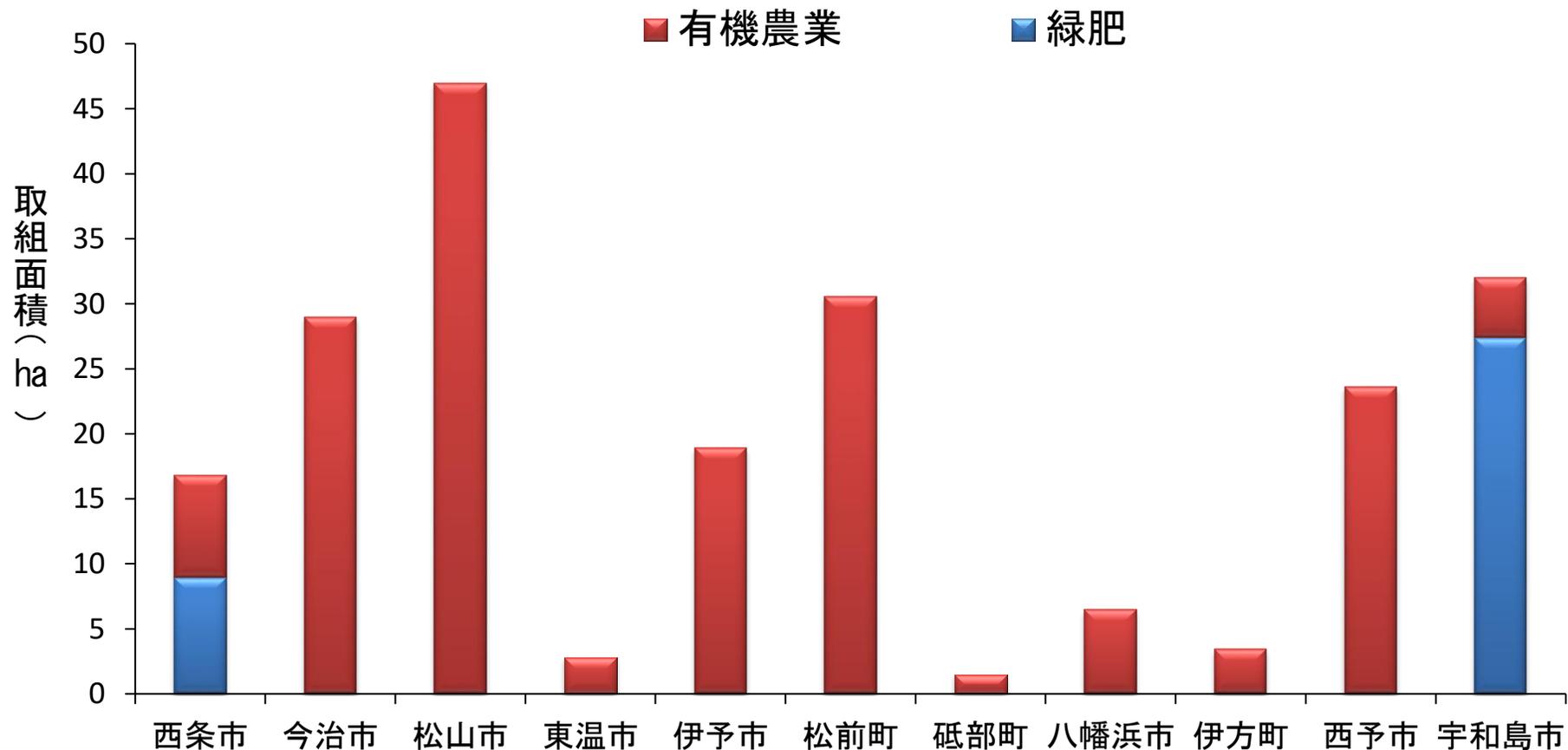


	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花・その他
面積 (ha)	98.1	2.5	17.9	68.4	0
割合 (%)	52.5	1.3	9.6	36.6	0

2. 愛媛県内の実施状況 (4) 令和7年度の申請状況

市町別取組状況 取組別

○令和7年7月時点の申請状況 211.3ha（有機農業175ha、緑肥36.3ha）



令和8年度以降も、環境保全型農業の推進に取り組んでいく。

愛媛県みどりの食料システム基本計画（案）

令和 8 年 月

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市
大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町
松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、愛媛県みどりの食料システム基本計画（以下「基本計画」）を策定する。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

項 目	H27	R2	現状 (R6)	目標指標 (R12)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	7.4	7.5	5.3	5.0
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,454	3,295	2,154	2,000
3 化学農薬使用量(kg/10a)	7.9	5.3	5.0	4.7
4 化学農薬使用量 (t)	3,460	2,159	1,916	1,800
5 エコえひめ農産物取組面積(ha)	914	812	748	760
6 有機農業取組面積(ha)	350	471	496	570

※化学肥料窒素成分使用量は R6 年 7 月～R7 年 6 月集計、化学合成農薬使用量は R5 年 10 月～R6 年 9 月集計

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

(1) 農業に関する活動

① 基本課題

農業における環境負荷を低減するためには、『農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業』である環境保全型農業の推進が極めて重要であり、土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減技術の導入を図るとともに、畜産農家や流通・加工・消費関係者と連携し、地産地消などの産地の取り組みとも一体となって、資源循環型農業の構築と、安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指す必要がある。

また、地下水等の水質改善や農業生産資材の適正処理、地球温暖化の防止等に寄与する省資源・省エネルギー化対策など、周辺環境の整備を一体的に推進し、環境と調和した持続的な農業の普及・浸透を図ることが求められる。

② 推進体制

本県における環境負荷低減事業活動の推進に当たっては、農業者・農業団体をはじめ、流通・加工・消費関係者等をメンバーとする愛媛県環境保全型農業推進会議を中心に、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を基本に、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備を図るものとする。

また、SDGsとみどりの食料システム戦略の達成に向け持続可能な農業を確立するため、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、持続可能な農業生産や消費活動を促す取り組みを推進する。

さらに、県、県農業再生協議会、市町で構成する『愛媛県みどりトータルサポートチーム』を中心に関係機関とも連携しながら、みどり認定者などを総合的に支援し、環境保全型農業、愛媛県特別栽培農産物等認証制度（以下「エコえひめ」）、愛媛県有機農業推進計画などの取り組みを一体的に推進するほか、みどり認定及び地域の先進的取組のモデル化を推進し、優良事例の横展開による取り組みの普及拡大を図る。

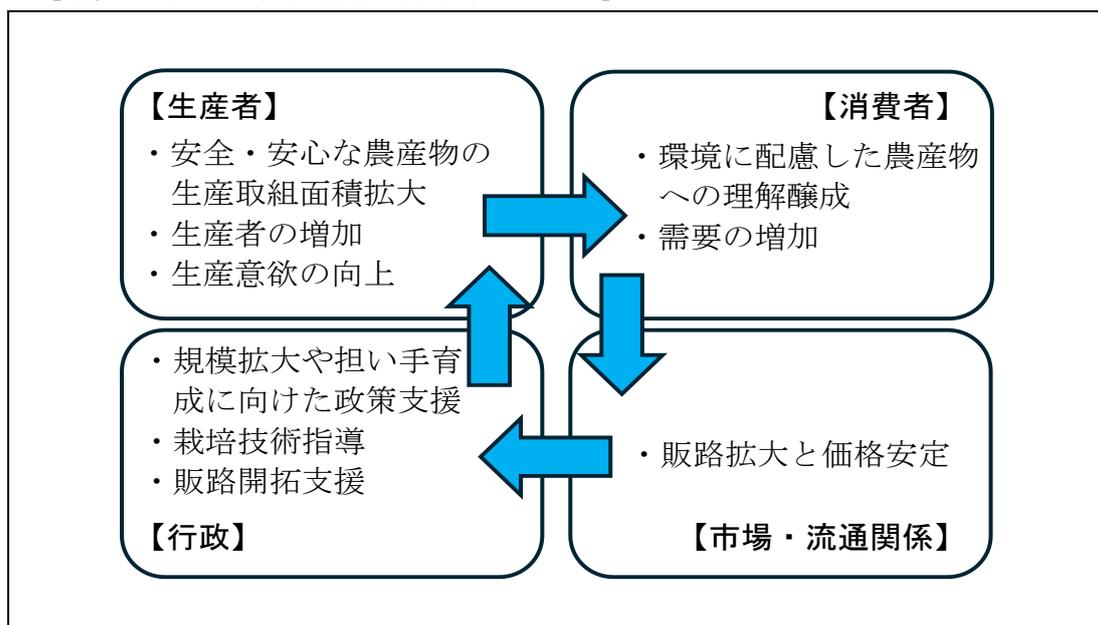
③ 推進方策

県内の主な作物毎に、土づくりや化学肥料・化学農薬の削減技術を示した「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」に基づき、その生産方式や燃油使用量等の低減による温室効果ガス排出量の削減、その他環境負荷低減に資する活動を推進し、環境と調和のとれた農業生産方式の実践を促進させ、環境保全型農業の推進を図るものとする。

また、化学肥料・化学農薬の削減や有機農業を実践する上で必要となる技術の開発を行い、環境負荷の低減を図るものとする。

なお、事業活動の推進に当たっては、市町など関係機関の意識啓発、生産者の生産意欲の向上、消費者の理解増進等により、環境に配慮した農業生産の好循環サイクルを生み出し、環境保全型農業の理解醸成と普及推進を図るものとする。

【環境に配慮した農業生産の好循環サイクル】



ア 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術等の開発・普及

(ア) 土づくりの強化

土づくりは、土壌が有する作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能等、環境保全型農業を進める上で、基本的な技術であり、家畜排泄物等の有効利用を推進し、地力の増進と化学肥料の削減に直結している。

このため、土づくりに関する情報の提供や啓蒙活動の実施・土壌診断活動に基づくきめ細かな推進指導體制の整備等を図りながら、堆肥等有機質資材施用技術や緑肥作物利用技術（草生栽培を含む）等の普及を中心に、有用微生物資材の利用や深耕、排水、客土等を推進する。

(イ) 化学肥料の削減

肥料は、農業生産において不可欠な資材であり、環境保全型農業を行うためには、土壌条件や作物生育ステージにあった適正な施肥が必要である。

このため、現場の状況を反映した県の施肥基準を毎年度、見直すとともに、施肥量削減技術（肥効調節型肥料・有機質肥料の施用、局所施肥、ドローンによる施肥等）の導入推進や土壌診断活動等に基づく施肥指導の徹底により適正施肥の推進を図る。

なお、肥効調節型肥料については、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の実践に留意のもと適正な使用管理を徹底する。

(ウ) 化学農薬の削減

環境と調和した農業を展開し、より安全・安心な農作物を生産するためには、化学農薬に過度に頼らず、土着天敵やフェロモンを利用するなど、抵抗性病害虫の発生を回避する病害虫防除技術の普及・浸透を図ることが重要である。

このため、農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除の推進を図るとともに、化学農薬だけに頼らず耕種的・物理的・生物的防除を組合せて病害虫被害を最小限に抑える IPM 技術（温湯種子消毒、生物農薬・対抗植物・抵抗性品種・フェロモン剤の利用、土壌還元・太陽熱・蒸気による土壌消毒、光を利用した病害虫防除、防虫ネットやマルチ、紫外線カットフィルムの利用等）や化学農薬削減につながるスマート農業技術（水田除草ロボット、高能率除草機等の活用等）等の開発・普及により、農薬使用によるリスクの軽減を図る。

また、近年の気象変動に伴い、新たに侵入・多発する病害虫や雑草への対策を講ずる必要があることから、病害虫や雑草の発生様相に対応した新たな防除技術や効率的な防除体系の確立を進める。

さらに、農薬の使用においては、「農薬取締法」等関係法令を遵守するとともに、適正な使用管理を徹底する。

イ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

安全・安心な農産物の生産取組面積の拡大を図るため、環境保全型農業に取り組む生

産者に対し、セミナーの開催や技術・経営指導、技術実証圃の設置等の支援を行う。

また、県独自の認証制度や有機農業の推進に関する法律の施行、環境保全型農業直接支援対策の導入など、減農薬・減化学肥料栽培の拡大に関連する制度の整備も進んでいることなどから、有機JAS認証制度やエコえひめ認証制度等を活用した農産物表示の認知度向上を図りながら、消費者と生産者の相互理解の増進や流通・加工・消費等関係者との連携強化を促進させ、販路拡大と価格安定に向けた小売、流通、加工事業者等とのマッチング、食農教育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入等を進め、地域に根ざした環境保全型農業の取り組みを拡大する。

ウ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

農業生産活動に伴う、ビニールフィルムや肥料袋、農薬の空容器等各種の農業用廃プラスチック等については、産業廃棄物としての法に基づく適正処理が求められている。

本県においては、行政・農業者団体等が一体となり、排出量の削減や再生利用を基本とした適正処理を推進しているところであるが、環境と調和した持続的な農業の定着を図るためにも、環境保全型農業の推進活動の一環として、野焼き等による不適切な資源の処理体制を是正し、農業生産資材の適正処理や生分解性マルチ等の利用拡大、リデュース・リユース・リサイクルの一層の普及浸透を図る。

また、近年、プラスチックを使用した被覆肥料の被覆殻が、ほ場から海洋に流出することによる環境への影響が懸念されていることから、流出防止対策の徹底と、代替技術（化学合成緩効性肥料の活用、ペースト施肥や粒状・液状肥料の流し込み施肥技術など）の普及推進による被覆肥料の使用量削減を図る。

エ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

環境負荷の軽減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに、生産コストの低減対策を併せて推進するため、様々な作物や畜産系、林産系などのバイオマス資源をエネルギー変換・利用する循環システムを構築するとともに、有機性資源の再生利用の促進による焼却処理の回避や、施設栽培における省エネルギー化、自然エネルギーの活用等の技術課題についても検討を進め、二酸化炭素の削減等、地球環境の改善に寄与する省資源・省エネルギー化の促進を図る。

(2) 畜産業に関する活動

① 家畜排せつ物の管理における取組

脱臭装置の設置、微生物を利用した浄化処理、堆肥化における副資材の投入や切返し回数の変更、畜産バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

② 家畜の飼養管理における取組

脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス改善飼料給与等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(3) 林業に関する活動

省エネ対応型林業機械や車両の導入のほか、未利用材の木質バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）等による温室効果ガス排出削減の取り組みを推進する。

(4) 漁業に関する活動

省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

5 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項

該当なし

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

(1) 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及びIPM技術の開発・普及

(2頁のア(ア)、3頁のア(イ)・(ウ)参照)

(2) 地域資源を活用したリサイクルの促進

資源の循環利用が重要な課題となる中で、家畜排せつ物や作物残さ、木質材料や食品加工残さ、下水汚泥等の未利用資源については、堆肥等による農業分野への再生利用が適切な利用方法の一つとして推進されている。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業生産の確立を図るためにも、これら有機性資源の循環利用の推進が不可欠となっている。

このため、効率的な有機性資源の利用促進を図るため、木質・堆肥ペレットなどの技術開発、普及を促進させるとともに、地域の現状や耕種農家の意向を踏まえて、堆肥散布組織の育成や機械・施設等の条件整備、畜産農家や流通・加工・消費等関係機関との連携システムの構築を図り、地域資源の循環利用に係る周辺環境を整備する。

7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

・消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

(3頁のイ参照)

8 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

肥料や農薬は、農業生産にとって必要不可欠な資材であるが、現行の栽培体系では、地下水等の硝酸性窒素の環境基準等を維持することが困難な地域もあることから、これらの現状や近年の試験研究成果等を踏まえ、必要に応じて施肥基準等の既存基準の見直しを行うとともに、地域における推進体制を整備し、関係者の問題意識の醸成や生産技術の改善、対策事業の導入等により、地域課題としての環境負荷軽減対策を推進する。

環境保全型農業対策

1 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及

対 策	内 容
環境と調和のとれた農業生産方式や有機農産物等栽培技術の確立・普及	■土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を併せて行う農業生産技術を確立するとともに、関係機関・団体等と連携して化学肥料・化学農薬の低減目標を設定し、環境と調和のとれた農業生産方式の導入を推進する。更に、有機農業(無農薬、無化学肥料)等による栽培技術の調査・開発・普及に努める。
有機質肥料の利用促進	■家畜ふん尿を処理した堆肥など有機質肥料の施用による土づくりを推進し、地力の増進を図る。また、ペレット堆肥の研究を進め堆肥の利用促進を図る。
合理的な作付体系の普及	■集落営農の展開を踏まえ、地域の条件にあった輪作体系の確立や緑肥作物を適切に組み入れた合理的な作付体系の普及を図る。
土壌管理の推進	■土壌診断・生育診断に基づく施肥を基本として、肥料・農薬などの資材の適正使用等による環境に配慮した効率的な土壌管理を推進する。
土壌診断機能の充実強化	■土壌条件や作物の生育状況に応じたきめ細かい土づくりや施肥の合理化を進めるため、ドローンによるリモートセンシング等簡便かつ広域的な手法の導入・普及を推進し、処方箋を作成するなど、土壌診断機能を充実強化に努める。
施肥基準に基づく適正施肥の推進	■県の施肥基準を基本に、地域毎、作物毎の施肥指導を推進するとともに、技術の進展に応じて基準の見直しを行う。
施肥量削減技術の確立・普及	■有機質肥料や肥効調節型肥料、局所施肥技術等による適応作物の拡大、地域のバイオマス資源を活用した施肥技術の確立を図るとともに、これらの技術を組み合わせた施肥量削減技術を確立・普及に努める。
要防除水準の確立	■作物別の要防除水準の設定をより多種類の作物に拡充し、その普及・実践により、防除の適正化と農薬使用量の削減に努める。
農薬の危害防止対策	■農薬による事故等の発生を未然に防止するため、農薬販売者や農薬使用者に対し、農薬の保管管理や安全使用を普及啓発する。
バイテク手法を駆使した抵抗性品種の育成	■バイテク手法を駆使し、高品質で病害虫に抵抗性を有する品種の育成に努めるとともに、土壌伝染性病害に対して、抵抗性を有する台木の普及を進める。
総合的病害虫管理システム(IPM)の推進	■天敵(土着含む)やフェロモンなど各種防除技術を組み合わせ、許容水準以下に病害虫の発生をコントロールする総合的病害虫管理システム(IPM)を推進する。 ■薬剤抵抗性など農薬のみでは対応できない病害虫等や、新たな侵入や温暖化等により被害が拡大し、従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫等について、地域の栽培体系等を考慮した新たな IPM 防除体系を確立し、普及に努める。
収量・品質安定のための技術開発	■環境保全型農業による農産物の収量や品質安定のため、マルチ栽培や雨よけ栽培に加え、新たな技術開発を図り、普及に努める。

2 地域資源を活用したリサイクルの促進

対 策	内 容
耕種農家と畜産農家の連携強化	■耕種農家と畜産農家の連携強化を図り、受託組織や集落営農の活動と一体となった取組等により、稲わらや家畜ふん尿堆肥などのリサイクルの推進に努める。
有機性資源の利用促進システムの確立	■有機性資源の需要拡大を図るため、堆肥ペレット・木質ペレットの技術開発及び普及を促進させるとともに、インターネット等を利用した有機性資源の情報の提供やPRに取り組み、広域流通を促進する。 ■既存の堆肥処理施設の有効利用に加え、大型の基幹堆肥センターや不要期に堆肥を保管するための倉庫施設等の整備を進める。
地域が一体となったリサイクルの取り組み	■地域が一体となったリサイクルの取り組みを促進させるとともに、リサイクルシステムの実証事業やハード事業の取り組みを推進し、その定着化を図る。

3 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

対 策	内 容
有利販売につながる流通体制の確立	■生産者と消費者の提携を促進するとともに、量販店との契約取引や産直等有利販売につながる流通体制を確立する。
広域的情報交換システムの整備	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の生産、販売等の情報について、広域的な情報システムを整備する。
有機農産物等の高付加価値化等	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等や農産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者が容易にこれらの農産物等を判別、入手できるようにするため、市場や量販店等と連携を図り、表示（ラベリング等）の徹底を図る。 ■農業者と消費者、市場や量販店等、それぞれが、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培により生産された農産物の価値を認め合う関係づくりを促進するため、イベントや交流会等を通じて農業者の取組や苦労、認証表示を含めた農産物等の情報提供を行う。
生産体制の強化と支援制度の充実・活用	■みどり認定を支援するとともに、特別栽培農産物や有機農業の生産・普及拡大を図る。 ■化学肥料、化学農薬の大幅な削減や有機農業の取り組みを促進するため、環境保全型農業直接支払交付金等各種制度の活用を図るとともに、有機JAS認証取得の推進等を図る。
栽培技術の確立支援	■栽培技術の確立を図るため、技術実証事業の取り組みを推進し、産地の育成を図る。

4 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

対 策	内 容
地域課題の原因究明	■地域課題の発生地域に対しては、当該地域の営農実態調査等を実施し、直接的・間接的な原因を把握して、農業生産者の認識と改善意識の高揚を図る。
既存技術の見直し	■現行の栽培体系では、問題点の解決が難しい地域に対しては、試験研究等の成果や新たな検討を加えて、既存技術を見直し、その普及に努める。
関係機関との連携強化	■地域課題の共通認識と改善意識の高揚を図るとともに、改善対策の取り組みを促進するため、関係機関・団体の連携化を図り、地域における推進体制を整備する。
各種事業等を活用した改善対策の推進	■改善対策の取り組みにあたっては、各種事業を活用し、関係機関・団体等が取り組みやすい事業の推進を図る。

5 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

対 策	内 容
関係機関の連携による効率的処理システムの構築	■農家、農協、市町等関係者の協力のもとに、廃プラスチック類等の適正処理システムを継続するとともに、分別回収の推進等により、リサイクル処理の推進を図る。また、養液栽培の廃液についても再利用や適正処理方法の確立を図る。
代替資材の利用促進等	■生分解性マルチシートなど地域環境に負荷を与えることなく処理することが可能な代替資材の実証・普及や農薬の空き容器の回収システムの利用促進を図る。
意識啓発活動の促進	■農協、市町等の協力のもと、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理や分別収集等の啓蒙や取り組み意識の高揚を図る。

6 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

対 策	内 容
情報の収集	■省資源・省エネルギー技術を活用し、低コストで環境に優しい農業生産の普及・定着を図るため、エネルギー作物や木質残材等の未利用バイオマス資源等に関する情報収集に努め、その導入方法や問題点の検討を行う。
関係機関等の連携強化	■省資源・省エネルギー技術の推進にあたっては、民間も含めて幅広い分野の技術開発や関連機器・資材の普及が不可欠であるため、関係機関等との連携強化に努める。

有機性資源の再生利用の促進	■稲わら等有機性資源の焼却を回避し、堆肥化して再生利用する等、農業生産活動による二酸化炭素の発生抑制を促進する。
二酸化炭素削減等地球環境改善の寄与度評価	■二酸化炭素の吸収量等、生産活動による地球環境改善に対する寄与度を算出・評価し、環境保全型農業の自己評価や消費者の理解促進を図る。
新エネルギー導入の促進	■エネルギー作物や畜産系、林産系、水産系等のバイオマス資源を活用したバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造等の取り組みを促進させるため、技術開発、経済性の調査を推進する。

7 その他（環境保全型農業の推進）

愛媛県みどりトータルサポートチームを中心に、「生産者と消費者の信頼関係構築」、「県民への環境保全型農業の理解促進」、「生産者の意識啓発」、「環境保全型実践集団の組織化」を図る。

対 策	内 容
生産者と消費者の信頼関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ■食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入などにより、生産者と消費者の交流を促進させ、両者の信頼関係を構築し、有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の安全性や機能性等に対する正確な情報提供を行い、相互理解の増進を図る。 ■生産者による農産物の生産工程管理（GAP）への取組を支援することで、農産物の安全性確保だけでなく、環境負荷の軽減や作業者の安全衛生の確保を図る。
県民への環境保全型農業の理解促進	■流通関係者、消費者等に対し、SDG s の達成やエシカル消費につながる環境保全型農業の意義や現場の苦勞・工夫について、情報提供やPR 活動を行い、理解促進を図る。
生産者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■環境と調和した生産方式の実践を推進するとともに、環境保全型農業に関する研修会、シンポジウム等を開催し、生産者の意識啓発や自主的な努力の醸成に努める。また、環境保全型農業に取り組む地域リーダーの育成を図る。 ■環境保全型農業の模範となる優良事例の紹介や表彰等により生産者の意識高揚を図る。
環境保全型実践集団の組織化	■先駆的な実践事例の成果も踏まえ、地域の実情に応じた環境保全型農業実践集団の組織化を促し、活動を支援する。
生産者等の意見の把握による環境保全型農業の推進	■環境保全型農業推進会議等により、生産者、消費者、流通業者等から有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等に関する提言等を受け、その提言等に基づき、関係機関・団体と連携・協力の上、環境保全型農業を推進する。

※SDGs：2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標で、2030年までに取り組むべき17の国際目標。

※エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。SDG s の17の目標のうち、12番目の目標「つくる責任つかう責任」に関連する取組。

【関係法令】

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法） R4.7.1 施行

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業の及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る。

【関係制度等】

○愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針 R5.3.15 施行

本県の主な農作物82品目について、環境負荷低減事業活動の具体的内容を提示。

○みどりの食料システム法の認定制度 R5.3.15 施行

農林漁業者が、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」に則して環境負荷低減事業活動の実施計画を作成し、知事から認定を受けることで、当該事業活動の取組に係る設備投資に対して、金融の支援措置等の適用が可能となる制度。

○愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ認証制度）（H15～）

化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県独自に認証する「エコえひめ農産物」、5割以上削減した農産物を国のガイドラインに基づき認証する「エコえひめ特別栽培農産物」、化学肥料・化学農薬を使用しない農産物を県独自に認証する「エコえひめ農薬・化学肥料不使用農産物」、国GAPガイドラインに準拠した県GAP認証制度をエコえひめ内に創設（H29.12）し、認証する「県GAP農産物」がある。

○愛媛県有機農業推進計画

国が有機農業を推進する法律を定め、それを受け、県では平成20年3月県有機農業推進計画を策定（R8. 見直し）。

有機農業推進法における有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした農業。

愛媛県みどりの食料システム基本計画の新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧																																																																											
<p>愛媛県みどりの食料システム基本計画</p> <p style="text-align: right;">令和8年 月</p> <p>愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のため環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、愛媛県みどりの食料システム基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。</p> <p>1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>H27</th> <th>R2</th> <th>現状 (R6)</th> <th>目標指数 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)</td> <td>7.4</td> <td>7.5</td> <td>5.3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2 化学肥料窒素成分使用量 (t)</td> <td>3,454</td> <td>3,295</td> <td>2,154</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)</td> <td>7.9</td> <td>5.3</td> <td>5.0</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>4 化学合成農薬使用量 (t)</td> <td>3,460</td> <td>2,159</td> <td>1,916</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)</td> <td>914</td> <td>812</td> <td>748</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>6 有機農業取組面積 (ha)</td> <td>350</td> <td>471</td> <td>496</td> <td>570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標指数（R12）の化学肥料窒素成分量はR6年7月～R7年6月集計、化学合成農薬使用量はR5年10月～R6年9月集計</p> <p>2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 (1) 農業に関する活動 ① 基本課題 農業における環境負荷を低減するためには、『農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業』である環境保全型農業の推進が極めて重要であり、土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減技術の導入を図るとともに、畜産農家や流通・加工・消費関係者と連携し、地産地消などの産地の取り組みとも一体となって、資源循環型農業の構築と、安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指す必要がある。 また、地下水等の水質改善や農業生産資材の適正処理、地球温暖化の防止等に寄与する省資源・省エネルギー化対策など、周辺環境の整備を一体的に推進し、環境と調和した持続的な農業の普及・浸透を図ることが求められる。</p>	項 目	H27	R2	現状 (R6)	目標指数 (R12)	1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)	7.4	7.5	5.3	5	2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,454	3,295	2,154	2,000	3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)	7.9	5.3	5.0	4.7	4 化学合成農薬使用量 (t)	3,460	2,159	1,916	1,800	5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)	914	812	748	760	6 有機農業取組面積 (ha)	350	471	496	570	<p>愛媛県みどりの食料システム基本計画</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月</p> <p>愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のため環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づき、この基本計画策定する。</p> <p>1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>H22</th> <th>H27</th> <th>現状 (R元)</th> <th>目標指数 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)</td> <td>7.9</td> <td>7.4</td> <td>7.5</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>2 化学肥料窒素成分使用量 (t)</td> <td>3,707</td> <td>3,454</td> <td>3,418</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)</td> <td>6.9</td> <td>7.9</td> <td>7.6</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>4 化学合成農薬使用量 (t)</td> <td>3,260</td> <td>3,460</td> <td>3,175</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)</td> <td>958</td> <td>914</td> <td>865</td> <td>890</td> </tr> <tr> <td>6 環境保全型農業直接支払取組面積 (ha)</td> <td>—</td> <td>219</td> <td>219</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>7 有機農業取組面積 (ha)</td> <td>389</td> <td>350</td> <td>491</td> <td>670</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙1：愛媛県環境保全型農業推進基本方針 2頁参照)</p> <p>2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 (1) 農業に関する活動 (別紙1：2頁の(4)1項参照)</p>	項 目	H22	H27	現状 (R元)	目標指数 (R7)	1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5	2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,707	3,454	3,418	2,500	3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5	4 化学合成農薬使用量 (t)	3,260	3,460	3,175	2,500	5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)	958	914	865	890	6 環境保全型農業直接支払取組面積 (ha)	—	219	219	245	7 有機農業取組面積 (ha)	389	350	491	670
項 目	H27	R2	現状 (R6)	目標指数 (R12)																																																																								
1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)	7.4	7.5	5.3	5																																																																								
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,454	3,295	2,154	2,000																																																																								
3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)	7.9	5.3	5.0	4.7																																																																								
4 化学合成農薬使用量 (t)	3,460	2,159	1,916	1,800																																																																								
5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)	914	812	748	760																																																																								
6 有機農業取組面積 (ha)	350	471	496	570																																																																								
項 目	H22	H27	現状 (R元)	目標指数 (R7)																																																																								
1 化学肥料窒素成分使用量 (kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5																																																																								
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,707	3,454	3,418	2,500																																																																								
3 化学合成農薬使用量 (kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5																																																																								
4 化学合成農薬使用量 (t)	3,260	3,460	3,175	2,500																																																																								
5 エコえひめ農産物取組面積 (ha)	958	914	865	890																																																																								
6 環境保全型農業直接支払取組面積 (ha)	—	219	219	245																																																																								
7 有機農業取組面積 (ha)	389	350	491	670																																																																								

② 推進体制

本県における環境負荷低減事業活動の推進に当たっては、農業者・農業団体をはじめ、流通・加工・消費関係者等をメンバーとする愛媛県環境保全型農業推進会議を中心に、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を基本に、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備を図るものとする。

また、SDGsとみどりの食料システム戦略の達成に向け持続可能な農業を確立するため、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、持続可能な農業生産や消費活動を促す取り組みを推進する。

さらに、県、県農業再生協議会、市町で構成する『愛媛県みどりトータルサポートチーム』を中心に関係機関とも連携しながら、みどり認定者などを総合的に支援し、環境保全型農業、愛媛県特別栽培農産物等認証制度（以下「エコえひめ」）、愛媛県有機農業推進計画などの取り組みを一体的に推進するほか、みどり認定及び地域の先進的取組のモデル化を推進し、優良事例の横展開による取り組みの普及拡大を図る。

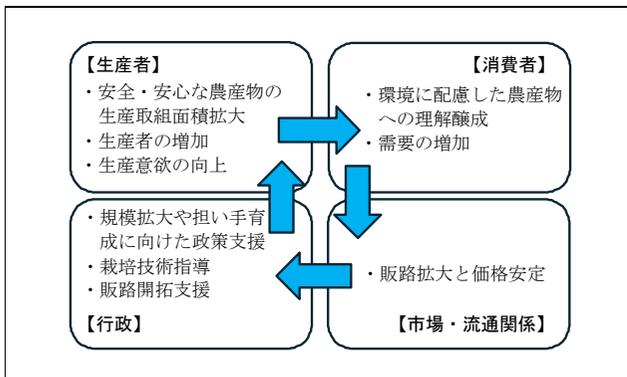
③ 推進方策

県内の主な作物毎に、土づくりや化学肥料・化学農薬の削減技術を示した「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」に基づき、その生産方式や燃油使用量等の低減による温室効果ガス排出量の削減、その他環境負荷低減に資する活動を推進し、環境と調和のとれた農業生産方式の実践を促進させ、環境保全型農業の推進を図るものとする。

また、化学肥料・化学農薬の削減や有機農業を実践する上で必要となる技術の開発を行い、環境負荷の低減を図るものとする。

なお、事業活動の推進に当たっては、市町など関係機関の意識啓発、生産者の生産意欲の向上、消費者の理解増進等により、環境に配慮した農業生産の好循環サイクルを生み出し、環境保全型農業の理解醸成と普及推進を図るものとする。

【環境に配慮した農業生産の好循環サイクル】



ア 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術等の開発・普及

(ア) 土づくりの強化

土づくりは、土壌が有する作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能等、環境保全型農業を進める上で、基本的な技術であり、家畜排泄物等の有効利用を推進し、地力の増進と化学肥料の削減に直結している。

このため、土づくりに関する情報の提供や啓蒙活動の実施・土壌診断活動に基づくきめ細かな推進指導体制の整備等を図りながら、堆肥等有機質資材施用技術や緑肥作物利用技術（草生栽培を含む）等の普及を中心に、有用微生物資材の利用や深耕、排水、客土等を推進する。

(イ) 化学肥料の削減

肥料は、農業生産において不可欠な資材であり、環境保全型農業を行うためには、土壌条件や作物生育ステージにあった適正な施肥が必要である。

このため、現場の状況を反映した県の施肥基準を毎年度、見直すとともに、施肥量削減技術（肥効調節型肥料・有機質肥料の施用、局所施肥、ドローンによる施肥等）の導入推進や土壌診断活動等に基づく施肥指導の徹底により適正施肥の推進を図る。

なお、肥効調節型肥料については、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の実践に留意のもと適正な使用管理を徹底する。

(ウ) 化学農薬の削減

環境と調和した農業を展開し、より安全・安心な農作物を生産するためには、化学農薬に過度に頼らず、土着天敵や〇〇を利用するなど等、抵抗性病害虫の発生を回避する病害虫防除技術の普及・浸透を図ることが重要である。

このため、農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除の推進を図るとともに、化学農薬だけに頼らず耕種的・物理的・生物的防除を組合せて病害虫被害を最小限に抑える IPM 技術（温湯種子消毒、生物農薬・対抗植物・抵抗性品種・フェロモン剤の利用、土壌還元・太陽熱・蒸気による土壌消毒、光を利用した病害虫防除、防虫ネットやマルチ、紫外線カットフィルムの利用等）や化学農薬削減につながるスマート農業技術（水田除草ロボット、高能率除草機等の活用等）等の開発・普及により、農薬使用によるリスクの軽減を図る。

また、近年の気象変動に伴い、新たに侵入・多発する病害虫や雑草への対策を講ずる必要があることから、病害虫や雑草の発生様相に対応した新たな防除技術や効率的な防除体系の確立を進める。

さらに、農薬の使用においては、「農薬取締法」等関係法令を遵守するとともに、適正な使用管理を徹底する。

イ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

安全・安心な農産物の生産取組面積の拡大を図るため、環境保全型農業に取り組む生

1. 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術等の開発・普及
(別紙 1 : 2 頁の (4) ①参照)

2. 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大
(別紙 1 : 3 頁の (4) ③参照)

産者に対し、セミナーの開催や技術・経営指導、技術実証圃の設置等の支援を行う。
また、県独自の認証制度や有機農業の推進に関する法律の施行、環境保全型農業直接支援対策の導入など、減農薬・減化学肥料栽培の拡大に関連する制度の整備も進んでいることなどから、有機JAS認証制度やエコえひめ認証制度等を活用した農産物表示の認知度向上を図りながら、消費者と生産者の相互理解の増進や流通・加工・消費等関係者との連携強化を促進させ、販路拡大と価格安定に向けた小売、流通、加工事業者等とのマッチング、食農教育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入等を進め、地域に根ざした環境保全型農業の取り組みを拡大する。

ウ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

農業生産活動に伴う、ビニールフィルムや肥料袋、農薬の空容器等各種の農業用廃プラスチック等については、産業廃棄物としての法に基づく適正処理が求められている。
本県においては、行政・農業者団体等が一体となり、排出量の削減や再生利用を基本とした適正処理を推進しているところであるが、環境と調和した持続的な農業の定着を図るためにも、環境保全型農業の推進活動の一環として、野焼き等による不適切な資源の処理体制を是正し、農業生産資材の適正処理や生分解性マルチ等の利用拡大、リデュース・リユース・リサイクルの一層の普及浸透を図る。
また、近年、プラスチックを使用した被覆肥料の被覆殻が、ほ場から海洋に流出することによる環境への影響が懸念されていることから、流出防止対策の徹底と、代替技術（化学合成緩効性肥料の活用、ペースト施肥や粒状・液状肥料の流し込み施肥技術など）の普及推進による被覆肥料の使用量削減を図る。

エ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

環境負荷の軽減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに、生産コストの低減対策を併せて推進するため、様々な作物や畜産系、林産系などのバイオマス資源をエネルギー変換・利用する循環システムを構築するとともに、有機性資源の再生利用の促進による焼却処理の回避や、施設栽培における省エネルギー化、自然エネルギーの活用等の技術課題についても検討を進め、二酸化炭素の削減等、地球環境の改善に寄与する省資源・省エネルギー化の促進を図る。

(2) 畜産業に関する活動

① 家畜排せつ物の管理における取組

脱臭装置の設置、微生物を利用した浄化処理、堆肥化における副資材の投入や切返し回数の変更、畜産バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

② 家畜の飼養管理における取組

脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス改善飼料給与等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

3. 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進 (別紙1:3頁の(4)⑤参照)

4. 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減 (別紙1:3頁の(4)⑤参照)

(2) 畜産業に関する活動

1. 家畜排せつ物の管理における取組

脱臭装置の設置、微生物を利用した浄化処理、堆肥化における副資材の投入や切返し回数の変更、畜産バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

2. 家畜の飼養管理における取組

脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス改善飼料給与等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(3) 林業に関する活動

省エネ対応型林業機械や車両の導入のほか、未利用材の木質バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(4) 漁業に関する活動

省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

5 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項

該当なし

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

(1) 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及

（2頁のア（ア）、3頁のア（イ）・（ウ）参照）

(2) 地域資源を活用したリサイクルの促進

資源の循環利用が重要な課題となる中で、家畜排せつ物や作物残さ、木質材料や食品加工残さ、下水汚泥等の未利用資源については、堆肥等による農業分野への再生利用が適切な利用方法の一つとして推進されている。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業生産の確立を図るためにも、これら有機性資源の循環利用の推進が不可欠となっている。

このため、効率的な有機性資源の利用促進を図るため、木質・堆肥ペレットなどの技術開発、普及を促進させるとともに、地域の現状や耕種農家の意向を踏まえて、堆肥散布組織の育成や機械・施設等の条件整備、畜産農家や流通・加工・消費等関係機関との連携システムの構築を図り、地域資源の循環利用に係る周辺環境を整備する。

7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

・消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

（3頁のイ参照）

8 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

肥料や農薬は、農業生産にとって必要不可欠な資材であるが、現行の栽培体系では、地下水等の硝酸性窒素の環境基準等を維持することが困難な地域もあることから、これらの現状や近年の試験研究成果等を踏まえ、必要に応じて施肥基準等の既存基準の見直しを行うとともに、地域における推進体制を整備し、関係者の問題意識の醸成や生産技術の改善、対策事業の導入等により、地域課題としての環境負荷軽減対策を推進する。

(3) 林業に関する活動

省エネ対応型林業機械や車両の導入のほか、未利用材の木質バイオマス利用による代替エネルギー利用の促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(4) 漁業に関する活動

省エネ型エンジンやスマート給餌機の導入等による温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

3 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項

該当なし

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

1. 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及

（別紙1：2頁の（4）①参照）

2. 地域資源を活用したリサイクルの促進

（別紙1：3頁の（4）②参照）

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

・消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

（別紙1：3頁の（4）③参照）

6 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

・環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

（別紙1：3頁の（4）④参照）

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県、市町、関係団体等関係者が連携して、有機農業をはじめとする地域の先進的取組のモデル化（特定区域設定）を推進し、みどりの食料システム関連予算や認定制度等を活用しながら、優良事例の横展開による取組の普及拡大を図る。

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

令和5年3月

愛媛県

愛媛県環境保全型農業推進基本方針

1 趣旨

県民の環境問題に対する関心が高まる中で、農業も環境と調和のとれた生産活動を展開し、県民の理解を得ていくことが必要である。

農業は本来、生態系を活用した物質循環機能を有し、環境との調和を基礎に、長期的に持続できる産業である。また、食料の生産に加えて国土保全、地球温暖化防止、生物多様性保全といった多面的機能を有している。

環境に配慮した地域社会の創造は、全ての産業が貢献すべき重要な課題であり、自然の物質循環を通して豊かな農作物を生産する農業においても、「持続可能な開発目標（SDG s）」と「みどりの食料システム戦略」の達成に向け、自らが環境に及ぼす影響を低減し、本県農業全体を環境と調和のとれた持続可能なものに転換していくことが求められている。

そのため、本県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）、「有機農業の推進に関する法律」、「環境保全型農業直接支払交付金」等の施策等を推進し、環境保全型農業を実践する農業者の確保・育成に努め、環境と調和した農業の展開を図ることとしているところである。

本指針は、これらの現状を踏まえ、農業に起因する環境への負荷を低減し、温室効果ガスの削減など地球環境の改善にも寄与する「環境保全型農業」の推進方策を定め、その着実な推進に資するものとする。

2 環境保全型農業の定義

本県における環境保全型農業の定義は、『農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業』とする。

3 環境保全型農業の推進方策

(1) 基本課題

本県が推進する環境保全型農業は、土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減技術の導入を図り、肥料や農薬による環境負荷の軽減対策を推進するとともに、畜産農家や流通・加工・消費関係者と連携し、地産地消などの産地の取組とも一体となって、資源循環型農業の構築と、安全・安心な農作物の供給体制の整備を目指すことを基本課題とする。

また、地下水等の水質改善や農業生産資材の適正処理、地球温暖化の防止等に寄与する省資源・省エネルギー化対策など、周辺環境の整備を一体的に推進し、環境と調和した持続的な農業の普及・浸透を図るものとする。

(2) 推進項目

主な推進項目は次のとおりとする。

- ① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及
- ② 地域資源を活用したりサイクルの促進
- ③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大
- ④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善
- ⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進
- ⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

※IPM：総合的病害虫管理システム

(3) 推進目標及び年次

環境保全型農業の推進にあたっては、次の項目に令和7年の目標指標を定め、

(4) の推進方策を基に、地域毎の現状を踏まえて、環境に負荷の少ない農業生産技術の普及・定着とその周辺環境の整備を推進する。

項 目	H22	H27	現状 (R元)	目標指標 (R7)
1 化学肥料窒素成分使用量(kg/10a)	7.9	7.4	7.5	6.5
2 化学肥料窒素成分使用量 (t)	3,707	3,454	3,418	2,500
3 化学農薬使用量(kg/10a)	6.9	7.9	7.6	6.5
4 化学農薬使用量 (t)	3,260	3,460	3,175	2,500
5 エコえひめ農産物取組面積(ha)	958	914	865	890
6 GAP 認定件数	-	-	11	30
7 環境保全型農業直接支払取組面積(ha)	-	219	219	245
8 有機農業取組面積(ha)	389	350	491	670

※化学肥料及び化学農薬使用量の現状は、H30

(4) 推進方策

本県においては「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」を策定し、県内の主な作物毎に、土づくりや化学肥料・化学農薬の削減技術を示して、その普及・定着に努めているところであり、今後とも、指針に示した生産方式、燃油使用量等の低減による温室効果ガス排出量の削減及びその他環境負荷低減に資する活動を推進し、環境と調和のとれた農業生産方式の実践を促進させ、環境保全型農業の推進を図るものとする。

また、化学肥料・化学農薬の削減や有機農業を実践する上で必要となる技術の開発を行い、環境負荷の低減を図るものとする。

- ① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及
- ア 土づくりの強化

土づくりは、土壌が有する作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全機能等、環境保全型農業を進める上で、基本的な技術であり、家畜排泄物等の有効利用を推進し、地力の増進と化学肥料の削減を図っていく。

このため、土づくりに関する情報の提供や啓蒙活動の実施・土壌診断活動に基づくきめ細かな推進指導體制の整備等を図りながら、堆肥等有機質資材施用技術や緑肥作物利用技術（草生栽培を含む）等の普及を中心に、有用微生物資材の利用や深耕、排水、客土等を推進する。

また、2月1日を土の日、2月を土づくり強調月間として、土づくり運動の推進を図るものとする。

イ 化学肥料の削減

肥料は、農業生産において不可欠な資材であり、環境保全型農業を行うためには、土壌条件や作物生育ステージにあった適正な施肥が必要である。

このため、現場の状況を反映した県の施肥基準を毎年度、見直しを行い、作物毎の適正施肥の推進を図るとともに、施肥量削減技術の確立や土壌診断活動等に基づく施肥指導を充実し、局所施肥技術・可変施肥技術・ドローンを活用した施肥技術・肥効調節型肥料施用技術・有機質肥料施用技術等による、化学肥料削減技術の導入を促進する。なお、肥効調節型肥料については、⑤の実践に留意のもと適正な使用管理を徹底する。

ウ 化学農薬の削減

環境と調和した農業を展開し、より安全・安心な農作物を生産するためには、化学農薬に過度に頼らず、土着天敵の利用等生物多様性保全に効果が高く、抵抗性病害虫の発生を回避する病害虫防除の普及・浸透を図ることが重要である。

このため、農作物病害虫等防除指針や病害虫発生予察情報に基づき、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除の推進を図るとともに、温湯種子消毒技術・機械除草技術・除草用動物利用技術・生物農薬利用技術・対抗植物利用技術・抵抗性品種栽培台木利用技術・土壌還元消毒技術・熱利用土壌消毒技術・光利用技術・被覆栽培技術・フェロモン剤利用技術・マルチ栽培技術、I P M技術等の推進により、農薬使用によるリスクの軽減を図る。

また、近年の気象変動に伴い、新たに侵入・多発する病害虫や雑草への対策を講ずる必要があることから、病害虫や雑草の発生様相に対応した新たな防除技術や効率的な防除体系の確立を進める。

さらに、農薬の使用においては、「農薬取締法」等関係法令を遵守するとともに、適正な使用管理を徹底する。

② 地域資源を活用したリサイクルの促進

資源の循環利用が重要な課題となる中で、家畜排せつ物や作物残さ、木質材料や食品加工残さ等の未利用資源については、堆肥等による農業分野への再生利用が適切な利用方法の一つとして推進されている。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境と調和した農業生産の確を図るためにも、これら有機性資源の循環利用の推進が不可欠となっている。

このため、効率的な有機性資源の利用促進を図るため、木質・堆肥ペレットなどの技術開発、普及を促進させるとともに、地域の現状や耕種農家の意向を踏まえて、堆肥散布組織の育成や機械・施設等の条件整備、畜産農家や流通・加工・消費等関係機関との連携システムの構築を図り、地域資源の循環利用に係る周辺環境を整備する。

③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

安全・安心な農作物に対する消費者ニーズに対応して、有機農業をはじめとする減農薬・減化学肥料栽培等は、近年増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延したことにより、安全・安心な国産農産物の価値が改めて認識されている。

これらの取組は、消費・流通との深い係わりの上に成り立っており、それぞれ特色のある生産・流通・交流活動が行われている。

また、県独自の認証制度や有機農業の推進に関する法律の施行、環境保全型農業直接支援対策の導入など、減農薬・減化学肥料栽培の拡大に関連する制度の整備も進んでいることなどから、これらの制度の普及推進や技術支援に努めるとともに、有機JAS認証制度やエコえひめ認証制度等を活用した農産物表示の認知度向上を図りながら、消費者と生産者の相互理解の増進や流通・加工・消費等関係者との連携強化を促進させ、食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入等を進め、地域に根ざした環境保全型農業の取組を拡大する。

④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

肥料や農薬は、農業生産にとって必要不可欠な資材であるが、現行の栽培体系では、地下水等の硝酸性窒素の環境基準等を維持することが困難な地域もあることから、これらの現状や近年の試験研究の成果等を踏まえて、施肥基準等の既存基準の見直しを行うとともに、地域における推進体制を整備し、関係者の問題意識の醸成や生産技術の改善、対策事業の導入等により、地域課題としての環境負荷軽減対策を推進する。

⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

農業生産活動に伴う、ビニールフィルムや肥料袋、農薬の空容器等各種の農業用廃プラスチック等については、産業廃棄物としての法に基づく適正処理が求められている。

本県においては、行政・農業者団体等が一体となり、排出量の削減や再生利用を基本とした適正処理を推進しているところであるが、環境と調和した持続的な農業の定着を図るためにも、環境保全型農業の推進活動の一環として、野焼き等による不適切な資源の処理体制を是正し、農業生産資材の適正処理や生分解性マルチ等の利用拡大、リデュース・リユース・リサイクルの一層の普及浸透を図る。

また、近年、プラスチックを使用した被覆肥料の被覆殻が、ほ場から海洋に流出することによる環境影響が懸念されていることから、流出防止対策の徹底と、代替技術（化学合成緩効性肥料の活用、ペースト施肥や粒状・液状肥料の流し込み施肥技術など）の普及推進による被覆肥料の使用量削減を図る。

⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

環境負荷の軽減を図り、二酸化炭素の削減等、地球温暖化対策などへの対応を図るとともに、生産コストの低減対策を併せて推進するため、様々な作物や畜産系、林産系などのバイオマス資源をエネルギー変換・利用する循環システムを構築するとともに、有機性資源の再生利用の促進による焼却処理の回避や、施設栽培における省エネルギー化、自然エネルギーの活用等の技術課題についても検討を進め、二酸化炭素の削減等、地球環境の改善に寄与する省資源・省エネルギー化の促進を図る。

4 環境保全型農業の推進体制

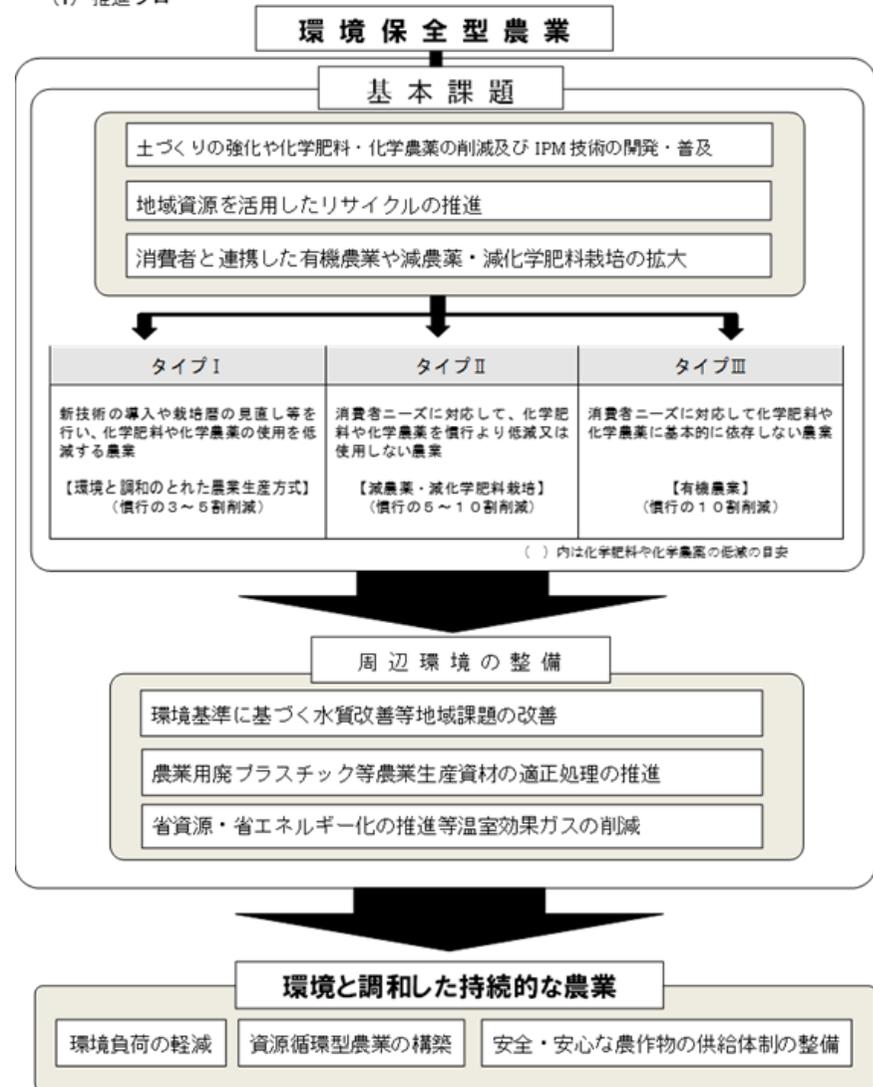
本県における環境保全型農業の推進にあたっては、農業者・農業団体をはじめ、流通・加工・消費関係者等を構成メンバーとする、愛媛県環境保全型農業推進会議を中心に、各関係機関の相互理解と連携を図りながら、農業生産活動による環境負荷の軽減対策を基本に、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備を図るものとする。

また、SDGsとみどりの食料システム戦略の達成に向け、持続可能な農業を確立するため、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、持続可能な農業生産や消費行動を促す取組を推進する。

さらに、各地域においては、農協、生産者団体の役割を明確にして、農業生産活動による環境負荷の低減対策を推進するとともに、生産現場と流通・加工・消費等関係組織が一体となり、資源循環型農業の構築と安全・安心な農作物の供給体制の整備に努めるほか、有機農業については、愛媛県有機農業推進計画を推進するとともに、モデル地区（特定区域）設定による有機農業の団地化促進等、地域の特色を活かした有機農業の産地づくりを推進することで、環境保全型農業の面的拡大を図るものとする。

5 環境保全型農業の推進フローと対策

(1) 推進フロー



環境保全型農業対策 別紙

1 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及

対 策	内 容
環境と調和のとれた農業生産方式や有機農産物等栽培技術の確立	■土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う農業生産技術を確認するとともに、関係機関・団体等と連携して化学肥料・化学農薬の低減目標を設定し、環境と調和のとれた農業生産方式の導入を推進する。更に、有機農業(無農薬、無化学肥料)等による栽培技術の調査・開発・普及に努める
有機質堆肥の利用促進	■家畜ふん尿を処理した堆肥など有機質肥料の施用による土づくりを推進し、地力の増進を図る。また、ペレット堆肥の研究を進め堆肥の利用促進を図る。
合理的な作付体系の普及	■集落営農の展開を踏まえ、地域の条件にあった輪作体系の確立や緑肥作物を適切に組み入れた合理的な作付体系の普及を図る。
土壌管理の推進	■土壌診断・生育診断に基づく施肥を基本として、肥料・農薬などの資材の適正使用等による環境に配慮した効率的な土壌管理を推進する。
土壌診断機能の充実強化	■土壌条件や作物の生育状況に応じたきめ細かい土づくりや施肥の合理化を進めるため、ドローンによるリモートセンシング等簡便かつ広域的な手法の導入・普及を推進し、処方箋を作成するなど、土壌診断機能を充実強に努める。
施肥基準に基づく適正施肥の推進	■県の施肥基準を基本に、地域毎、作物毎の施肥指導を推進するとともに、技術の進展に応じて基準の見直しを行う。
施肥量削減技術の確立・普及	■有機質肥料や肥効調節型肥料、局所施肥技術等の適応作物の拡大、地域のバイオマス資源を活用した施肥技術の確立を図るとともに、これらの技術を組み合わせた施肥量削減技術を確立し、普及に努める。
要防除水準の確立	■作物別の要防除水準の設定をより多種類の作物に拡充し、その普及・実践により、防除の適正化と農薬使用量の削減に努める。
農薬の危害防止対策	■農薬による事故等の発生を未然に防止するため、農薬販売者や農薬使用者に対し、農薬の保管管理や安全使用を普及啓発する。
バイオテク手法を駆使した抵抗性品種の育成	■バイオテク手法を駆使し、高品質で病害虫に抵抗性を有する品種の育成に努めるとともに、土壌伝染性病害に対して、抵抗性を有する台木の普及を進める。
総合的病害虫管理システム(IPM)の推進	■天敵(土着含む)やフェロモンなど各種防除技術を組み合わせて、許容水準以下に病害虫の発生をコントロールする総合的病害虫管理システム(IPM)を推進する。 ■薬剤抵抗性など農薬のみでは対応できない病害虫等や、新たな侵入や温暖化等により被害が拡大し、従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫等について、地域の栽培体系等を考慮した新たなIPM防除体系を確立し、普及に努める。
収量・品質安定のための技術開発	■環境保全型農業による農産物の収量や品質安定のため、マルチ栽培や雨よけ栽培に加え、新たな技術開発を図り、普及に努める。

2 地域資源を活用したリサイクルの促進

対 策	内 容
耕種農家と畜産農家の連携強化	■耕種農家と畜産農家の連携強化を図り、受託組織や集落営農の活動と一体となった取組み等により、稲わらや家畜ふん尿堆肥などのリサイクルの推進に努める。
有機性資源の利用促進システムの確立	■有機性資源の需要拡大を図るため、堆肥ペレット・木質ペレットの技術開発及び普及を促進させるとともに、インターネット等を利用した有機性資源の情報の提供やPRに取り組み、広域流通を促進する。 ■既存の堆肥処理施設の有効利用に加え、大型の基幹堆肥センターや不要期に堆肥を保管するための倉庫施設等の整備を進める。

(2) 対策

① 土づくりの強化や化学肥料・化学農薬の削減及び IPM 技術の開発・普及
(環境にやさしい健康な土づくりの推進・環境保全型農業技術の開発・普及)

対 策	内 容
環境と調和のとれた農業生産方式や有機農産物等栽培技術の確立	■土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う農業生産技術を確認するとともに、関係機関・団体等と連携して化学肥料・化学農薬の低減目標を設定し、環境と調和のとれた農業生産方式の導入を推進する。更に、有機農業(無農薬、無化学肥料)等による栽培技術の調査・開発・普及に努める。
土づくり運動の推進	■2月1日を土の日、2月を土づくり強調月間とし、土づくり研修会の開催等による環境にやさしい土づくりの普及啓発活動を推進する。
有機質堆肥の利用促進	■家畜ふん尿を処理した堆肥など有機質肥料の施用による土づくりを推進し、地力の増進を図る。また、ペレット堆肥の研究を進め堆肥の利用促進を図る。
合理的な作付体系の普及	■集落営農の展開を踏まえ、地域の条件にあった輪作体系の確立や緑肥作物を適切に組み入れた合理的な作付体系の普及を図る。
土壌管理の推進	■土壌診断・生育診断に基づく施肥を基本として、肥料・農薬などの資材の適正使用等による環境に配慮した効率的な土壌管理を推進する。
土壌診断機能の充実強化	■土壌条件や作物の生育状況に応じたきめ細かい土づくりや施肥の合理化を進めるため、ドローンによるリモートセンシング等簡便かつ広域的な手法の導入・普及を推進し、パソコン処理等による処方箋作成するなど、土壌診断機能を充実強化する。
施肥基準に基づく適正施肥の推進	■県の施肥基準を基本に、地域毎、作物毎の施肥指導を推進するとともに、技術の進展に応じて基準の見直しを行う。
施肥量削減技術の確立・普及	■有機質肥料や肥効調節型肥料、局所施肥技術等の適応作物の拡大、地域のバイオマス資源を活用した施肥技術の確立を図るとともに、これらの技術を組み合わせた施肥量削減技術を確立し、普及に努める。
要防除水準の確立	■作物別の要防除水準の設定をより多種類の作物に拡充し、その普及・実践により、防除の適正化と農薬使用量の削減に努める。
農薬の危害防止対策	■農薬による事故等の発生を未然に防止するため、農薬販売者や農薬使用者に対し、農薬の保管管理や安全使用を普及啓発する。
バイオテク手法を駆使した抵抗性品種の育成	■バイオテク手法を駆使し、高品質で病害虫に抵抗性を有する品種の育成に努めるとともに、土壌伝染性病害に対して、抵抗性を有する台木の普及を進める。
総合的病害虫管理システム(IPM)の推進	■天敵(土着含む)やフェロモンなど各種防除技術を組み合わせて、許容水準以下に病害虫の発生をコントロールする総合的病害虫管理システム(IPM)を推進する。 ■薬剤抵抗性など農薬のみでは対応できない病害虫等や、新たな侵入や温暖化等により被害が拡大し、従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫等について、地域の栽培体系等を考慮した新たなIPM防除体系を確立し、普及に努める。
収量・品質安定のための技術開発	■環境保全型農業による農産物の収量や品質安定のため、マルチ栽培や雨よけ栽培に加え、新たな技術開発を図り、普及に努める。

② 地域資源を活用したリサイクルの促進

対 策	内 容
耕種農家と畜産農家の連携強化	■耕種農家と畜産農家の連携強化を図り、受託組織や集落営農の活動と一体となった取組等により、稲わらや家畜ふん尿堆肥などのリサイクルの推進に努める。
有機性資源の利用促進システムの確立	■有機性資源の需要拡大を図るため、堆肥ペレット・木質ペレットの技術開発及び普及を促進させるとともに、インターネット等を利用した有機性資源の情報の提供やPRに取り組み、広域流通を促進する。 ■既存の堆肥処理施設の有効利用に加え、大型の基幹堆肥センターや不要期に堆肥を保管するための倉庫施設等の整備を進める。

地域が一体となったリサイクルの取組	■地域が一体となったリサイクルの取組を促進させるとともに、リサイクルシステムの実証事業やハード事業の取組を推進し、その定着化を図る。
-------------------	--

3 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

対 策	内 容
有利販売につながる流通体制の確立	■生産者と消費者の提携を促進するとともに、量販店との契約取引や産直等有利販売につながる流通体制を確立する。
広域的情報交換システムの整備	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の生産、販売等の情報について、広域的な情報システムを整備する。
有機農産物等の高付加価値化等	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等や農産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者が容易にこれらの農産物等を判別、入手できるようにするため、市場や量販店等と連携を図り、表示（ラベリング等）の徹底を図る。 ■農業者と消費者、市場や量販店等、それぞれが、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培により生産された農産物の価値を認め合う関係づくりを促進するため、イベントや交流会等を通じて農業者の取組や苦勞、認証表示を含めた農産物等の情報提供を行う。
生産体制の強化と支援制度の充実・活用	■みどり認定を支援し、その発展的形態である、特別栽培農産物や有機農業の生産普及拡大を図る。 ■化学肥料、化学農薬の大幅な削減や有機農業の取組を促進するため、環境保全型農業直接支払交付金等各種制度の活用を図るとともに、有機 J A S 認証取得の推進等を図る。
栽培技術の確立支援	■栽培技術の確立を図るため、技術実証事業の取組を推進し、産地の育成を図る。

4 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

対 策	内 容
地域課題の原因究明	■地域課題の発生地域に対しては、当該地域の営農実態調査等を実施し、直接的・間接的な原因を把握して、農業生産者の認識と改善意識の高揚を図る。
既存技術の見直し	■現行の栽培体系では、問題点の解決が難しい地域に対しては、試験研究等の成果や新たな検討を加えて、既存技術を見直し、その普及に努める。
関係機関との連携強化	■地域課題の共通認識と改善意識の高揚を図るとともに、改善対策の取組を促進するため、関係機関・団体の連携化を図り、地域における推進体制を整備する。
各種事業等を活用した改善対策の推進	■改善対策の取組にあたっては、各種事業を活用し、関係機関・団体等が取組みやすい事業の推進を図る。

5 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

対 策	内 容
関係機関の連携による効率的処理システムの構築	■農家、農協、市町村等関係者の協力のもとに5廃プラスチック類等の適正処理システムを継続するとともに、分別回収の推進等により、リサイクル処理の推進を図る。また、養液栽培の廃液についても再利用や適正処理方法の確立を図る
代替資材の利用促進等	■生分解性マルチシートなど地域環境に負荷を与えることなく処理することが可能な代替資材の実証・普及や農薬の空き容器の回収システムの利用促進を図る。
意識啓発活動の促進	■農協、市町村等の協力のもと、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理や分別収集等の啓蒙や取組意識の高揚を図る。

6 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

対 策	内 容
情報の収集	■省資源・省エネルギー技術を活用し、低コストで環境に優しい農業生産の普及・定着を図るため、エ

地域が一体となったリサイクルの取組	■地域が一体となったリサイクルの取組を促進させるとともに、リサイクルシステムの実証事業やハード事業の取組を推進し、その定着化を図る。
-------------------	--

③ 消費者と連携した有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の拡大

対 策	内 容
有利販売につながる流通体制の確立	■生産者と消費者の提携を促進するとともに、量販店との契約取引や産直等有利販売につながる流通体制を確立する。
広域的情報交換システムの整備	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の生産、販売等の情報について、広域的な情報システムを整備する。
有機農産物等の高付加価値化等	■有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等や農産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者が容易にこれらの農産物等を判別、入手できるようにするため、市場や量販店等と連携を図り、表示（ラベリング等）の徹底を図る。 ■農業者と消費者、市場や量販店等、それぞれが、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培により生産された農産物の価値を認め合う関係づくりを促進するため、イベントや交流会等を通じて農業者の取組や苦勞、認証表示を含めた農産物等の情報提供を行う。
生産体制の強化と支援制度の充実・活用	■エコファーマー等の認定を支援し、その発展的形態である、特別栽培農産物や有機農業の生産普及拡大を図る。 ■化学肥料、化学農薬の大幅な削減や有機農業の取組を促進するため、環境保全型農業直接支払交付金等各種制度の活用を図るとともに、有機 J A S 認証取得の推進等を図る。
栽培技術の確立支援	■栽培技術の確立を図るため、技術実証事業の取組を推進し、産地の育成を図る。

④ 環境基準に基づく水質改善等地域課題の改善

対 策	内 容
地域課題の原因究明	■地域課題の発生地域に対しては、当該地域の営農実態調査等を実施し、直接的・間接的な原因を把握して、農業生産者の認識と改善意識の高揚を図る。
既存技術の見直し	■現行の栽培体系では、問題点の解決が難しい地域に対しては、試験研究等の成果や新たな検討を加えて、既存技術を見直し、その普及に努める。
関係機関との連携強化	■地域課題の共通認識と改善意識の高揚を図るとともに、改善対策の取組を促進するため、関係機関・団体の連携化を図り、地域における推進体制を整備する。
各種事業等を活用した改善対策の推進	■改善対策の取組にあたっては、各種事業を活用し、関係機関・団体等が取組みやすい事業の推進を図る。

⑤ 農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理の推進

対 策	内 容
関係機関の連携による効率的処理システムの構築	■農家、農協、市町村等関係者の協力のもとに5廃プラスチック類等の適正処理システムを継続するとともに、分別回収の推進等により、リサイクル処理の推進を図る。また、養液栽培の廃液についても再利用や適正処理方法の確立を図る
代替資材の利用促進等	■生分解性マルチシートなど地域環境に負荷を与えることなく処理することが可能な代替資材の実証・普及や農薬の空き容器の回収システムの利用促進を図る。
意識啓発活動の促進	■農協、市町村等の協力のもと、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理や分別収集等の啓蒙や取組意識の高揚を図る。

⑥ 省資源・省エネルギー化の推進等温室効果ガスの削減

対 策	内 容
情報の収集	■省資源・省エネルギー技術を活用し、低コストで環境に優しい農業生産の普及・定着を図るため、エ

	エネルギー作物や木質残材等の未利用バイオマス資源等に関する情報収集に努め、その導入方法や問題点の検討を行う。
関係機関等の連携強化	■省資源・省エネルギー技術の推進にあたっては、民間も含めて幅広い分野の技術開発や関連機器・資材の普及が不可欠であるため、関係機関等との連携強化に努める。
有機性資源の再生利用の促進	■稲わら等有機性資源の焼却を回避し、堆肥化して再生利用する等、農業生産活動による二酸化炭素の発生抑制を促進する。
二酸化炭素削減等地球環境改善の寄与度評価	■二酸化炭素の吸収量等、生産活動による地球環境改善に対する寄与度を算出・評価し、環境保全型農業の自己評価や消費者の理解促進を図る。
新エネルギー導入の促進	■エネルギー作物や畜産系、林産系、水産系等のバイオマス資源を活用したバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造等の取り組みを促進させるため、技術開発、経済性の調査を推進する。

7 その他（環境保全型農業の推進運動の展開）

愛媛県みどりトータルサポートチームを中心に、「生産者と消費者の信頼関係の構築」、「県民への環境保全型農業の理解促進」、「生産者の意識啓発」、「環境保全型実践集団の組織化」を図る。

対 策	内 容
生産者と消費者の信頼関係の構築	<p>■食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入などにより、生産者と消費者の交流を促進させ、両者の信頼関係を構築し、有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の安全性や機能性等に対する正確な情報提供を行い、相互理解の増進を図る。</p> <p>■生産者による農産物の生産工程管理（GAP）への取組を支援することで、農産物の安全性確保だけでなく、環境負荷の軽減や作業者の安全衛生の確保を図る。</p>
県民への環境保全型農業の理解促進	■流通関係者、消費者等に対し、SDGsの達成やエシカル消費につながる環境保全型農業の意義や現場の苦勞・工夫について、情報提供やPR活動を行い、理解促進を図る。
生産者の意識啓発	<p>■環境と調和した生産方式の実践を推進するとともに、環境保全型農業に関する研修会、シンポジウム等を開催し、生産者の意識啓発や自主的な努力の醸成に努める。また、環境保全型農業に取り組む地域リーダーの育成を図る。</p> <p>■環境保全型農業の模範となる優良事例の紹介や表彰等により生産者の意識高揚を図る。</p>
環境保全型実践集団の組織化	■先駆的な実践事例の成果も踏まえ、地域の実情に応じた環境保全型農業実践集団の組織化を促し、活動を支援する。
生産者等の意見の把握による環境保全型農業の推進	■環境保全型農業推進会議等により、生産者、消費者、流通業者等から有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等に関する提言等を受け、その提言等に基づき、関係機関・団体と連携・協力の上、環境保全型農業を推進する。

※SDGs：2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標で、2030年までに取り組むべき17の国際目標。

※エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。SDGsの17の目標のうち、12番目の目標「つくる責任つかう責任」に関連する取組。

【関係法令】

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する

	エネルギー作物や木質残材等の未利用バイオマス資源等に関する情報収集に努め、その導入方法や問題点の検討を行う。
関係機関等の連携強化	■省資源・省エネルギー技術の推進にあたっては、民間も含めて幅広い分野の技術開発や関連機器・資材の普及が不可欠であるため、関係機関等との連携強化に努める。
有機性資源の再生利用の促進	■稲わら等有機性資源の焼却を回避し、堆肥化して再生利用する等、農業生産活動による二酸化炭素の発生抑制を促進する。
二酸化炭素削減等地球環境改善の寄与度評価	■二酸化炭素の吸収量等、生産活動による地球環境改善に対する寄与度を算出・評価し、環境保全型農業の自己評価や消費者の理解促進を図る。
新エネルギー導入の促進	■エネルギー作物や畜産系、林産系、水産系等のバイオマス資源を活用したバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造等の取組を促進させるため、技術開発、経済性の調査を推進する。

⑦ その他（環境保全型農業の推進運動の展開）

対 策	内 容
生産者と消費者の信頼関係の構築	<p>■食育、地産地消、農業体験学習、地場産物の学校給食への導入などにより、生産者と消費者の交流を促進させ、両者の信頼関係を構築し、有機農産物、エコえひめ農産物、愛あるブランド認定農産物等の安全性や機能性等に対する正確な情報提供を行い、相互理解の増進を図る。</p> <p>■生産者による農産物の生産工程管理（GAP）への取組を支援することで、農産物の安全性確保だけでなく、環境負荷の軽減や作業者の安全衛生の確保を図る。</p>
県民への環境保全型農業の理解促進	■流通関係者、消費者等に対し、SDGsの達成やエシカル消費につながる環境保全型農業の意義や現場の苦勞・工夫について、情報提供やPR活動を行い、理解促進を図る。
生産者の意識啓発	<p>■環境と調和した生産方式の実践を推進するとともに、環境保全型農業に関する研修会、シンポジウム等を開催し、生産者の意識啓発や自主的な努力の醸成に努める。また、環境保全型農業に取り組む地域リーダーの育成を図る。</p> <p>■環境保全型農業の模範となる優良事例の紹介や表彰等により生産者の意識高揚を図る。</p>
環境保全型実践集団の組織化	■先駆的な実践事例の成果も踏まえ、地域の実情に応じた環境保全型農業実践集団の組織化を促し、活動を支援する。
生産者等の意見の把握による環境保全型農業の推進	■環境保全型農業推進会議等により、生産者、消費者、流通業者等から有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等に関する提言等を受け、その提言等に基づき、関係機関・団体と連携・協力の上、環境保全型農業を推進する。

※SDGs：2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された持続可能な開発目標で、2030年までに取り組むべき17の国際目標。

※エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。SDGsの17の目標のうち、12番目の目標「つくる責任つかう責任」に関連する取組。

愛媛県有機農業推進計画

令和8年 月

愛 媛 県

I はじめに

1 計画策定の趣旨

環境に配慮をした地域社会の創造は、全ての産業が取り組むべき重要な課題であり、農業分野においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、農業生産全体を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、環境保全型農業を実践する農業者の確保、育成に努めるなど、環境と調和した農業の推進が重要となっている。

とりわけ、有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するとされ、近年では、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことも明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）では、農業者が容易に有機農業に取り組み、多くの消費者が有機農業により生産される農産物を入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面において有機農業の推進のための取組が求められている。

このため、県では、有機農業の取組を増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 4 月 14 日付生産局長通知。以下「有機農業基本方針」という。）に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業を推進する愛媛県有機農業推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定する。

なお、農業における環境負荷低減の取組の拡大と定着に向けて、有機農業者等の課題解決をサポートするため、令和 7 年 8 月に県、県農業再生協議会、20 市町で構成する「愛媛県みどりトータルサポートチーム」を設立したところであり、今後は、このサポートチームの活動を軸に各種施策を展開する。

2 基本理念

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることから、有機農業の生産拡大に向け、多くの農業者が容易に有機農業に従事することができるようにするための取組を推進する。
- (2) 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物やそ

の加工品（以下「有機食品」という。）の生産、流通又は販売、輸出に取り組むことができるように推進する。

また、多くの消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組を推進する。

- (3) 有機農業の推進では、消費者や慣行農業者等の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が不可欠であることから、有機農業者と消費者、その他関係者との連携を促進する。
- (4) 有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者の自主性を尊重する。

3 重点目標

(1) 有機農業の拡大

令和6年度の有機農業の現状は、取組面積496ha、有機農業者数931人となっていることから、令和12年度に拡大目標として、有機農業の取組面積を570ha以上とすることとし、この目標の実現に向けて、有機農業者数を1,150人とすることを目指す。

(2) 有機農業に関する技術の体系化

安定的に品質・収量を確保できるよう、主要な品目において有機農業の技術体系の確立を目指す。

(3) 有機農業に関する普及指導体制の整備

農業革新支援専門員、普及指導員による有機農業の技術指導や担い手支援体制を整備するほか、有機農業の取組や有機JAS制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成を目指す。

(4) 有機農業に対する消費者等の理解の増進

有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合増加を目指す。

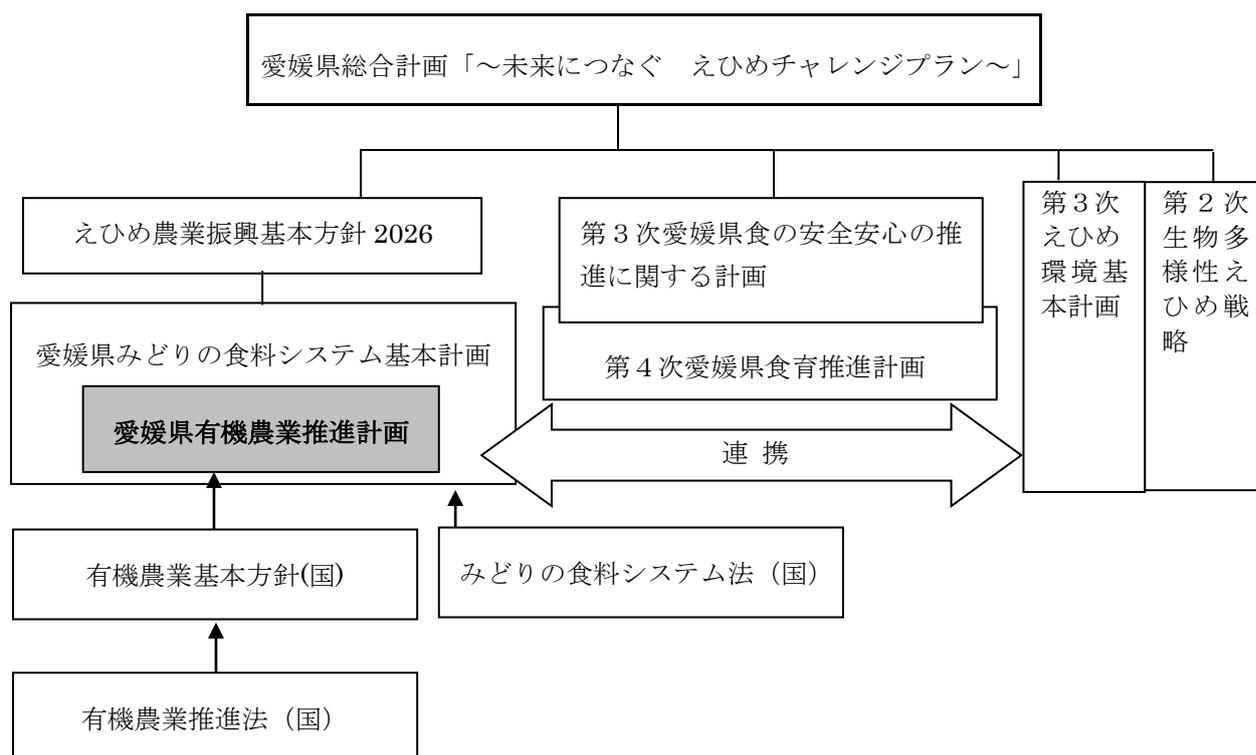
(5) 有機農業により生産される農産物の流通環境の整備

農産物販売事業者等との連携により、有機農業により生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指す。

4 県推進計画の位置付け

- (1) 有機農業推進法第7条第1項の規程に基づき、有機農業を具体的に推進するための県推進計画とする。
- (2) 愛媛県総合計画における「地域の稼ぐ力と県民所得の向上」の中に位置付けるとともに、愛媛県みどりの食料システム基本計画並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとする。

【他の関係計画との関連図】



5 県推進計画の期間

県推進計画の期間は、令和12年度までとする。

6 県推進計画の検討

有機農業を含む環境保全型農業の推進を目的として、学識経験者、消費者、食品流通業者、生産者、生産者団体で組織する「環境保全型農業推進会議」を平成13年8月に設置しており、本推進会議において県推進計画の進行管理等の検討を行う。

II 有機農業推進施策の展開方向

1 有機農業で生産される農産物の安定的な生産

(1) 現状と課題

- ①有機農業は、技術、経営の両面において農家間格差が大きい。
- ②一定の経験を有する農家間においても、経営の不安定性、不確実性が見られ、技術、経営面での対策が必要不可欠である。
- ③有機農業の取組面積は496ha、有機農業者数は931人であり、取組の拡大が求められる。
- ④有機農業の取組で培われてきた農法や経営ノウハウは、未だ農家レベルで散在しており、その実態把握と有効活用が求められている。
- ⑤経験年数の浅い生産者はもとより、熟練の有機農業者からも最新の栽培技術や優良事例等を学ぶ機会の提供を求める声が大きくなっている。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業を行う者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 各種支援事業の活用等	<ul style="list-style-type: none"> 各種補助事業を活用した、堆肥、温湯消毒機、米糠ペレット製造機、加工施設、農産物直売所等の生産、流通施設等の共同利用施設・農業機械の整備支援 農業改良資金等の農業制度資金の貸付け支援 環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業者に対する直接支払支援 農業共済制度や収入保険制度を活用した補償 有機農業を志す研修生を受入れている先駆的有機農業者の研修に係る経費の支援
イ有機農業の取組支援	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業者や有機農業志向者を対象とした技術セミナーや先進事例視察研修会等による生産技術向上支援 有機農業の取組や有機 JAS 制度等についての指導・助言

②新たに有機農業を行おうとする者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 就農相談・有機農業の相談	<ul style="list-style-type: none"> 地方局、支局の地域農業育成室による就農相談 地方局、支局の地域農業育成室、産地戦略推進室による経営相談
イ 研修の実施やホームページによる研修受入等農家の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 技術普及グループ圃場（以下「技術普及G圃場」という。）等において、有機農業者の協力を得て、実証圃の設置と併せた研修の実施 新規就農者の実務研修に対する助成 県HP内の有機農業HPを拡充し、情報を提供 優良取組の情報発信
ウ 就農準備資金・経営開始資金による交付	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農する者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付

③有機農業に関する技術の開発と成果の普及促進

支援内容	支援の具体的内容
ア 様々な技術を検索、組み合わせ、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するための実態調査や実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施 有機農業の技術や経営の実態調査の実施
イ 立地条件に適応した有機農業技術の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域の気象や土壌条件等に適応した有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施

ウ 新たな技術を地域の農業生産現場に適応するための実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及G圃場や各種補助事業を活用した農家圃場での実証圃設置 ・実証結果に基づき、有機農業に関する栽培マニュアルを改訂
エ 研究開発の成果に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・HP等による研究成果のPR、及び有機農業に関する栽培マニュアルによる研究成果の提供・普及
オ 農業者への研究開発の成果の普及	
カ 普及指導員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員の有機農業に対する技術向上を図るための研修会への参加、及び市町、JA等担当者に対する研修の実施 ・有機農業の取組や有機JAS制度等に関する研修

2 有機農業で生産される農産物の生産・流通の拡大

(1) 現状と課題

- ①有機農業の取組面積は 496ha であり、有機農業により生産される農産物の流通量が少ない。
- ②流通量が少なく、更に不安定なため、流通関係者にとっては取扱いのリスクが生じる。
- ③有機農業で生産される農産物は、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接結びついて流通するものが多い。
- ④有機農業で生産される農産物は、外観や規格が不揃いになりやすいため、食品加工分野等を含めた販路の拡大が求められている。
- ⑤有機農産物の PR 活動や流通・販売事業者とのマッチング等の販売促進に繋がる取組への要望が強い。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業により生産される農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化を推進
イ 流通ルートへの拡大に向けた意見交換や商談の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店やイベント等での販売 PR ・県内外の商談会やバイヤー、各業種との連携による販売促進活動の推進やマッチングによる販路開拓 ・SNS や WEB サイト等による情報発信 ・地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所で販売促進活動の推進。 ・農商工連携、6次産業化に関する情報提供
ウ 消費拡大に関する市町・消費者団体等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業で生産される農産物の消費拡大、販路開拓に関する市町、消費者団体等の取組を推進

3 有機農業で生産される農産物の信頼の確保

(1) 現状と課題

- ①有機農業により生産される農産物の信頼確保のため、有機 J A S 規格や有機 J A S 規格に準じての生産が求められる。
- ②有機農業により生産される農産物の有機 J A S 規格に基づく表示ルール等について、生産者や消費者等への普及啓発が求められる。
- ③有機 J A S 認証のための書類作成は煩雑であり、認証取得の拡大を妨げる要因の一つとなっている。
- ④有機栽培でありながら、有機 J A S 認証を受けなければ「有機」の表示が出来ないため、有機農業者が有機 J A S 認証を取得するかしないかは、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 J A S 認証を取得しやすい環境づくりが求められる。また、認証を取得しない場合であっても、その努力が報われるような表示方法の検討が求められる。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の適正な生産及び表示の推進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業により生産される農産物の生産指導	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等による P R 活動の実施 ・ G A P の取組推進
イ 有機農業により生産される農産物の有機 J A S 規格に基づく表示ルールの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、 J A S 法に基づく表示内容等を P R
ウ 有機農業により生産される農産物で、有機 J A S 認証を受けていない場合の表示方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県特別栽培農産物等認証制度の活用促進 ・有機 J A S 認証を受けていない場合の具体的な表示方法の検討
エ 遺伝子組換え作物の交雑による混乱が生じないための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的なルールに基づき、生産、流通上の混乱を生じないようにするためのガイドライン策定等を国へ要望
オ ゲノム編集技術を用いた農作物の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動き等情報収集に努める

4 有機農業に対する理解の増進

(1) 現状と課題

- ①消費者や実需者の多くは、有機農業で生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択している。
- ②有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるとともに、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながるることについて、消費者や実需者の理解は十分とは言えない。
- ③有機農業の推進では、有機農業者と慣行農業者の相互理解を促進し、容易に

有機農業に取り組める圃場環境を作る必要がある。

- ④有機農産物や県特別栽培農産物等を用いた給食等の食農教育による理解増進の効果は高いものの、実施件数が少ない。

(2) 取組施策の展開方向

①消費者の理解と関心の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業に関する情報の提供 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業に関する普及啓発の推進
イ 有機農業により生産される農産物に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業により生産される農産物に関する情報の提供 ・各種イベント等における有機農業により生産される農産物コーナーの設置
ウ 田畑の生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと水辺の生き物教室等の取組を活用した調査の実施
エ 生物多様性保全への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金の取組を活用した有機栽培等の推進

②有機農業者と消費者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、互いに理解を深める取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の人たちに、地域の食文化を伝承 ・収穫、体験交流を通じた食育の推進 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業により生産される農産物のPR、地産地消の推進
イ 学校における有機農業への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する食育に関する授業の実施 ・地元有機農業者と連携した授業の実施 ・有機農業により生産される農産物を含めた地場産物の学校給食への導入促進

③有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 意見交換会、各種講座等を通じ相互理解を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業者と慣行農業者の相互理解を増進するための意見交換会、各種講座等の開催

5 「愛媛県みどりトータルサポートチーム」を中心とした推進体制の強化

(1) 現状と課題

「愛媛県みどりトータルサポートチーム」(県、市町、県再生協議会)を中心として構成員が連携し、有機農業者等の生産から販売までの課題解決のサポートを実施しており、さらなる有機農業の拡大を図るためには、サポートチーム構成員及び関係団体との連携を強化し、一体的な推進体制を構築する必要がある。

(2) 取組施策の展開方向

内 容	具体的な内容
ア 愛媛県みどりトータルサポートチーム構成員との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・有機農業推進に関する施策や支援事業の説明会の開催・有機農業推進に関する意見交換会の開催・有機農業に関するセミナーや先進事例視察研修会等への参加啓発・有機給食等の食農教育実施にむけた連携強化・市町の有機農業推進に係る取組の推進
イ JA との連携強化と機運醸成	<ul style="list-style-type: none">・有機農業に関するセミナーや先進事例視察研修会等への参加啓発・みどり認定やエコえひめ認証取得の推進

愛媛県有機農業推進計画の一部改正 新旧対照表（案）

下線部分が改正箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県有機農業推進計画</p> <p style="text-align: center;">令和8年 月</p> <p style="text-align: center;">愛 媛 県</p> <p>I はじめに</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>環境に配慮をした地域社会の創造は、全ての産業が取り組むべき重要な課題であり、農業分野においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、農業生産全体を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、環境保全型農業を実践する農業者の確保、育成に努めるなど、環境と調和した農業の推進が重要となっている。</p> <p>とりわけ、有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するとされ、<u>近年では有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことも明らかになってきており</u>、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）では、農業者が容易に有機農業に取り組み、多くの消費者が有機農業により生産される農産物を入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面において有機農業の推進のための取組が求められている。</p> <p>このため、県では、有機農業の取組を増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月14日付生産局長通知。以下「有機農業基本方針」という。）に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業を推進する愛媛県有機農業推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定する。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県有機農業推進計画</p> <p style="text-align: center;">令和3年 月</p> <p style="text-align: center;">愛 媛 県</p> <p>I はじめに</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>環境に配慮をした地域社会の創造は、全ての産業が取り組むべき重要な課題であり、農業分野においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、農業生産全体を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、環境保全型農業を実践する農業者の確保、育成に努めるなど、環境と調和した農業の推進が重要となっている。</p> <p>とりわけ、有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減すると<u>されている</u>。近年、<u>有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており</u>、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）では、農業者が容易に有機農業に取り組み、多くの消費者が有機農業により生産される農産物を入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面において有機農業の推進のための取組 が求められている。</p> <p>このため、県では、有機農業の取組を増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月14日付生産局長通知。以下「有機農業基本方針」という。）に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業を推進する愛媛県有機農業推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定する。</p>

なお、農業における環境負荷低減の取組の拡大と定着に向けて、有機農業者等の課題解決をサポートするため、令和7年8月に県、県農業再生協議会、20市町で構成する「愛媛県みどりトータルサポートチーム」を設立したところであり、今後は、このサポートチームの活動を軸に各種施策を展開する。

2 基本理念

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることから、有機農業の生産拡大に向け、多くの農業者が容易に有機農業に従事することができるようにするための取組を推進する。
- (2) 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の生産、流通又は販売、輸出に取り組むことができるように推進する。
また、多くの消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組を推進する。
- (3) 有機農業の推進では、消費者や慣行農業者等の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が不可欠であることから、有機農業者と消費者、その他関係者との連携を促進する。
- (4) 有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者の自主性を尊重する。

3 重点目標

- (1) 有機農業の拡大
令和6年度の有機農業の現状は、取組面積 496ha、有機農業者数 931人となっていることから、令和12年度に拡大目標として、有機農業の取組面積を 570ha 以上とすることとし、この目標の実現に向けて、有機農業者数を 1,150人 とすることを目指す。
- (2) 有機農業に関する技術の体系化
安定的に品質・収量を確保できるよう、主要な品目において有機農業の技術体系の確立を目指す。
- (3) 有機農業に関する普及指導体制の整備
農業革新支援専門員、普及指導員による有機農業の技術指導や担い手支援体制を整備するほか、有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、

<追加>

2 基本理念

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることから、有機農業の生産拡大に向け、多くの農業者が容易に有機農業に従事することができるようにするための取組を推進する。
- (2) 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の生産、流通又は販売、輸出に取り組むことができるように推進する。
また、多くの消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組を推進する。
- (3) 有機農業の推進では、消費者や慣行農業者等の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることから、有機農業者と消費者、その他関係者との連携を促進するための取組を推進する。
- (4) 有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者の自主性を尊重する。

3 重点目標

- (1) 有機農業の拡大
令和元年度の有機農業の現状は、取組面積 491ha、有機農業者数 992人となっていることから、令和12年度に拡大目標として、有機農業の取組面積を 830ha 以上とすることとし、この目標の実現に向けて、有機農業者数を 1,700人 とすることを目指す。
- (2) 有機農業に関する技術の体系化
安定的に品質・収量を確保できるよう、主要な品目において有機農業の技術体系の確立を目指す。
- (3) 有機農業に関する普及指導体制の整備
農業革新支援専門員、普及指導員による有機農業の指導体制を整備するほか、有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び

農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成を目指す。

(4) 有機農業に対する消費者等の理解の増進

有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合の増加を目指す。

(5) 有機農業により生産される農産物の流通環境の整備

農産物販売事業者等との連携により、有機農業により生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指す。

(6) <削除>

4 県推進計画の位置付け

- (1) 有機農業推進法第7条第1項の規程に基づき、有機農業を具体的に推進するための県推進計画とする。
- (2) 愛媛県総合計画における「地域の稼ぐ力と県民所得の向上」の中に位置付けるとともに、愛媛県みどりの食料システム基本計画並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとする。

助言を行うことのできる指導員の育成を目指す。

(4) 有機農業に対する消費者等の理解の増進

有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合を、現状の30%から60%以上とすることを目指す。

(5) 有機農業により生産される農産物の流通環境の整備

市場関係者との連携により、有機農業により生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指す。また、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合（有機食品の購入、外食利用等を含む）を、現状の22%から25%以上とすることを目指す。

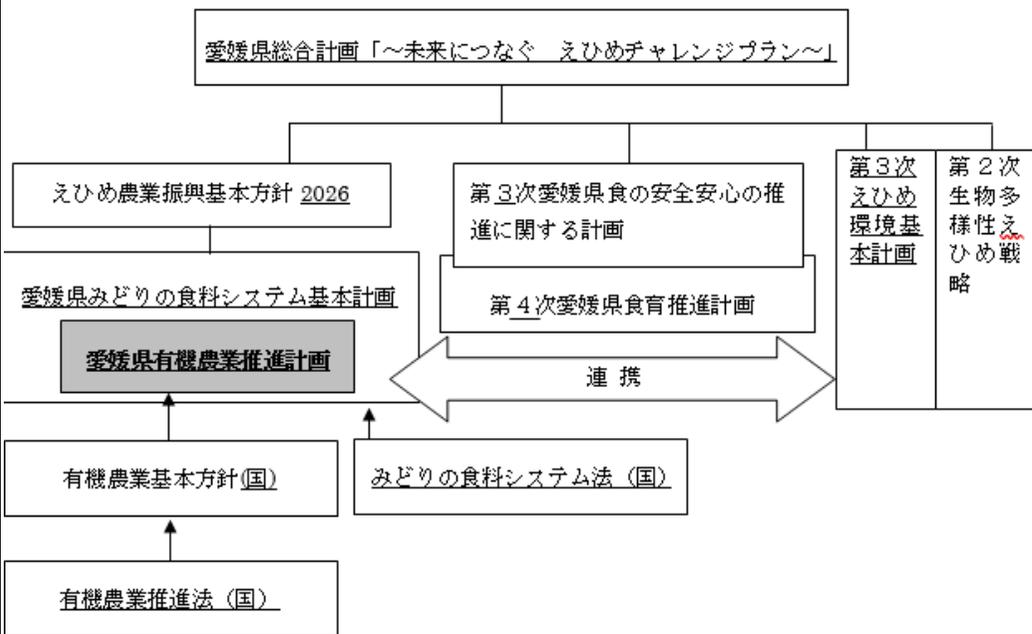
(6) 有機農業の推進体制の整備

全市町段階において、有機農業推進協議会の設置及び市町有機農業振興計画の策定、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制の整備を目指す。

4 県推進計画の位置付け

- (1) 有機農業推進法第7条第1項の規程に基づき、有機農業を具体的に推進するための県推進計画とする。
- (2) 第六次愛媛県長期計画における「次代を担う活力ある産業を創る」の中に位置付けるとともに、愛媛県環境保全型農業推進基本方針並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとする。

【他の関係計画との関連図】



5 県推進計画の期間

県推進計画の期間は、令和12年度までとする

6 県推進計画の検討

有機農業を含む環境保全型農業の推進を目的として、学識経験者、消費者、食品流通業者、生産者、生産者団体で組織する「環境保全型農業推進会議」を平成13年8月に設置しており、本推進会議において県推進計画の進行管理等の検討を行う。

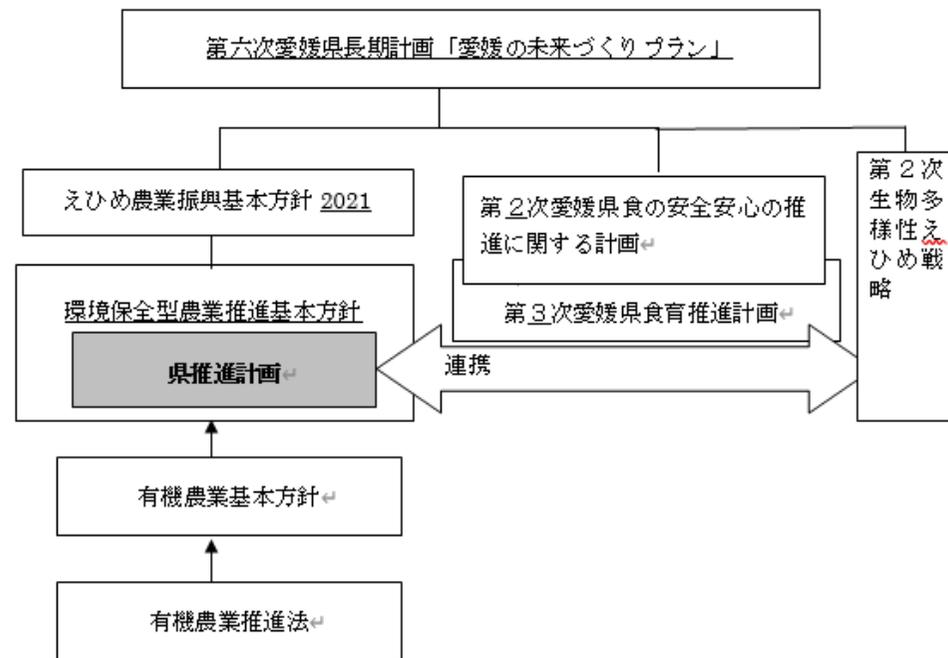
II 有機農業推進施策の展開方向

1 有機農業で生産される農産物の安定的な生産

(1) 現状と課題

- ①有機農業は、技術、経営の両面において農家間格差が大きい。
- ②一定の経験を有する農家間においても、経営の不安定性、不確実性が見ら

【他の関係計画との関連図】



5 県推進計画の期間

県推進計画の期間は、令和12年度までとする（情勢の変化を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。）。

6 県推進計画の検討

有機農業を含む環境保全型農業の推進を目的として、学識経験者、消費者、食品流通業者、生産者、生産者団体で組織する「環境保全型農業推進会議」を平成13年8月に設置しており、本推進会議において県推進計画の進行管理等の検討を行う。

II 有機農業推進施策の展開方向

1 有機農業で生産される農産物の安定的な生産

(1) 現状と課題

- ①有機農業は、技術、経営の両面において農家間格差が大きい。
- ②一定の経験を有する農家間においても、経営の不安定性、不確実性が見ら

れ、技術、経営面での対策が必要不可欠である。

③有機農業の取組面積は 496ha、有機農業者数は 931 人 であり、取組の拡大が求められる。

④有機農業の取組で培われてきた農法や経営ノウハウは、未だ農家レベルで散在しており、その実態把握と有効活用が求められている。

⑤経験年数の浅い生産者はもとより、熟練の有機農業者からも最新の栽培技術や優良事例等を学ぶ機会の提供を求める声が大きくなっている。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業を行う者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 各種支援事業の活用等	・各種補助事業を活用した、堆肥、温湯消毒機、米糠ペレット製造機、加工施設、農産物直売所等の生産、流通施設等の共同利用施設・農業機械の整備支援
	・農業改良資金等の農業制度資金の貸付け支援
	・環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業者に対する直接支払支援
	・農業共済制度や収入保険制度を活用した補償 ・ <u>有機農業を志す研修生を受入れている先駆的有機農業者の研修に係る経費の支援</u>
イ 有機農業の取組支援	・ <u>有機農業者や有機農業志向者を対象とした技術セミナー開催等による生産技術向上支援</u> ・有機農業の取組や有機 JAS 制度等についての指導・助言

②新たに有機農業を行おうとする者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
------	----------

れ、技術、経営面での対策が必要不可欠である。

③有機農業の取組面積は 491ha、有機農業者数は 922 人 であり、取組の拡大が求められる。

④有機農業の取組で培われてきた農法や経営ノウハウは、未だ農家レベルで散在しており、その実態把握と有効活用が求められている。

<追加>

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業を行う者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 各種支援事業の活用等	・各種補助事業を活用した、堆肥、温湯消毒機、米糠ペレット製造機、加工施設、農産物直売所等の生産、流通施設等の共同利用施設・農業機械の整備支援
	・農業改良資金等の農業制度資金の貸付け支援
	・環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業者に対する直接支払支援
	・農業共済制度や収入保険制度を活用した補償 ・ <u><追加></u>
イ 有機農業の取組支援	・ <u><追加></u> ・有機農業の取組や有機 JAS 制度等についての指導・助言

②新たに有機農業を行おうとする者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
------	----------

ア 就農相談・有機農業の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地方局、支局の地域農業育成室による就農相談 ・地方局、支局の地域農業育成室、産地戦略推進室による経営相談
イ 研修の実施やホームページによる研修受入等農家の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及グループ圃場（以下「技術普及G圃場」という。）等において、有機農業者の協力を得て、実証圃の設置と併せた研修の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の実務研修に対する助成
	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP内の有機農業HPを拡充し、情報を提供 ・優良取組の情報発信
ウ 就農準備資金・経営開始資金による交付	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農する者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付

ア 就農相談・有機農業の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地方局、支局の地域農業育成室による就農相談 ・地方局、支局の地域農業育成室、産地戦略推進室による経営相談
イ 研修の実施やホームページによる研修受入等農家の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及グループ圃場（以下「技術普及G圃場」という。）等において、有機農業者の協力を得て、実証圃の設置と併せた研修の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の実務研修に対する助成
	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP内の有機農業HPを拡充し、情報を提供 ・優良取組の情報発信
ウ 農業次世代人材投資事業の資金による交付	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農する者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付

③有機農業に関する技術の開発と成果の普及促進

支援内容	支援の具体的内容
ア 様々な技術を検索、組み合わせ、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するための実態調査や実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施 ・有機農業の技術や経営の実態調査の実施
イ 立地条件に適応した有機農業技術の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気象や土壌条件等に適応した有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施
ウ 新たな技術を地域の農業生産現場に適応するための実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及G圃場や各種補助事業を活用した農家圃場での実証圃設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・実証結果に基づき、有機農業に関する栽培マニュアルを改訂

③有機農業に関する技術の開発と成果の普及促進

支援内容	支援の具体的内容
ア 様々な技術を検索、組み合わせ、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するための実態調査や実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施 ・有機農業の技術や経営の実態調査の実施
イ 立地条件に適応した有機農業技術の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気象や土壌条件等に適応した有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施
ウ 新たな技術を地域の農業生産現場に適応するための実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及G圃場や各種補助事業を活用した農家圃場での実証圃設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・実証結果に基づき、有機農業に関する栽培マニュアルを改訂

エ 研究開発の成果に関する情報の提供	・HP等による研究成果のPR、及び有機農業に関する栽培マニュアルによる研究成果の提供・普及
オ 農業者への研究開発の成果の普及	
カ 普及指導員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員の有機農業に対する技術向上を図るための研修会への参加、及び市町、JA等担当者に対する研修の実施 ・有機農業の取組や有機JAS制度等に関する研修

2 有機農業で生産される農産物の生産・流通の拡大

(1) 現状と課題

- ①有機農業の取組面積は496haであり、有機農業により生産される農産物の流通量が少ない。
- ②流通量が少なく、更に不安定なため、流通関係者にとっては取扱いのリスクが生じる。
- ③有機農業で生産される農産物は、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接結びついて流通するものが多い。
- ④有機農業で生産される農産物は、外観や規格が不揃いになりやすいため、食品加工分野等を含めた販路の拡大が求められている。
- ⑤有機農産物のPR活動や流通・販売事業者とのマッチング等の販売促進に繋がる取組への要望が強い。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ	・有機農業により生産される農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化を推進

エ 研究開発の成果に関する情報の提供	・HP等による研究成果のPR、及び有機農業に関する栽培マニュアルによる研究成果の提供・普及
オ 農業者への研究開発の成果の普及	
カ 普及指導員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員の有機農業に対する技術向上を図るための研修会への参加、及び市町、JA等担当者に対する研修の実施 ・有機農業の取組や有機JAS制度等に関する研修

2 有機農業で生産される農産物の生産・流通の拡大

(1) 現状と課題

- ①有機農業の取組面積は491haであり、有機農業により生産される農産物の流通量が少ない。
- ②流通量が少なく、更に不安定なため、流通関係者にとっては取扱いのリスクが生じる。
- ③有機農業で生産される農産物は、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接結びついて流通するものが多い。
- ④有機農業で生産される農産物は、外観や規格が不揃いになりやすいため、食品加工分野等を含めた販路の拡大が求められている。

<追加>

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ	・有機農業により生産される農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化を推進

イ 流通ルートの拡大に向けた意見交換や商談の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店やイベント等での販売PR ・県内外の商談会やバイヤー、各業種との連携による販売促進活動の推進やマッチングによる販路開拓 ・SNS や WEB サイト等による情報発信 ・地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所で販売促進活動の推進。 ・農商工連携、6次産業化に関する情報提供
ウ 消費拡大に関する市町・消費者団体等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業で生産される農産物の消費拡大、販路開拓に関する市町、消費者団体等の取組を推進

3 有機農業で生産される農産物の信頼の確保

(1) 現状と課題

- ①有機農業により生産される農産物の信頼確保のため、有機 J A S 規格や有機 J A S 規格に準じての生産が求められる。
- ②有機農業により生産される農産物の有機 J A S 規格に基づく表示ルール等について、生産者や消費者等への普及啓発が求められる。
- ③有機 J A S 認証のための書類作成は煩雑であり、認証取得の拡大を妨げる要因の一つとなっている。
- ④有機栽培でありながら、有機 J A S 認証を受けなければ「有機」の表示が出来ないため、有機農業者が有機 J A S 認証を取得するかしないかは、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 J A S 認証を取得しやすい環境づくりが求められる。また、認証を取得しない場合であっても、その努力が報われるような表示方法の検討が求められる。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の適正な生産及び表示の推進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業により生産される農産物の生産指導	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等によるPR活動の実施 ・G A Pの取組推進

イ 流通ルートの拡大に向けた意見交換や商談の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・<追加> ・県内外の商談会やバイヤー、各業種との連携による販売促進活動の推進 ・<追加> ・地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所で販売促進活動の推進。 ・農商工連携、6次産業化に関する情報提供
ウ 消費拡大に関する市町・消費者団体等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業で生産される農産物の消費拡大、販路開拓に関する市町、消費者団体等の取組を推進

3 有機農業で生産される農産物の信頼の確保

(1) 現状と課題

- ①有機農業により生産される農産物の信頼確保のため、有機 J A S 規格や有機 J A S 規格に準じての生産が求められる。
- ②有機農業により生産される農産物の有機 J A S 規格に基づく表示ルール等について、生産者や消費者等への普及啓発が求められる。
- ③有機 J A S 認証のための書類作成は煩雑であり、認証取得の拡大を妨げる要因の一つとなっている。
- ④有機栽培でありながら、有機 J A S 認証を受けなければ「有機」の表示が出来ないため、有機農業者が有機 J A S 認証を取得するかしないかは、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 J A S 認証を取得しやすい環境づくりが求められる。また、認証を取得しない場合であっても、その努力が報われるような表示方法の検討が求められる。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の適正な生産及び表示の推進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業により生産される農産物の生産指導	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等によるPR活動の実施 ・G A Pの取組推進

イ 有機農業により生産される農産物の有機JAS規格に基づく表示ルールの普及啓発	・消費者に対し、JAS法に基づく表示内容等をPR
ウ 有機農業により生産される農産物で、有機JAS認証を受けていない場合の表示方法の検討	・愛媛県特別栽培農産物等認証制度の活用促進 ・有機JAS認証を受けていない場合の具体的な表示方法の検討
オ 遺伝子組換え作物の交雑による混乱が生じないための取組	・全国的なルールに基づき、生産、流通上の混乱を生じないようにするためのガイドライン策定等を国へ要望

4 有機農業に対する理解の増進

(1) 現状と課題

- ①消費者や実需者の多くは、有機農業で生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択している。
- ②有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるとともに、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながることにについて、消費者や実需者の理解は十分とは言えない。
- ③有機農業の推進では、有機農業者と慣行農業者の相互理解を促進し、容易に有機農業に取り組める圃場環境を作る必要がある。
- ④有機農産物や県特別栽培農産物等を用いた給食等の食農教育による理解増進の効果は高いものの、実施件数が少ない。

(2) 取組施策の展開方向

①消費者の理解と関心の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業に関する普及啓発	・県HP、パンフレット等を活用した有機農業に関する情報の提供 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業に関する普及啓発の推進

イ 有機農業により生産される農産物の有機JAS規格に基づく表示ルールの普及啓発	・消費者に対し、JAS法に基づく表示内容等をPR
ウ 有機農業により生産される農産物で、有機JAS認証を受けていない場合の表示方法の検討	・愛媛県特別栽培農産物等認証制度の活用促進 ・有機JAS認証を受けていない場合の具体的な表示方法の検討
オ 遺伝子組換え作物の交雑による混乱が生じないための取組	・全国的なルールに基づき、生産、流通上の混乱を生じないようにするためのガイドライン策定等を国へ要望

4 有機農業に対する理解の増進

(1) 現状と課題

- ①消費者や実需者の多くは、有機農業で生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択している。
- ②有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるとともに、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながることにについて、消費者や実需者の理解は十分とは言えない。
- ③有機農業の推進では、有機農業者と慣行農業者の相互理解を促進し、容易に有機農業に取り組める圃場環境を作る必要がある。
- ④<追加>

(2) 取組施策の展開方向

①消費者の理解と関心の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業に関する普及啓発	・県HP、パンフレット等を活用した有機農業に関する情報の提供 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業に関する普及啓発の推進

イ 有機農業により生産される農産物に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業により生産される農産物に関する情報の提供 ・各種イベント等における有機農業により生産される農産物コーナーの設置
ウ 田畑の生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと水辺の生き物教室等の取組を活用した調査の実施
エ 生物多様性保全への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金の取組を活用した有機栽培等の推進

イ 有機農業により生産される農産物に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業により生産される農産物に関する情報の提供 ・各種イベント等における有機農業により生産される農産物コーナーの設置
ウ 田畑の生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと水辺の生き物教室等の取組を活用した調査の実施
エ 生物多様性保全への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金の取組を活用した有機栽培等の推進

②有機農業者と消費者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、互いに理解を深める取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の人たちに地域の食文化を伝承 ・収穫、体験交流を通じた食育の推進 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業により生産される農産物のPR、地産地消の推進
イ 学校における有機農業への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する食育に関する授業の実施 ・地元有機農業者と連携した授業の実施 ・有機農業により生産される農産物を含めた地場産物の学校給食への導入促進

②有機農業者と消費者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、互いに理解を深める取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の人たちに地域の食文化を伝承 ・収穫、体験交流を通じた食育の推進 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業により生産される農産物のPR、地産地消の推進
イ 学校における有機農業への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する食育に関する授業の実施 ・地元有機農業者と連携した授業の実施 ・有機農業により生産される農産物を含めた地場産物の学校給食への導入促進

③有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
------	----------

③有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
------	----------

ア 意見交換会、各種講座等を通じ相互理解を促進

・有機農業者と慣行農業者の相互理解を増進するための意見交換会、各種講座等の開催

ア 意見交換会、各種講座等を通じ相互理解を促進

・有機農業者と慣行農業者の相互理解を増進するための意見交換会、各種講座等の開催

5 「愛媛県みどりトータルサポートチーム」を中心とした推進体制の強化

(1) 現状と課題

「愛媛県みどりトータルサポートチーム」(県、市町、県再生協議会)を中心として構成員が連携し、有機農業者等の生産から販売までの課題解決のサポートを実施しており、さらなる有機農業の拡大を図るためには、サポートチーム構成員及び関係団体との連携を強化し、一体的な推進体制を構築する必要がある。

(2) 取組施策の展開方向

内 容	具体的な内容
ア 愛媛県みどりトータルサポートチーム構成員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業推進に関する施策や支援事業の説明会の開催 ・有機農業推進に関する意見交換会の開催 ・有機農業に関するセミナーや先進事例視察研修会等への参加啓発 ・有機給食等の食農教育実施にむけた連携強化 ・市町の有機農業推進に係る取組の推進
イ JA との連携強化と機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業に関するセミナーや先進事例視察研修会等への参加啓発 ・みどり認定やエコえひめ認証取得の推進

5 有機農業推進体制の整備

(1) 現状と課題

①有機農業は、これまで有機農業者や関係団体等が推進してきたものであり、その推進体制が脆弱である。

(2) 取組施策の展開方向

①県段階における推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的な内容
ア 県組織における連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境保全型農業推進会議の専門部会において庁内各課、試験研究機関等が連携
イ 関係機関・団体の連携体制の整備、ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境保全型農業推進会議と市町段階の協議会等が連携し、有機農業に関する情報交換、推進方策を検討 ・地方公共団体の相互交流や連携を促すためのネットワーク構築
ウ 技術の研究開発等の推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定 ・関係する研究開発の一元的な把握 ・地方局及び支局地域農業育成室、産地戦略推進室、農林水産研究所、病害虫防除所による土壌、病害虫診断の推進体制の維持

	<u>エ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会や市町段階の協議会等、有機JAS認証機関、消費者団体等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、国への要望及び施策への反映に努める 						
②市町段階における推進体制の整備								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;"><u>支 援 内 容</u></th> <th style="width: 50%; text-align: center;"><u>支援の具体的内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 422 1646 805"> <u>ア 市町段階における協議会等の設置、市町有機農業振興計画の策定</u> </td> <td data-bbox="1646 422 2177 805"> <ul style="list-style-type: none"> ・市町段階における有機農業推進体制（市町、県地方局、JA等農業団体、農業者、消費者等）の推進 ・市町有機農業振興計画の策定の推進 ・先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制整備を推進する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 805 1646 965"> <u>イ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備</u> </td> <td data-bbox="1646 805 2177 965"> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策に反映する体制整備を推進する </td> </tr> </tbody> </table>			<u>支 援 内 容</u>	<u>支援の具体的内容</u>	<u>ア 市町段階における協議会等の設置、市町有機農業振興計画の策定</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町段階における有機農業推進体制（市町、県地方局、JA等農業団体、農業者、消費者等）の推進 ・市町有機農業振興計画の策定の推進 ・先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制整備を推進する 	<u>イ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策に反映する体制整備を推進する
<u>支 援 内 容</u>	<u>支援の具体的内容</u>							
<u>ア 市町段階における協議会等の設置、市町有機農業振興計画の策定</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町段階における有機農業推進体制（市町、県地方局、JA等農業団体、農業者、消費者等）の推進 ・市町有機農業振興計画の策定の推進 ・先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制整備を推進する 							
<u>イ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策に反映する体制整備を推進する 							
③JAにおける推進体制の整備								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;"><u>支 援 内 容</u></th> <th style="width: 50%; text-align: center;"><u>支援の具体的内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 1005 1646 1197"> <u>ア JAにおける生産・販売等支援体制の整備</u> </td> <td data-bbox="1646 1005 2177 1197"> <ul style="list-style-type: none"> ・JAにおける生産、販売等支援体制の整備や市町協議会等への参加を推進する </td> </tr> </tbody> </table>			<u>支 援 内 容</u>	<u>支援の具体的内容</u>	<u>ア JAにおける生産・販売等支援体制の整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・JAにおける生産、販売等支援体制の整備や市町協議会等への参加を推進する 		
<u>支 援 内 容</u>	<u>支援の具体的内容</u>							
<u>ア JAにおける生産・販売等支援体制の整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・JAにおける生産、販売等支援体制の整備や市町協議会等への参加を推進する 							

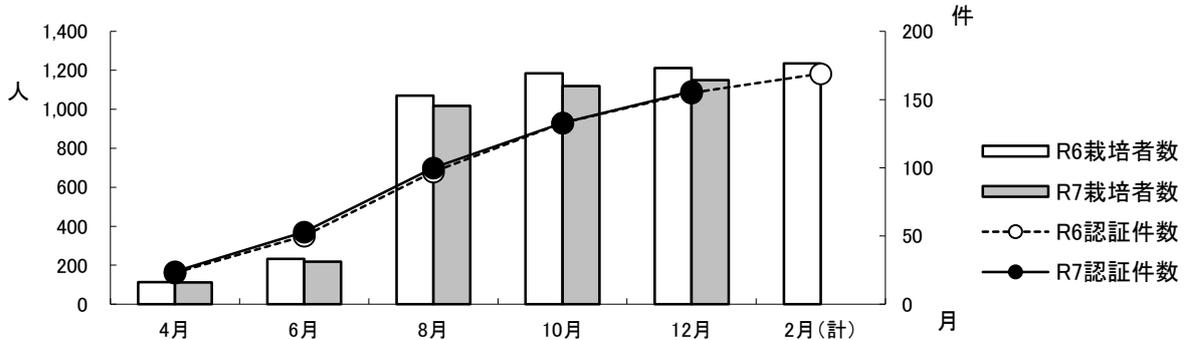
愛媛県特別栽培農産物等認証制度の認証状況等について

令和6年度は、認証件数169件（R5 183件）、累計認証栽培者数1,236人（R5 1,238人）、栽培面積は748ha（R5 761ha）となり、認証件数が14件、累計認証栽培者数が2人、栽培面積が13ha減少した。

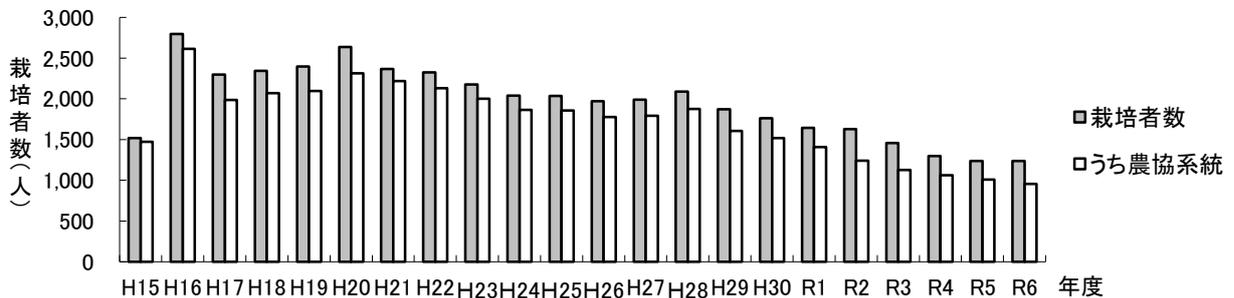
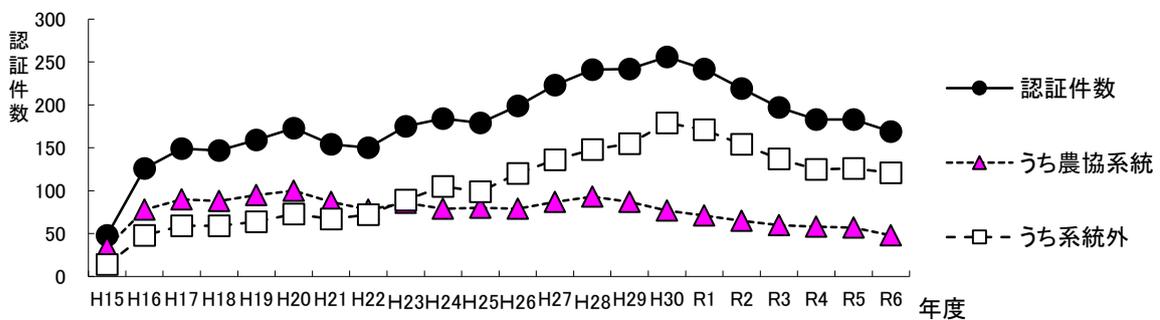
年次別の認証件数は、近年、農協系統と系統外ともに減少傾向にある。栽培者数は、平成16年の2,797人をピークにやや減少傾向にあり、栽培者の約8割を占める農協系統の申請件数の減少による影響が大きいと考えられる。

栽培面積は、平成20年度の1,007haをピークに減少したが、一定面積は維持されている。作物別の内訳（令和6年度）は、作物（水稻、大豆）：662ha（87.0%）、野菜：33ha（4.3%）、果樹：49ha（6.5%）、その他（茶）：3ha（0.4%）となり、計748haとなっている。

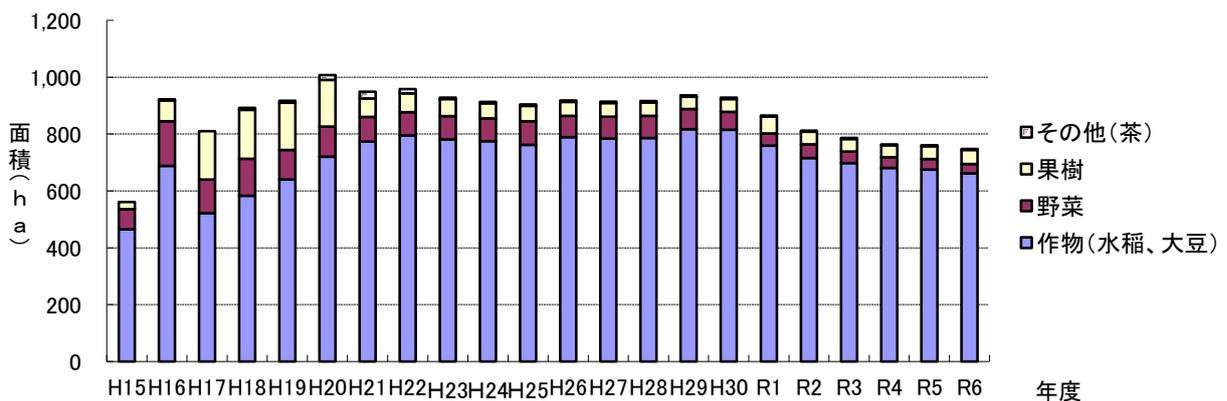
○令和6年度月別累計栽培者数（参考：令和7年度実績を12月まで表記）



○年次別認証実績の推移



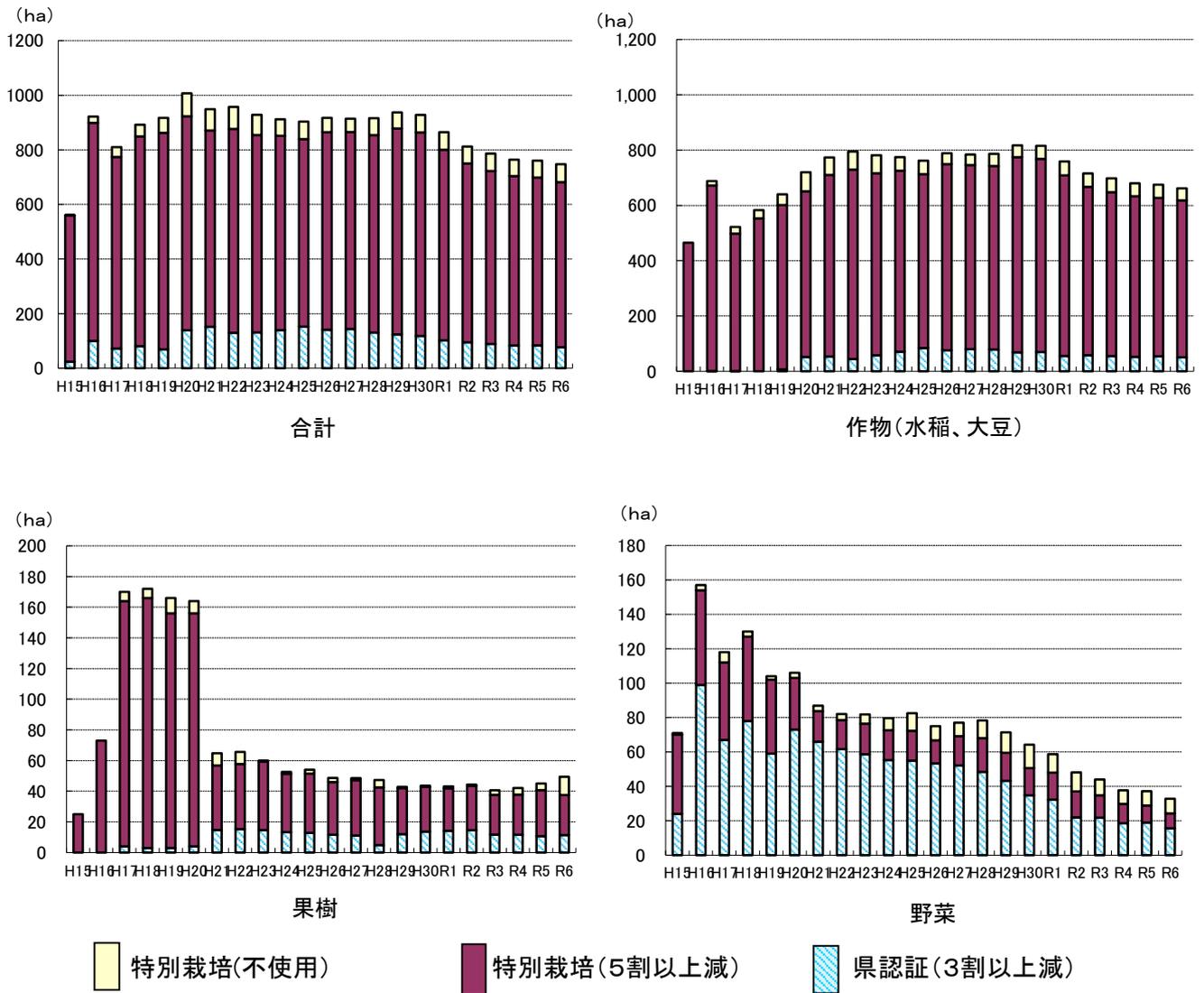
○作物別認証栽培面積の推移



○認証区分別の認証栽培面積の推移(R6)

栽培面積の約8割は特別栽培農産物（5割以上減又は不使用）であり、特に水稲は特別栽培農産物の割合が高い。一方、野菜は県認証農産物（3割以上減）の割合が高く、令和6年度は45%程度を占めていた。

品目別の栽培面積では、果樹は中晩柑類や温州みかんが多く、野菜はトマトが最も多かった。



○品目別取組み面積(R6)

果樹(上位5品目)

(a)

	特別栽培農産物(不使用)	特別栽培農産物(5割減)	県認証農産物(3割減)	計
中晩柑類	176.8	483.1	994.0	1653.9
香酸柑橘類	857.1	768.7	7.0	1632.8
温州みかん	3.0	1307.3	2.0	1312.3
イチジク	0.0	3.0	132.0	135.0
ブルーベリー	93.4	0.0	0.0	93.4

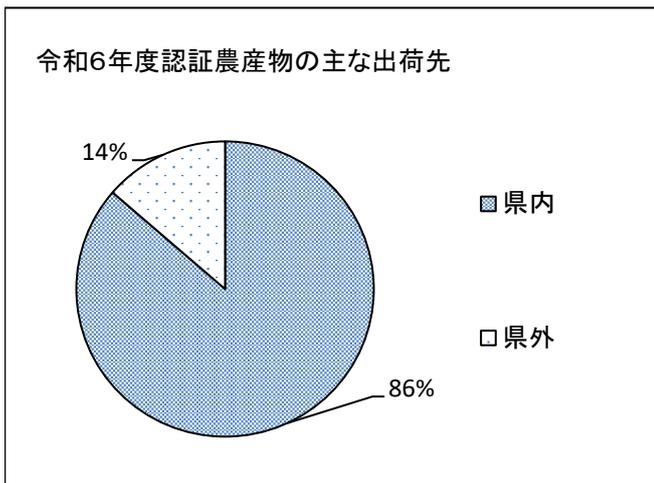
野菜(上位5品目)

(a)

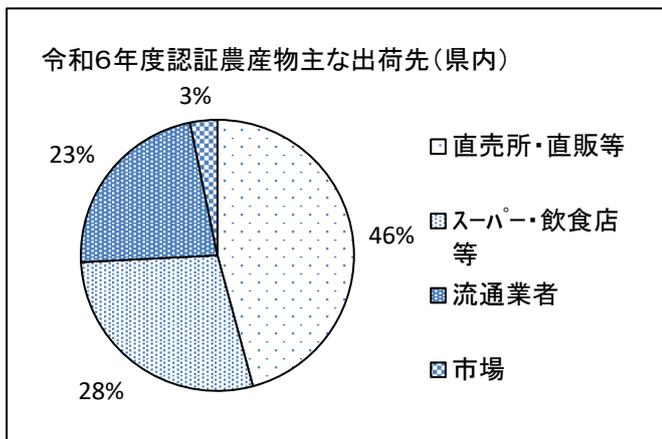
	特別栽培農産物(不使用)	特別栽培農産物(5割減)	県認証農産物(3割減)	計
トマト	12.0	304.6	1421.0	1737.6
白ネギ	0.0	341.5	0.0	341.5
パレイショ	233.3	0.0	0.0	233.3
イチゴ	0.0	0.0	123.5	123.5
ダイコン	102.0	0.0	0.0	102.0

○主な出荷先について

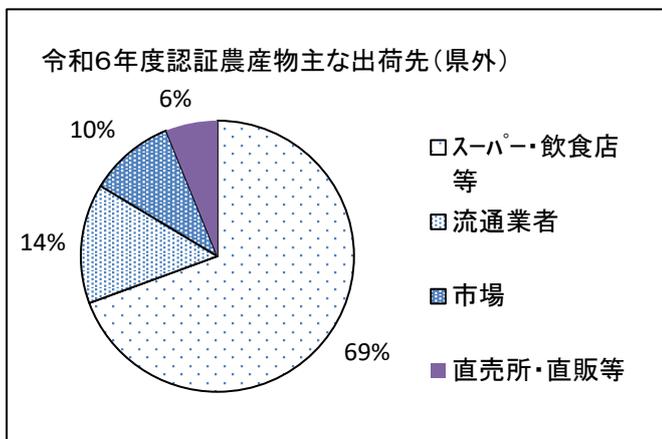
認証件数169件。主な出荷先359件。1申請で複数の出荷先あり。



令和6年度認証農産物169件の主な出荷先は県内出荷が86%、県外出荷が14%で、県内での流通が主体となっている。



県内の主な出荷先は、直売所・直販等が46%、スーパー・飲食店等が28%、流通業者が23%、市場が3%となっている。



県外の主な出荷先はスーパー・飲食店等が69%と最も多く、流通業者が14%、市場が10%、直売所・直販等が6%となっている。

※ 市場：中央卸売市場、青果市場、地元市場等
 ※ 流通業者：青果物取扱業者、農産物供給事業者等
 ※ スーパー・飲食店等：スーパー、レストラン等
 ※ 直売所・直販等：JA産直市、道の駅産直コーナー等

県内のGAP認証取得状況

○ 県GAP（えひめGAP）【8者】（令和7年4月1日現在）

	確認責任者 (市町)	栽培責任者 (市町)	最初の 認証年月	品目	認証区分
1	愛亀産業(株) (松山市)	(有)あぐり (松前町)	H30 2月	米、野菜（19種類）	農薬・化学肥料 不使用
2	伊予農業高校 (伊予市)	同左		米	農薬・化学肥料 不使用
3	松田包装(株) (大洲市)	門屋誠 (松山市)		かんきつ（温州みかん、 中晩柑類、レモン：13品種）	県認証農産物
4	今治南高校 (今治市)	同左	H30 10月 R2 10月	ブドウ、ミトマト	県認証農産物
5	丹原高校 (西条市)	同左		イチゴ	県認証農産物
6	北宇和高校 (鬼北町)	同左		スイートコーン	県認証農産物
7	伊予農産(有) (松山市)	和泉 康平 (松山市)		中晩柑類（伊予柑）	農薬・化学肥料不使用
8	(株)石川興産 (四国中央市)	同左	R5 2月	非結球レタス、サンチュ 他（9種類）	県認証農産物 (養液栽培)

○ 令和6年度認証実績

	認証件数（件）	栽培者数（人）	栽培面積（ha）
県認証（3割以上減）	8	10	1.6
特別栽培（5割以上減）	0	0	0
特別栽培（不使用）	20	20	38.9
計	28	30	40.5

令和6年度エコえひめPR活動について

○ 令和6年度エコえひめPR活動一覧

	イベント名	開催日	場所	主催
1	道後にきたつの路日曜朝市	毎月第4日曜 (令和6年4月～)	道後にきたつの路	道後温泉旅館 協同組合
2	えひめ・まつやま 産業まつり	令和6年 11月23、24日	城山公園(堀之内地区)	えひめ・まつやま 産業まつり実行委員会
3	エコえひめ農産物フェア	令和6年 12月18～22日	福泉株式会社 (東京都千代田区)	福泉株式会社
4	えひめ愛ある食の市	令和7年2月 毎週土曜日	大街道商店街	えひめ愛フード推進機構 (食ブランドマーケティング課)

えひめ県GAPの国際水準への引き上げに伴う変更点について

【概要】

国は、平成22年に策定した現行の共通基盤ガイドライン（以下、旧ガイドライン）に基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野のGAPの取組に、「人権保護」及び「農場経営管理」の分野も加えた国際水準の取組に引き上げ、全国に普及することとし、都道府県が策定するGAP（以下、県GAP）の策定根拠となった旧ガイドラインを廃止し、新たに国際水準GAPガイドライン（以下、新ガイドライン）が令和4年3月に公表。県GAPを存続する都道府県に対しては、令和7年3月31日までに現行の県GAPの取組内容を新ガイドラインに則して国際水準へ順次引き上げることが求められた。

本県においては、令和7年10月3日に国際水準GAPガイドライン準拠に関する確認要領により国の確認を受けた。

【主な変更点について】

人権保護の分野を新たに追加し、国際水準GAPで必要な項目を追加。項目数の変更点は以下の表1のとおり。なお、これまでの基準書は「生産工程管理基準（チェックシート）」としていたが、今後は「農業生産工程管理（確認・点検シート）」と改める。

表1 各分野での項目数の一覧

品目	食品安全	環境保全	労働安全	人権保護	農場経営管理	計
青果物 (野菜・果樹)	93【91】	68【52】	55【43】	9【0】	49【26】	274【212】
米	87【52】	60【47】	57【45】	9【0】	49【32】	262【176】
茶	79【68】	59【44】	56【43】	9【0】	49【33】	252【188】

【】内は旧ガイドラインでの項目数

表2 チェック項目数の変更の内訳

品目	追加項目数	変更項目数	削除項目数	計※
青果物（野菜・果樹）	115	41	51	64
米	129	44	45	84
茶	122	44	56	66

※統合による変更や内容の一部変更を除き、計＝新設－削除としたもの。

別紙 新旧対照表

新						追加	変更なし	変更	削除	旧					
農業生産工程管理<確認・点検シート【青果物(野菜・果樹)】> 1 食品安全を主な目的とする取組						旧チェックシートからの変更点				生産工程管理基準【青果物(野菜・果樹)】 1 食品安全を主な目的とする取組					
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除	区分	番号	具体的なチェック項目	検査	
ほ場環境の確認と衛生管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①リスク低減のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている ②土壌の安全性について、リスク評価を年1回以上実施している ③必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ④ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ⑤廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ⑥堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑦ほ場にペットを入れないようにしている 注) 廃棄物: 廃プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不用資材: 鋼管、パレット、コンテナ	①土壌等のリスク評価を実施のうえ結果と対策を記録 ②堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ③大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ④ほ場にペットを入れないことの徹底 ⑤整理整頓を励行し、清潔な状態を維持している ⑥廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理 ⑦ほ場及び近隣地の従前及び現在の用途の確認 ⑧廃棄物、資材等の不適切な焼却防止 ⑨廃棄物、不要資材、堆肥をほ場やその周辺に放置しない ⑩肥料等は、落下等に配慮した場所で管理 ⑪未熟堆肥がある場合、完成した堆肥との接触を防ぐ	聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ②大雨時の圃場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ③圃場にペットを入れないことの徹底 ④周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑤廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理 ⑥圃場及び近隣地の従前及び現在の用途の確認 ⑦廃棄物、資材等の不適切な焼却防止 ⑧廃棄物、不要資材、堆肥を圃場やその周辺に放置しない	聞取 <input type="checkbox"/>			
							現地 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			現地 <input type="checkbox"/>		
							聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	聞取 <input type="checkbox"/>	
農薬の使用	食-2	農薬使用計画の策定と、計画に基づく農薬の使用	登録農薬または特定農薬を使用しているか	①使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定している ②農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施している	①使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定 ②農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法を再確認 (削除) ③使用前に濃度や散布方法等の内容を再確認	聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ②使用前に容器等の農薬登録番号の有無や内容を確認	聞取 <input type="checkbox"/>			
							食-3	(略)							
	(削除)														
		食-4	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	①周辺の農作物や環境に飛散危害を与えていないか ②周辺からの農薬飛散を予防する対策を実施しているか	①農薬を周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している	①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布圧に注意して散布 ②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布を実施 ③周辺の農家や住民に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供 ④農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 ⑦隣接するほ場からの農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に緩衝帯の設置、または、周辺の農家とコミュニケーションを図る ⑧くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施 ⑨乗用機械で公道を走行する場合、泥を落とさないよう留意するとともに、道路運送車両の保安基準を遵守	聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布圧に注意して散布 ②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、ドリフト低減ノズルの利用等の対策を実施 ③周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供 ④農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択	聞取 <input type="checkbox"/>		
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	水の使用	食-5	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	使用する水は衛生的に扱っているか	①農作物を洗う水は衛生的に扱っている ②使用前に水の濁りや異臭の有無を確認する ③利用水は必要に応じて水質検査を実施している ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ⑤水源、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている	①水源の由来を把握 ②濁りや臭いに異常がある場合、異常のある間は使わず、水の浄化装置の設置や用途によっては水源を変えるなどの対策を実施 ③収穫前後の可食部の洗浄には飲用に適した水を使用 ④農産物取扱工程で使用する水のリスク評価を実施し、汚染物質等の危険性がある場合は、定期的に水質分析(化学性)を行い問題点を抽出し改善策を実施 (水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする)	聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①水源の由来を把握 ②問題がある場合、水の浄化装置の設置や用途によっては水源を変えるなどの対策を実施 ③収穫前後の可食部の洗浄には飲用に適した水を使用	聞取 <input type="checkbox"/>		
								文書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			文書 <input type="checkbox"/>	
肥料の使用	食-7	養液栽培の場合は、培養液の汚染防止に必要な対策の実施	培養液の汚染防止対策を実施しているか	①水源等の汚染が発生する恐れがある場合には対策を講じる ②培養液の定期的な交換を行っている ③微生物・化学的汚染を低減する対策(洗浄・消毒、衛生的な保管)を講じている ④水源、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている	①水源によっては水質検査を行い、問題点を抽出し必要な場合は改善対策を実施 ②培養液の定期的な交換と培養液を再利用する場合の微生物的・化学的汚染低減処理 ③養液栽培の資材や機器は定期的に洗浄・消毒し衛生的な保守管理、取扱いを実施 ④栽培終了後に設備を洗浄・消毒する	文書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①水源によっては水質検査を行い、問題点を抽出し必要な場合は改善対策を実施 ②培養液の定期的な交換と培養液を再利用する場合の微生物的・化学的汚染低減処理 ③養液栽培の資材や機器は洗浄・消毒し衛生的に保管と取扱い	文書 <input type="checkbox"/>			
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

別紙 新旧対照表

新					追加	変更なし	変更	削除	旧						
作業 者 等 の 衛 生 管 理	食-8	作業者及び来訪者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意識しているか	①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業者及び来訪者の健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、掲示や口頭注意等を行っている	聞取 □	①				作業 者 等 の 衛 生 管 理	食-9	以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外し危害を防止 ⑥作業場所にはペットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し可食部に向かって咳やくしゃみをしていない ⑩作業者及び来訪者に向けて、食品安全、衛生管理、労務安全、環境への配慮に関する手順を定めて、掲示や口頭注意等を実施	聞取 □		
	食-9	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	ほ場等の近くに手洗い場やトイレを確保しているか	①ほ場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹸・タオル等を常備している	現地 □	①					食-10	①圃場や施設近くに手洗い場やトイレを確保 ②石鹸・タオル等を常備 ③圃場や施設、水路への手洗い場やトイレからの汚水流出防止 ④手洗い場やトイレの清掃・管理	現地 □		
機 械 ・ 施 設 ・ 容 器 等 の 衛 生 管 理	食-10	トラクター等の農機具や収穫・調整・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	トラクター等の農機具やその他の器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①作業工程で使用する器具・包装容器等や清掃道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等について、安全性の確認、適切な保管、取扱い、洗浄等を行っている ②トラクター等の農機具を衛生的に保管・取扱い、使用後に洗浄している ③その他器具類等を衛生的に保管・取扱い、使用後に洗浄している	聞取 □			①②		機 械 ・ 施 設 ・ 容 器 等 の 衛 生 管 理	食-11	①収穫用コンテナ、はさみ等は収穫専用とする ②トラクター等や収穫用コンテナ、はさみ等の定期的な洗浄 ③農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合には、使用前に荷台等を十分に洗浄	聞取 □		
	(削除)											食-12	①生産過程で出るごみを減らすための継続的な努力 ②野菜残さや廃棄物等の放置の禁止 ③ねずみや虫、鳥等が施設に入らない対策の実施 ④ペット等を栽培施設に入れない ⑤施設内は水はけを良くする排水対策を実施	現地 □	
	食-11	調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理を実施しているか	①調整・出荷作業場を清潔に管理している ②出荷まで品質を保持している ③保管場所は温度と湿度を管理している ④農産物を適切に保管、貯蔵し、調整・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施している	文書 □			⑨			食-13	①調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤を農産物に付着させない ②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施 ③衛生害虫の処置、小動物や鳥類の施設への侵入を防止し、施設内の定期的な点検を実施	聞取 □		
	食-12	(略)			現地 □			③				④水はけがよく、清掃しやすい施設の整備 ⑤施設の清掃と器具類の整理整頓 ⑥残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で廃棄するまで保管 ⑦衛生的な作業が行える明るさの照明の設置 ⑧家庭用殺虫剤を使用する場合の適切な使用と記録 ⑨収穫・運搬・保管・選別・調整・洗浄・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危害要因(微生物、化学的、物理的)のリスク評価の実施と内容を記録	現地 □		
収 穫 以 降 の 農 産 物 の 管 理	食-13	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の防止・低減対策の実施	傷果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、腐敗果の選別等徹底しているか	①丁寧な収穫・出荷作業を実施している ②選果段階において腐敗果の選別等を徹底している	聞取 □				収 穫 以 降 の 農 産 物 の 管 理	食-14					
	食-15	果汁用のりんごとして出荷する可能性のある場合、以下の取組を実施 ①収穫コンテナ等は清潔な水で洗浄して泥や汚れを落とす ②収穫コンテナは地面に直置きせず、シート等の上に置く ③風害や落下等により傷がついた果実は、健全な果実とは分けて管理し、長期保管、貯蔵しない ④果実に傷が付かないよう収穫から出荷まで丁寧に扱う ⑤貯蔵中に菌を増殖させないように、できるだけ低い温度で果実を保管する			聞取 □			③			①		②		

別紙 新旧対照表

新					追加	変更なし	変更	削除	旧						
収穫以降の農産物の管理	食-14	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	貯蔵中に急激な温度変化がない仕組みになっているか	①温度変化の小さい貯蔵庫等を有している ②庫内に温度計を設置している	① ② ③ ④ ⑤				① ② ③ ④				① ② ③ ④	①貯蔵・予冷庫内の整理整頓 ②貯蔵・予冷庫内の定期的な清掃 ③出入荷作業は手順のルール化と周知により迅速に実施 ④貯蔵・予冷庫内の温度は適正な状態を定期的に確認し記録	① ② ③ ④
	食-15	食品安全のリスク評価とリスクが高い事項に対する対策の実施	食品安全に関するリスクを認識しているか	①農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全(品質を含む)に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施 ②収穫や調整作業時に異物混入をさせない対策を実施している ③他の農産物と接触をなくす又は減らす工夫を実施している ④農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施している ⑤喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施している	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) ①生産工程において農産物に生じる食品安全に関する危害要因(生物的、化学的、物理的)のリスク評価の実施 ②リスクが高いと評価した事項についての対策の検討 ③対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づいて対策を実施 ④実施する対策及び農場のルールを年1回以上検証し、必要に応じてこれらを修正 ⑤ほ場で有毒植物の除去、雑草の侵入防止、除草対策を実施 【収穫物の衛生管理】 ⑥手洗いやアルコール消毒による大腸菌・ノロウイルス・黄色ブドウ球菌からの収穫物への汚染防止 ⑦収穫物は汚物、家畜ふん堆肥、土壌、ねずみ等からの回避 ⑧収穫物は直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置く ⑨痛みや虫食いなどが原因で出荷できないものの分別 ⑩調整作業時には、品目に応じて、収穫物の傷んだ部分を取り除き、傷つけないように注意 ⑪衛生害虫、小動物や鳥類の施設への侵入、かびの発生を防止し、施設内の定期的な点検を実施 ⑫水はけがよく、清掃しやすい施設の整備 ⑬農産物取扱施設の清掃と器具類の清掃・点検・整理・整備を実施するとともに、ほ場や施設で発生する廃棄物を把握し、保管・管理 ⑭家庭用殺虫剤を使用する場合の適切な使用と記録 (削除) ⑮喫煙及び飲食は、作業場から隔離された場所を限定 ⑯作業者にアレルギー物質となるものを周知するとともに、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施 ⑰アレルギー物質を扱った後の機器類は清掃・洗浄している	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰			① ② ③ ④ ⑤				① ② ③ ④ ⑤	【作業者の衛生管理】 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いの励行 ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外し危害を防止 ⑥作業場所にはベットの入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋の着用 ⑨マスクを着用し可食部に向かって咳やくしゃみをしていない	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
チェック数(食品計)					/93					/91					

2 環境保全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除
農薬による環境負荷の低減対策	環-1	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	①散布するほ場の面積、散布量を把握しているか ②農薬は必要な量を調製し、計量したものは洗浄しているか	①農薬は、決められた場所で必要量を調製し、使用残液が出ないようにしている ②計量したものは洗浄している ③残液が出た場合は、決められた場所で適切に処理している	①農薬散布液の調製の際は、次の全てを確認 ①農薬散布液は必要量及びラベルに記載された単位面積当たりの使用量を超過しないように散布液を調製 ②周辺環境を汚染しない場所で希釈・調製 ③残液が出た場合は、決められた場所で適切に処理 ④薬液を正確に計量できる器具を使用し、計量能力を把握 ⑤使用した計り、カップは洗浄 ⑥散布機器の散布能力を把握(記録簿)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥				
	環-2	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を理解しているか	①IPMにおける「予防」の取組みとして、病害虫・雑草の発生しにくい環境への改善に取り組んでいる	①抵抗性品種の導入などの耕種的防除や天敵利用等の利用 ②植物残さは放置することなく、適切に処分 ③ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草を管理 (削除) ④作物毎に土壌病害虫の発生等を考慮し、栽培計画に機械除草等除草剤使用以外の雑草対策を組み込む	① ② ③ ④				
	環-3	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	化学農薬の散布回数を減らす工夫をしているか	①IPMにおける「判断」としての取組みを実施している ②発生予察情報を利用し農薬の散布回数を減らす適期防除や耕種的防除を実施している	①発生状況を把握し、適期防除や耕種的防除を実施	①				

2 環境保全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	具体的な確認・点検項目	検査
農薬による環境負荷の低減対策	環-1	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	①農薬散布液は必要量及びラベルに記載された単位面積当たりの使用量を超過しないように散布液を調製 ②農産物や生産資材に飛散することがない場所で希釈・調製 ③薬液を正確に計量できる器具を使用 ④残液が出た場合は、決められた場所で適切に処理 ⑤散布機器の散布能力を把握(記録簿)	① ② ③ ④ ⑤
	環-2	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	①抵抗性品種の導入などの耕種的防除や天敵利用等の利用 ②植物残さは放置することなく、適切に処分 ③ほ場や施設の周辺では、病害虫の発生源となる雑草を管理 ④ほ場や施設内は定期的に除草や清掃 ⑤作物毎に土壌病害虫の発生等を考慮し、栽培計画に機械除草等除草剤使用以外の雑草対策を組み込む	① ② ③ ④ ⑤
	環-3	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	①発生状況を把握し、適期防除や耕種的防除を実施	①

別紙 新旧対照表

新						追加	変更なし	変更	削除	旧					
農薬による環境負荷の低減対策	環-4	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	耕種的防除法の必要性を理解しているか	①IPMにおける「防除」としての取組みとして、耕種的防除に取り組んでいる	①病害虫、雑草の発生生態、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等を活用し、化学農薬散布を減らす工夫を実践	聞取 □		①				農薬による環境負荷の低減対策	環-4	①病害虫、雑草の発生生態、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等を活用し、化学農薬散布を減らす工夫を実践	聞取 □
		(削除)									○		環-5	①農薬の散布前には周辺住民へ周知 ②近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布 ③周辺へのドリフトの可能性を考慮し、ドリフト低減ノズルの利用等の対策を実施	聞取 □
		(削除)									○		環-6	クロルピクリン等の土壌くん蒸剤を含む薬剤を使用する場合は次の点を遵守 ①原則として外気温が高い時は使用しない ②揮散を防ぐために処理後はポリフィルム等で被覆 ③風向きなどに十分注意 ④住宅地が近接する圃場では使用しない	聞取 □
肥料による環境負荷の低減対策	環-5	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	土壌診断などに基づいた施肥設計を行い、適正施肥に努めているか	①県の施肥基準を把握している ②簡易土壌診断などにより、適正施肥を実施している ③原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境安全に配慮した肥料等の利用計画を策定している	施肥にあたっては、次の点を遵守 ①県施肥基準やJAの栽培指針等に則して、食品安全、環境安全に配慮した施肥計画を策定 ②緩効性肥料など肥効調節型肥料の利用や局所施肥等の実施 ③①の施肥計画を参考にして、適正量を施用 ④肥料等の成分の含有量・製造工程を保証票等で把握 ⑤土壌診断を作付前に行い、この結果により、基肥量を決定 ⑥堆肥由来の成分量を考慮し、基肥量を決定	聞取 □	○	①				肥料による環境負荷の低減対策	環-7	施肥にあたっては、次の点を遵守 ①緩効性肥料など肥効調節型肥料の利用や局所施肥等の実施 ②栽培指針等を参考にして、適正量を施用 ③土壌診断を作付前に行い、この結果により、基肥量を決定 ④たい肥由来の成分量を考慮し、基肥量を決定	聞取 □
	環-6	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	種子を死滅させた完熟状態の堆肥を使用しているか	①完熟堆肥を使用している	①堆肥を使用している場合は、完熟堆肥を使用 ②堆肥を製造する場合、水分調整・切り返しを行い70℃以上で発酵させ、原料や製造中のものと混置しない ③雑草種子・有害微生物の滅菌のため適切な期間発酵を維持	聞取 □	○	①			環-8		①堆肥を使用している場合は、完熟堆肥を使用	聞取 □	
	環-7	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	堆肥の施用など、土づくりを行っているか	①堆肥の施用などにより土壌管理を行っている	①栽培指針等を参考にして、堆肥や有機物肥料、緑肥等の有機物を利用した土づくり等を通じた土壌管理、輪作等を実施(堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培、輪作など)	聞取 □			①				環-9	①栽培指針等を参考にして、有機物を利用した土づくりの他、輪作等を実施(たい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培、輪作など)	聞取 □
	環-8	(略)											環-10		
	環-9	①農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ②作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 ③農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	①廃棄物を適正に処理しているか ②廃棄物を焼却していないか ③作物残さは堆肥化すると「資源」になることを理解しているか	①廃棄物は、農協等を利用し適正に処理している ②廃棄物を安易に焼却せず、適切に処理している ③家畜の飼料に利用している ④作物残さの堆肥化に取り組んでいる	廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施 ①農場及び農産物取扱い施設で生じる廃棄物を把握し、保管・管理 ②生産過程で生じたごみは分別して保管し、適正に処理する ③地域の回収処理システム等を利用するなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託 ④資材の野焼きや埋立をしていない ⑤家畜の飼料などに利用 ⑥生産過程で出る廃棄物の削減とリサイクル出来る廃棄物の処理、植物残さを堆肥化 ⑦「不法投棄・埋め立て」、「野焼き」は行わず、処理済み伝票の保管 ⑧資材毎に区分した保管場所を設置 ⑨残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ⑩廃棄物の保管場所は定期的に清掃 ⑪廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施	聞取 □	○						廃棄物の適正な処理・利用	環-11	廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施 ①地域の回収処理システム等を利用するなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託 ②「不法投棄・埋め立て」、「野焼き」は行わず、処理済み伝票の保管
											環-12	廃棄物の保管については、以下の点に留意 ①資材の野焼きや埋立をしていない ②資材毎に区分した保管場所を設置 ③残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ④廃棄物の保管場所は定期的に清掃 ⑤廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施		聞取 □	
											環-13	①家畜の飼料などに利用 ②生産過程で出る廃棄物の削減とリサイクル出来る廃棄物の処理、植物残さを堆肥化		聞取 □	
温室効果ガスの削減対策	環-10	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	施設や機械の使用に際し、不必要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	①機械は適切な回転数となるよう調整している ②施設では節電対策をしている ③作業工程で使用する電気、燃油等のエネルギー使用量をできる限り把握し、温室効果ガス(CO ₂)や消費エネルギーの削減に努めている	施設園芸の省エネルギーに向け以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④農業機械・加温機等の清掃 (削除) (削除) ⑤局所施肥や緩効性肥料の利用を検討 ⑥堆肥等有機物の施用や残さのすき込み等によるほ場への炭素貯留の取組みを検討 ⑦農場内のエネルギーの種類と使用量を把握し、想定より使用量が多かった場合は使用量の削減方法を検討	聞取 □		①				エネルギーの節減対策	環-14	施設園芸の省エネルギーに向け以下の点に留意 ①ハウスの気密性の向上 ②保温用サイドカーテンや二重被覆の設置 ③作物・品種別の温度特性を踏まえ、生育ステージに合わせた最適暖房温度の設定 ④加温機の使用前清掃 ⑤不必要な照明の消灯 ⑥農業機械の清掃、保守点検を励行(記録簿)	聞取 □
									②						

別紙 新旧対照表

新					追加	変更なし	変更	削除	旧										
特定外来生物の適正利用	環-11	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施	外来生物の管理を適切に行っているか	①セイヨウオオマルハナバチの飼養許可を得ている ②外部への逃亡を防ぎ、生態系を乱さない、適正管理をしている ③その他外来生物の適切な使用管理を実施している	■セイヨウオオマルハナバチ ①ハチの飼育に関する環境省の許可取得(1回の許可の有効期間は3年間) ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用又はネットでの二重被覆 ④栽培施設への許可証の掲出 ⑤使用後のハチの確実な殺処分の実施 ■その他外来生物 ⑥導入天敵などを利用している場合、生態系を守るために取扱説明書の注意事項に従って使用 ⑦殺処分が必要な場合には、確実に実施	文書 <input type="checkbox"/>					③				特定外来生物の適正利用	環-15	セイヨウオオマルハナバチの利用時には以下の点を留意 ①使用後のハチの確実な殺処分 ②出入り口への二重戸の使用など、外部への逃亡を防ぎ、生態系を乱さない管理を実施 ③環境省の飼養許可を取得	聞取 <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/>	
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-12	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	①鳥獣による被害防止対策を実施している	鳥獣被害がある場合、生物多様性に配慮し、以下の対策を励行 ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の餌となる収穫物の残さや可食部の放置を禁止 ③追い払いの実施 ④加害する鳥獣に適した捕獲活動や防護柵等を設置	聞取 <input type="checkbox"/>						①				生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-16	鳥獣被害がある場合、以下の対策を励行 ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の餌となる収穫物の残さや可食部の放置を禁止 ③動物を見かけたら、追い払いを実施 ④加害する鳥獣に適した防護柵等を設置	聞取 <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/>
排水の把握と適正な管理	環-13	ほ場や施設で発生した排水(廃棄物や植物残さ等を含む)を適切に管理している	ほ場や施設で発生した排水を適切に管理しているか	①ほ場や施設からの排水を把握 ②排水溝や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く ③機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保 ④泥や農産物の残さは、排水路が詰まらないように定期的に管理 ⑤排水は直接川に流さない工夫を実施している	①ほ場や施設からの排水を把握 ②排水溝や沈殿槽を設け、泥、残さ等を除去 ③機械類の洗浄場所は水源に影響がない場所を設定	聞取 <input type="checkbox"/>													
環境負荷低減対策	環-14	環境負荷低減のリスク評価とリスクが高い事項に対する対策の実施	農業活動による環境への影響を理解しているか	①農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ②必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ③ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ④廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ⑤堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない	①環境に負荷を与える要因を特定し、リスクの一覧表を作成 ②リスクが高いと評価した事項についての対策の検討 ③対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づいて対策を実施 ④実施する対策及び農場のルールを年1回以上検証し、必要に応じてこれらを修正 ⑤周辺住民に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮と対策の実施	文書 <input type="checkbox"/>													
燃料の管理	環-15	燃料の適切な管理	燃料の適切な管理をしているか	①燃料タンクの配管漏れがないかを確認している ②燃料タンクに必要な防油堤を設置している ③潤滑油は収穫物と離れたところに置いている ④燃料の保管時には、農産物に燃油が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないようにしている	燃料の保管時には、次の全てを遵守 ①燃料に適した容器で保管 ②燃料容器が容易に転倒・落下しない場所で燃料漏れ防止対策を講じて保管 ③燃料は在庫管理を実施 ④重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置	現地 <input type="checkbox"/>													
チェック数(環境計)					/68								/52						

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除							
危険作業等の把握	労-1	農業生産活動における危険な作業等の把握	作業時の危険性を認識しているか	①農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ②危険を知らせる標識等を利用している	①労働安全に関する危害要因を特定し、リスクの一覧表を作成 ②リスクが高いと評価した事項についての対策の検討 ③事故を防ぐためのルール作成と作業者全員に配布又は掲示し、これに基づいて対策を実施 (削除) ④実施する対策及び農場のルールを年1回以上検証し、必要に応じてこれらを修正	文書 <input type="checkbox"/>			①								

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	具体的な確認・点検項目	検査
危険作業等の把握	労-1	①危険な作業、場所について検討し、一覧表を作成 ②事故を防ぐためのルール作成と作業者全員に配布又は掲示 ③ヒヤリハットの事例を記録し、情報共有を実施	文書 <input type="checkbox"/>

別紙 新旧対照表

新					追加	変更なし	変更	削除	旧				
生産工程管理の実施	経-10	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	ほ場の位置、面積等を把握しているか	①ほ場一覧として作成した記録を保存している	①ほ場・施設一覧として作成した記録(名称、所在地及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記録とリンクさせること)	文書 □			①			①圃場一覧として作成した記録(位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や履歴などの記録とリンクさせることを推奨)	文書 □
	経-11	(略)											
	経-12	肥料等の使用記録の作成・保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積 ⑥入庫量、出庫量、在庫量	文書 □			① ② ③ ④ ⑤			施用した肥料について、次の全ての項目を記録 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積	文書 □
	経-13	①種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ②資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している ③信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録を保管している	①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)は信頼できる供給元から適正な手段により入手し、購入伝票を税法の規定期間保管(種子・苗は、品種、生産地、採種年月(又は有効期限)、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されている証明書を保管) ②種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ③行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ④資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書 □			①			①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票を税法の規定期間保管 ②資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書 □
経-14	野菜・果実の出荷に関する記録の作成・保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録を作成・保存している ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている	①出荷する農産物、出荷伝票、納品書等に「名称、農場名、生産地」を表示する ②出荷した農産物と収穫物が紐づくように収穫記録、品名、出荷日、出荷数量、出荷先、農場の管理等に関する記録を作成・保存 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録(残留農薬検査機関は、愛媛県が推奨する機関とし、可能な限り、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO17025認定機関とする)	文書 □			① ②			①品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録 ②残留農薬等の適合に係る検査結果を記録	文書 □	
(削除)													
(削除)													
生産工程管理の実施												生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による確認の客観的な仕組みを活用 ④点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を記録	開取 □ 文書 □
記録の保存期間												上記の項目に関する記録 ①野菜・果実の出荷に関する記録は原則 3年間保存 ②野菜・果実の出荷に関する以外の記録の保存(原則3年間程度)	文書 □
チェック数(経営計)					／49	115	99	41	51			／26	
全体計					／274							／212	

新						追加	変更なし	変更	削除	旧													
農業生産工程管理<確認・点検シート【作物類(米)】> 1 食品安全を主な目的とする取組						旧チェックシートからの変更事項				生産工程管理基準【作物類(米)】 1 食品安全を主な目的とする取組													
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除	区分	番号	具体的なチェック項目	検査									
ほ場環境の確認と衛生管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①リスク低減のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている ②土壌の安全性について、リスク評価を年1回以上実施している ③必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ④ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ⑤廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ⑥堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑦ほ場にペットを入れないようにしている 注)廃棄物:廃プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不要資材:鋼管、パレット、コンテナ	①土壌等のリスク評価を実施のうえ結果と対策を記録	聞取 <input type="checkbox"/>	○				圃場環境の確認と衛生管理	食-1	①堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ②大雨時の圃場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ③圃場にペットを入れないことの徹底 ④廃棄物、資材等の不適切な焼却防止 ⑤廃棄物、不要資材、堆肥を圃場やその周辺に放置しない ⑥周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないのかを確認 ⑦廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理	聞取 <input type="checkbox"/>									
					②堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止										③大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水	④ほ場にペットを入れないことの徹底	⑤整理整頓を励行し、清潔な状態を維持している	⑥廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理	⑦ほ場及び近隣地の従前及び現在の用途の確認	⑧廃棄物、資材等の不適切な焼却防止	⑨廃棄物、不要資材、堆肥をほ場やその周辺に放置しない	⑩肥料等は、落下等に配慮した場所で管理	⑪未熟堆肥がある場合、完成した堆肥との接触を防ぐ
肥料の使用	食-2	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用	堆肥の原材料や発酵状態を把握しているか	①堆肥の原材料を把握している ②完熟堆肥を使用している	①堆肥の原材料を把握 ②完熟度合のチェックと未熟堆肥の使用を回避	文書 <input type="checkbox"/>	○																
農薬の使用	食-3	農薬使用計画の策定と、計画に基づく農薬の使用	登録農薬または特定農薬を使用しているか	①使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定している ②農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施している	①使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定	聞取 <input type="checkbox"/>	○			○	農薬の使用	食-2	①農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ②使用前に容器等の農薬登録番号の有無や内容を確認	聞取 <input type="checkbox"/>									
					(削除)										②農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法を再確認	③使用前に濃度や散布方法等の内容を再確認							
農薬の使用	食-4	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除器具等の使用前点検及び使用後に洗浄をしているか	①ホース、ノズルの接合部のチェックをしている ②防除器具の正常な始動を確認している ③使用後には水を十分通して洗浄し、洗浄液は適切に処理している	①ホース、ノズルの接合部のチェック	聞取 <input type="checkbox"/>		①	②	③		食-3	①ホース、ノズルの接合部のチェック ②防除器具の正常な始動・試運転・使用前の点検、洗浄確認 ③使用後には十分に水を通して洗浄 ④防除器具を洗浄した水は適切に処理	聞取 <input type="checkbox"/>									
					②防除器具の正常な始動・試運転・使用前の点検、洗浄確認										③使用後には防除器具等に十分に水を通して洗浄	④防除器具を洗浄した水は適切に処理							
(削除)												農薬の使用	食-4	以下の全ての項目について確認した上での使用 ①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量(水和剤の重量等) ③農薬の希釈倍数 ④農薬の使用時期(収穫前日数) ⑤農薬の使用回数(防除記録で確認) ⑥農薬の有効期限 ⑦農薬の使用上の注意	聞取 <input type="checkbox"/>								
農薬の使用	食-5	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	①周辺の農作物や環境に飛散危害を与えていないか ②周辺からの農薬飛散を予防する対策を実施しているか	①農薬を周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している	①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布に注意して散布 ②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布方法を実施 ③周辺の農家や住民に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供 ④農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 ⑦隣接するほ場からの農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に緩衝帯の設置、または、周辺の農家とコミュニケーションを図る ⑧くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施 ⑨乗用機械で公道を走行する場合、泥を落とさないよう留意するとともに、道路運送車両の保安基準を遵守	聞取 <input type="checkbox"/>		①		②		③		④		⑤		⑥		農薬の使用	食-5	①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布に注意して散布 ②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、ドリフト低減ノズルの利用等の対策を実施 ③周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供 ④農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮したノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択	聞取 <input type="checkbox"/>
水の使用	食-6	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	使用する水は衛生的に扱っているか	①農作物へ使用する水は衛生的に扱っている ②使用前に水の濁りや臭いの有無を確認する ③利用する水は必要に応じて水質検査を実施している ④検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ⑤水源、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている	①水源の由来を把握 ②濁りや臭いに異常がある場合、異常のある間は使わず、水の浄化装置の設置や用途によっては水源を変えるなどの対策を実施 ③農産物取扱工程で使用する水のリスク評価を実施し、汚染物質等の危険性がある場合は、定期的に水質分析(化学性)を行い問題点を抽出し改善策を実施 (水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする)	聞取 <input type="checkbox"/>	○				文書 <input type="checkbox"/>	○											
カドミウム濃度の低減対策	食-7	(略)										カドミウム濃度の低減対策	食-6										

別紙 新旧対照表

新						追加	変更なし	変更	削除	旧						
燃料の管理	環-15	燃料の適切な管理	燃料の適切な管理をしているか	①燃料タンクの配管漏れがないかを確認している ②燃料タンクに必要な防油堤を設置している ③潤滑油は収穫物と離れたところに置いている ④燃料の保管時には、農産物に燃油が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないようにしている	燃料の保管時には、次の全てを遵守 ①燃料に適した容器で保管 ②燃料容器が容易に転倒・落下しない場所で燃料漏れ防止対策を講じて保管 ③燃料は在庫管理を実施 ④重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置	現地 □	○									
チェック数(環境計)						／60				／47						
3 労働安全を主な目的とする取組													3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除	区分	番号	具体的な確認・点検項目	検査		
危険作業等の把握	労-1	農業生産活動における危険な作業等の把握	作業時の危険性を認識しているか	①農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ②危険を知らせる標識等を利用している	①労働安全に関する危害要因を特定し、リスクの一覧表を作成 ②リスクが高いと評価した事項についての対策の検討 ③事故を防ぐためのルール作成と作業者全員に配布又は掲示し、これに基づいて対策を実施 (削除) ④実施する対策及び農場のルールを年1回以上検証し、必要に応じてこれらを修正	文書 □	○		①			危険作業等の把握	労-1	①危険な作業、場所について検討し、一覧表を作成 ②事故を防ぐためのルール作成と作業者全員に配布又は掲示 ③ヒヤリハットの事例を記録し、情報共有を実施	文書 □	
農作業従事者の制限	労-2	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	労働が過重とならないように配慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①決められた時間に休息を取っている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している ③清潔な水や救急箱、事故対応について作業者に理解できるようにしている	①適切に実施しなければ危険を伴う作業(機械作業、高所作業、農薬散布作業等)の従事者に対し、安全に配慮した十分な研修を実施 ②次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 ・飲酒し、酒気を帯びている者 ・薬剤の服用により、作業に支障がある者 ・病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業が、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 ・年少者 ・作業の未熟練者 ③毎年、健康診断を受診できるよう留意 ④1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ⑤法規制がある作業には、労働安全に関して必要な作業機械等の免許取得や講習を修了、取扱責任者等を設置 ⑥救急事態対応用の連絡網・緊急対応手順を作成し、農場内に貼付するなど作業従事者に周知 ⑦応急手当のための清潔な水と救急箱を設置	聞取 □	○	①		②		農作業従事者の制限	労-2	①次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 ・飲酒し、酒気を帯びている者 ・薬剤の服用により、作業に支障がある者 ・病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業が、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 ・年少者 ・作業の未熟練者 ②毎年、健康診断を受診 ③1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ④法規制がある作業には、必要な作業機械等の免許取得や講習の実施(免許確認と記録簿) ⑤救急事態対応用の連絡網を作成 ⑥救急箱の設置	聞取 □	
作業者の教育訓練	労-3	作業者に対する農場ルールや必要な力量についての教育訓練の実施	各工程の責任者は、作業者に対して教育訓練を実施しているか	①年1回以上、各責任者は作業者に対して各作業内容に関する教育訓練を実施している ②教育訓練についての記録を作成している	①組織表で示される責任者は、自分の担当している範囲について、年1回以上、農場内の該当する作業員すべてを対象とした農場のルールについての教育訓練を実施 ②①の教育訓練について記録を残し、記録には実施日、参加者、実施内容を記載	聞取 □	○				文書 □	○				
服装及び防護服の着用等	労-4	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①安全に作業を行うための適正な服装、保護具を着用している	①安全に作業を行うための適切な服装、保護具を着用・管理している ②農薬調製作業から片付けまで、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ③高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ④道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ⑤防除衣と保護具は、使用後に装着したまま流水洗浄し、農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取 □	○		①		現地 □	○		④		
作業環境への対応	労-5	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農薬取扱者がリスクを把握している ②農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証を行っている	①農道における曲角の適切な隅切や路肩の草刈等の実施 ②ほ場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農薬取扱責任者が定められており、病害虫・雑草管理計画に基づいた指示・検証を行い、農薬の保管、在庫管理状況を記録 ④農薬のラベルを確認し、必要な場合には、農薬使用後の立ち入りを禁止・制限するなど、農薬使用の一連の工程を管理している ⑤暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施 (削除)	聞取 □	○		④		現地 □	○		③	○	
服装及び防護服の着用等	労-3	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①安全に作業を行うための適正な服装、保護具を着用している	①安全に作業を行うための適切な服装、保護具を着用・管理している ②農薬調製作業から片付けまで、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ③高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ④道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ⑤防除衣と保護具は、使用後に装着したまま流水洗浄し、農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取 □	○		①		現地 □	○		④		
作業環境への対応	労-4	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農薬取扱者がリスクを把握している ②農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証を行っている	①農道における曲角の適切な隅切や路肩の草刈等の実施 ②ほ場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農薬取扱責任者が定められており、病害虫・雑草管理計画に基づいた指示・検証を行い、農薬の保管、在庫管理状況を記録 ④農薬のラベルを確認し、必要な場合には、農薬使用後の立ち入りを禁止・制限するなど、農薬使用の一連の工程を管理している ⑤暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施 (削除)	聞取 □	○		④		現地 □	○		③	○	
服装及び防護服の着用等	労-3	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①安全に作業を行うための適正な服装、保護具を着用している	①安全に作業を行うための適切な服装、保護具を着用・管理している ②農薬調製作業から片付けまで、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ③高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ④道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ⑤防除衣と保護具は、使用後に装着したまま流水洗浄し、農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取 □	○		①		現地 □	○		④		
作業環境への対応	労-4	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農薬取扱者がリスクを把握している ②農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証を行っている	①農道における曲角の適切な隅切や路肩の草刈等の実施 ②ほ場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農薬取扱責任者が定められており、病害虫・雑草管理計画に基づいた指示・検証を行い、農薬の保管、在庫管理状況を記録 ④農薬のラベルを確認し、必要な場合には、農薬使用後の立ち入りを禁止・制限するなど、農薬使用の一連の工程を管理している ⑤暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施 (削除)	聞取 □	○		④		現地 □	○		③	○	

別紙 新旧対照表

新						追加	変更なし	変更	削除	旧					
人権・福祉と労務管理	人-3	技能実習生など、外国人雇用を含む労働者に対して、適切な対応を行うための環境整備等を実施	農場に住み込む場合、居住可能な場所で、基本的な設備が備えられているか	外国人を雇用する場合、在留資格や就労許可を所持しているか確認し、制度に則った受入れ及び離職時のハローワークへの届出を実施している ①農場内にある労働者用の住居は、居住可能であり、屋根、窓、扉、トイレ、排水等の基本的な設備がある ②排水設備がない場合は、自治体の規則に合わせた汚水処理タンクがある ③作業者に合わせた教育訓練の実施	①外国人を雇用する場合、在留資格や就労許可の所持、受入れ及び離職時のハローワークへの届出の確認 ②外国人雇用がある場合、住居については以下の点を踏まえて確認する ・居住可能である ・屋根は頑強で雨漏り等ない ・窓や扉がある ・飲み水が確保されている ・トイレ・排水設備がある ・排水設備がない場合、汚水処理タンクがある ③作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる表現(言語・絵等)で教育訓練を実施している記録を作成	文書 □	○								
					現地 □	○									
チェック数(人権計)						文書 □	○								
5 農業経営管理の全般に係る取組										4 農業生産工程管理の全般に係る取組					
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除	区分	番号	具体的なチェック項目	検査	
農場運営の方針・目標	経-1	農場運営の方針・目的の宣言	農場運営の方針・目的を定めているか	①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している	①食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の要素を含んだ目標の作成 ②前述①の文書を作業者に周知、または、見える位置に掲示	文書 □	○								
組織体制及び責任者の整備	経-2	組織体制の制定、責任範囲及び責任者決定、周知、責任者の能力向上に向けた体制整備	組織体制及び責任者、責任範囲の決定、責任者の能力向上に向けた体制を整備できているか	①組織体制、責任範囲及び責任者を決定し、周知している ②責任者の能力を向上するための体制を整備している	①各業務の責任者を定めて組織表を作成し、周知 ②責任者はエコえひめ認証制度について理解 ③責任者は、必要な専門知識や各種最新情報の収集を実施	文書 □	○								
農場のルールに基づく運営	経-3	農場運営の方針を実現するためのルールの決定とそれに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しの実施	①農場を管理するためのルールを決定しているか ②ルールに基づく運営、実施状況の確認ができていないか ③必要に応じた見直しができているか	①農場を適正に管理するためのルールを決定している ②ルールに基づく運営、実施状況の確認ができていない ③必要に応じた見直しができている	①農場のルールや作業手順書(生産計画、各種作業手順書)を作成、周知 ②各手順書に基づいて、評価を実施し記録 ③農場のルールを年1回以上見直し、必要に応じて対応修正	文書 □	○								
生産計画の策定	経-4	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映	生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定しているか ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容を記録し、保存しているか ③記録を基に実績を評価し、その結果を保存しているか ④実績評価の結果や改善部分の把握をしているか ⑤産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による客観的な点検の仕組みを活用しているか	生産工程管理の実施 ①生産計画など農場の利用計画と点検項目等(本チェックシート含む)を策定している ②点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録し、保存している ③記録を基に実績を評価し、その結果を保存している ④実績評価の結果や改善部分の把握をしている ⑤産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による点検の客観的な仕組みを活用している	生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①生産計画書(施肥管理、病害虫・雑草管理計画、出荷計画(実績)など農場の利用計画と点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して農作業を行い、農作業を記録 ③記録を基に実績を評価し、状況を確認、原因把握・是正についてその結果を記録するとともに、必要に応じて次の計画に反映 ④産地の責任者等による内部点検、第二者又は第三者による確認の客観的な仕組みを活用	聞取 □	○								
記録の作成・保存	経-5	農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存	①農場の管理を実証するために必要な記録を特定しているか ②①で特定した記録の保管期間を特定しているか ③特定した記録の作成と保管期間に従って記録の作成・保存を行っているか	①米穀の出荷に関する記録を作成している ②米穀の出荷に関する以外の記録も作成している ③出荷に関する記録は原則3年間、それ以外の記録は必要な期間保存している	①記録を必要とする作業や記録に関する様式及び保管期間の検討を実施 ②①で必要とされた記録を作成 ③野菜・果実の出荷や管理に関する記録は原則3年間、それ以外の記録は必要な期間保存	文書 □	○								
苦情・異常や食品安全防御への対応	経-6	苦情・異常や食品安全防御への対応	①商品に関する苦情・異常が発生した場合の管理手順が定められているか ②生産物の回収について管理手順が定められているか ③食品安全防御に対処するための手順が定められているか ④農場のルール違反に対する対策を明確化している	①商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について管理手順を文書化し、苦情・異常発生の内容を記録している ②生産物の回収について管理手順を作成し、出荷先の連絡先をリスト化している ③食品安全防御に対してリスクを評価し、その手立てを文書化している ④農場のルール違反に対する対策を明確化している	①商品に関する苦情に対する手順書及び記録簿の作成・保存 ②生産物の回収に対する手順書及び連絡先一覧の作成 ③食品安全防御に対するリスク評価と手立ての文書を作成 ④農場のルール違反に対する手順書及び記録簿の作成・保存	文書 □	○								
外部委託の管理	経-7	食品安全を確保するための外部委託先の管理	①外部委託先との間で農場が定めたルールに従うことの合意はあるか ②外部委託先に対して点検を実施しているか	①外部委託先と契約を交わしている ②年一回以上外部委託先の点検を行う	①外部委託先との契約文書があり、工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守する旨の合意形成を提示 ②年一回以上、業務ルールに適合しているか外部委託先(資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者)を点検する(外部委託先がGAP認証を取得し、その認証書の適用範囲と有効期限が確認できれば省略可) ③サービスの仕様を公開または提示された仕様書で確認でき、適合しているか評価・選定している	文書 □	○								
計量機器の点検	経-8	計量機器類の点検・校正	計量機器類は校正の点検を年1回以上実施した記録があるか	①環境の影響によって誤差を生じやすい計量機器類(計量器、温度計、湿度計)は少なくとも年1回以上の校正を実施した内容を記録している	①公的な校正の証拠がある ②校正済みの計量機器類と比較し、重さのわかっているもの等で同じ計測結果となることを確認	文書 □	○								
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	経-9	農業者自ら開発した技術・ノウハウの保護・活用、登録品種の種苗の適切な使用	①農業者自ら開発した技術・ノウハウ・知的財産の重要性を理解しているか ②品種登録制度を理解しているか	①新たに開発した独自技術はノウハウとして蓄積し、必要に応じて商標登録を積極的に行いアピールしている ②栽培品種は、許諾を得ている ③他者の知的財産を侵害しない	①技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種、器具があれば、特許・出願・品種登録を実施 ②新たにブランド化した商品や商品名、ロゴマークがあれば保護・活用等を実施 ③他者の権利を侵害しないことを理解し、種苗法による登録品種やその他の知的財産を使用する場合は、権利者の許諾を得るとともに、正当な使用を証明できる書類(購入の証明や契約書等)を保存	文書 □	○		1-①						
											技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	全-1	①農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種があれば、特許・出願・品種登録等を実施	文書 □	
												全-2	①種苗法による登録品種を使用する場合は、権利者の許諾を得るとともに正当な使用を証明できる書類(購入の証明・契約書等)を保存	文書 □	

別紙 新旧対照表

新				追加	変更なし	変更	削除	旧					
生産工程管理の実施	経-10	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	ほ場の位置、面積等を把握しているか	①ほ場一覧として作成した記録を保存している	①ほ場一覧として作成した記録(名称、位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記録とリンクさせること)	文書 □			①			①圃場一覧として作成した記録(位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や履歴などの記録とリンクさせることを推奨)	文書 □
	経-11	(略)											
	経-12	肥料等の使用記録の作成・保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ①施用場所(ほ場の番号・名称等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積 ⑥入庫量、出庫量、在庫量	文書 □		②	③	④	⑤	②施用した肥料について、次の全ての項目を記録 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積	文書 □
	経-13	①種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ②資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している ③信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録を保管している	①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)は信頼できる供給元から適正な手段により入手し、購入伝票を税法の規定期間保管(種子・苗は、品種、生産地、採種年月(又は有効期限)、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されている証明書を保管) ②種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ③入手した種苗をほ場に定植するまで育苗した場合、育苗記録を作成 ④行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ⑤資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書 □	○			①		①資材等(種子・苗、肥料、農薬等)の購入伝票を税法の規定期間保管 ②資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書 □
	経-14	米穀等の取引等に関する記録の作成・保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びつけた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存している ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている	①出荷する農産物、出荷伝票、納品書等に「名称、農場名、原産地」を表示する ②出荷した農産物と収穫物が紐づくように収穫記録、品名、出荷日、出荷数量、出荷先、農場の管理等に関する記録を作成・保存 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録 (残留農薬検査機関は、愛媛県が推奨する機関とし、可能な限り、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO17025認定機関とする)	文書 □	○			①	②	①名称、産地、数量、年月日、相手方の氏名、搬入又は搬出した場所、用途限定米穀についてはその用途を記録 (※保管時の温度及び湿度の記録について保存に努める) ②残留農薬等の適合に係る検査結果を記録	文書 □
(削除)													
(削除)													
(削除)													
(削除)													
(削除)													
(削除)													
(削除)													
特定の米穀についての保管・処理												①他用途の米穀とは保管場所を区分して管理 ②票せんにより用途の揭示	現地 □
生産工程管理の実施												①販売先と、法令等に基づいて契約 ②食用不適米穀は廃棄又は食用に供しない用途への使用 ③農産物検査を実施した場合の記録 ④包装または容器に「用途」を表示	開取 □ 文書 □ 現地 □
記録の保存期間												生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①栽培計画など農場の利用計画を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による確認の客観的な仕組みを活用 ④点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を記録	開取 □ 文書 □
全-11												上記の項目に関する記録 ①米穀の出荷に関する記録は原則3年間保存 ②米穀の出荷に関する以外の記録も原則3年間保存	文書 □
チェック数(経営計)				／49	129	71	44	45	／32				
全体計				／262					／176				

新						旧										
農業生産管理工程管理<確認・点検シート【茶】> 1 食品安全を主な目的とする取組						旧										
区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除	区分	番号	具体的なチェック項目	検査		
ほ場環境の 確認と衛生 管理	食-1	ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材からの汚染防止	整理整頓を励行し、清潔な状態を維持しているか	①リスク低減のためのルール設定や対策を実施し、更に検証・見直しをしている ②土壌の安全性について、リスク評価を年1回以上実施している ③必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ④ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ⑤廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ⑥堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない ⑦ほ場にペットを入れないようにしている 注) 廃棄物: 廃プラスチック、廃油、がれき、紙屑、動物の糞、不要な未熟堆肥・厩肥等 不用資材: 鋼管、パレット、コンテナ	①土壌等のリスク評価を実施のうえ結果と対策を記録	聞取 □	○				圃場環境の 確認と衛生 管理	食-1	①堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止 ②大雨時の圃場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水 ③圃場にペットを入れないことの徹底 ④廃棄物、資材等の不適切な焼却防止 ⑤廃棄物、不要資材、堆肥を圃場やその周辺に放置しない ⑥周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認 ⑦廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理	聞取 □		
					②堆肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いをして、流出液による水源汚染を防止										①	
					③大雨時のほ場の周辺からの汚水の流入防止と速やかな排水										②	
					④ほ場にペットを入れないことの徹底										③	
					⑤周辺環境に変化(廃棄物、不要資材)がないかを確認										⑥	
					⑥廃棄物、資材等は適切な場所にて保管・管理										⑦	
⑦廃棄物、資材等の不適切な焼却防止	④															
⑧廃棄物、不要資材、堆肥をほ場やその周辺に放置しない	⑤															
⑨肥料等は、落下等に配慮した場所で管理	○															
⑩未熟堆肥がある場合、完成した堆肥との接触を防ぐ	○															
肥料の 使用	食-2	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用	堆肥の原材料や発酵状態を把握しているか	①堆肥の原材料を把握している ②完熟堆肥を使用している	①堆肥の原材料を把握 ②完熟度合のチェックと未熟堆肥の使用を回避	文書 □	○									
農薬の 使用	食-3	農薬使用計画の策定と、計画に基づく農薬の使用	登録農薬または特定農薬を使用しているか	①使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定している ②農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施している	①使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定	聞取 □	○				農薬の 使用	食-2	①農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材の使用禁止 ②使用前に容器等の農薬登録番号の有無や内容を確認	聞取 □		
					②農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法を再確認										○	
	食-4	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除器具等の使用前点検及び使用後に洗浄をしているか	①ホース、ノズルの接合部のチェックをしている ②防除器具の正常な始動を適宜確認している ③使用後は水を十分通して洗浄し、洗浄液は適切に処理している	①ホース、ノズルの接合部のチェック	聞取 □	○	3-①					食-3	①ホース、ノズルの接合部のチェック ②防除器具の正常な始動など試運転・使用前の点検、洗浄確認 ③使用後は十分に水を通して洗浄 ④防除器具を洗浄した水は適切に処理	聞取 □	
					②防除器具の正常な始動・試運転・使用前の点検、洗浄確認											3-②
					③使用後は防除器具等に十分に水を通して洗浄											3-③
食-5	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避と周辺からの農薬ドリフトの回避	①周辺の農作物や環境に飛散危害を与えていないか ②周辺からの農薬飛散を予防する対策を実施しているか	①農薬を周辺農作物や環境に飛散させないように注意を払っている ②農薬は病害虫の発生状況を踏まえた最小限の使用としている ③周辺の農薬散布に対する農薬ドリフトの対策を実施している	④防除器具を洗浄した水は適切に処理	聞取 □	○	3-④				食-4	以下の全ての項目について確認した上での使用 ①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量(水和剤の重量等) ③農薬の希釈倍数 ④農薬の使用時期(収穫前日数) ⑤農薬の使用回数(防除記録で確認) ⑥農薬の有効期限 ⑦農薬の使用上の注意	聞取 □			
				⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定										(削除)	○	
水の 使用	食-6	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	使用する水は衛生的に扱っているか	①荒茶加工時に使用する水は衛生的に扱っている ②利用する水は必要に応じて水質検査を実施している ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている ④水源、養液等の汚染が懸念される場合は対策を講じている	①ホース、ノズルの接合部のチェック	聞取 □	○	①			食-5	①近隣への影響の少ない天候や時間帯に散布 ②周辺へのドリフトの可能性を考慮し、飛散の少ない剤型・ドリフト低減ノズルを利用する等、適切な散布方法対策を実施 ③周辺の農家や住民に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用農薬の種類等を情報提供 ④農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえた最小限の区域にとどめた散布の励行 ⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定 ⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 ⑦隣接するほ場からの農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に緩衝帯の設置、または、周辺の農家とコミュニケーションを図る ⑧くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施 ⑨乗用機械で公道を走行する場合、泥を落とさないよう留意するとともに、道路運送車両の保安基準を遵守	聞取 □			
					②防除器具の正常な始動を適宜確認している									(削除)	○	
					③使用後は十分に水を通して洗浄											
					④防除器具を洗浄した水は適切に処理											
					⑤風向きを考慮しノズルの向きを決定											
					⑥飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択											
					⑦隣接するほ場からの農薬ドリフトの可能性がある場合、ほ場の境界に緩衝帯の設置、または、周辺の農家とコミュニケーションを図る											
					⑧くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施											
					⑨乗用機械で公道を走行する場合、泥を落とさないよう留意するとともに、道路運送車両の保安基準を遵守											
					⑩未熟堆肥がある場合、完成した堆肥との接触を防ぐ											
					⑪水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑫農産物取扱工程で使用する水のリスク評価を実施し、汚染物質等の危険性がある場合は、定期的に水質分析(化学性)を行い問題点を抽出し改善策を実施											
					⑬水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑭水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑮水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑯水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑰水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑱水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					⑳水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉑水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉒水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉓水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉔水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉕水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉖水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉗水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉘水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉙水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉚水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉛水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉜水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉝水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉞水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㉟水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊱水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊲水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊳水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊴水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊵水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊶水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊷水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊸水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊹水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊺水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊻水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊼水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊽水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊾水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											
					㊿水質検査機関は、食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関か公的機関、ISO17025認定機関とする											

別紙 新旧対照表

新					追加	変更なし	変更	削除	旧							
作業 者 等 の 衛 生 管 理	食-7	作業者及び来訪者の衛生管理の実施	衛生的な取り組みを意識しているか	①衛生的な作業着(手袋・防水着等)を着用している ②作業者の及び来訪者の健康状態を把握している ③衛生的な作業ルールを取り決めており、掲示や口頭注意等を行っている	以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外し危害を防止 ⑥作業場所にはペットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し農産物に向かって咳やくしゃみをしない	聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食-6	以下の点を踏まえたルールを作成し、実施状況を確認 ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)に罹患した人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置を実施 ④作業前の手洗いを励行 ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外し危害を防止 ⑥作業場所にはペットを入れない ⑦手指の爪は衛生的に保つ ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を着用 ⑨マスクを着用し、生産物に向かって咳やくしゃみをしないよう注意	聞取 <input type="checkbox"/>						
	食-8	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	ほ場等の近くに手洗い場やトイレを確保しているか	①ほ場近くに手洗い場やトイレがある ②石鹸・タオル等を常備している	①ほ場や施設近くに手洗い場やトイレを確保し、衛生管理を実施 ②石鹸・タオル等を常備 ③ほ場や施設、水路への手洗い場やトイレからの汚水流出防止 ④手洗い場やトイレの清掃・管理 ⑤感染の疑いや手に傷がある場合、農産物に接触する作業を制限	現地 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食-8	①圃場近くに手洗い場やトイレを確保 ②石鹸・タオル等を常備 ③ほ場や施設、水路への手洗い場やトイレからの汚水流出防止	現地 <input type="checkbox"/>						
機械・ 施設・ 容器等 の衛生 管理	食-9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	器具類等は衛生的な保管、取扱、洗浄を実施しているか	①作業工程で使用する器具・包装容器等や清掃道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等について、安全性の確認、適切な保管、取扱い、洗浄等を行っている ②その他器具類等を衛生的に保管、取扱い、使用後に洗浄している	①器具、機械や車両、容器類は、農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているものを使用し、農機具、コンテナ、はさみ、生葉洗浄機等は定期的に洗浄して使用 ②機械等の取扱説明書による使用方法を確認 ③包装資材・容器類は、定期的に点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管 ④機械の潤滑油、洗浄剤や消毒剤等は農産物に接触しても問題のないものを使用 ⑤定期メンテナンスを実施し、管理記録を管理・保管 ⑥消毒・洗浄に用いる洗浄剤・消毒剤、燃料等は収穫物が汚染されないように所定の場所に保管 ⑦清掃道具は、用途や場所に応じて分別して衛生的に保管・使用し、適切な頻度で交換	聞取 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食-9	①収穫物のコンテナ、はさみ、バック等は収穫専用に分け定期的に洗浄 ②農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合には、使用前に荷台等を十分に洗浄	聞取 <input type="checkbox"/>						
	食-10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理を実施しているか	①施設が適切な内部構造を有しており、清潔に保っている ②出荷まで品質保持が可能な温度で管理している ③農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施	(削除) ①全ての農産物取扱施設で、農産物に生じる衛生上の危害要因の洗い出しを行った上で、リスク評価の実施と文書化及びリスクが高い危害要因について、防止・低減対策を実施 ②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施 ③衛生害虫の処置、小動物や鳥類の施設への侵入を防止し、施設内の定期的な点検を実施 ④水はけがよく、清掃しやすい施設の整備 ⑤ほ場や倉庫等の施設の清掃と器具類の清掃・整理・整頓を実施するとともに、ほ場や施設で発生する廃棄物を把握し、保管・管理 ⑥残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で廃棄するまで保管 ⑦衛生的な作業が行える明るさの照明の設置 ⑧荒茶の製造エリアは土足禁止、入場口には土足禁止を啓発する表示の実施 ⑨調製・出荷施設等で、家庭用殺虫剤を農産物に付着させない	文書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食-10	①生産過程で出るごみを減らすための継続的な努力 ②残さや廃棄物等の放置の禁止 ③ねずみや虫、鳥等が施設に入らない対策の実施 ④ペット等を栽培施設に入れない ⑤適切な排水設備と定期的な清掃 ⑥衛生的な作業が行える明るさの照明の設置	現地 <input type="checkbox"/>						

別紙 新旧対照表

新						追加	変更なし	変更	削除	旧						
農業による環境負荷の低減対策	環-3	(略)														
	環-4	(略)														
(削除)																
肥料による環境負荷の低減対策	環-5	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培層等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	土壌診断などに基づいた施肥設計を行い、適正施肥に努めているか	①県の施肥基準を把握している ②簡易土壌診断などにより、適正施肥を実施している ③原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画を策定している	施肥にあたっては、次の点を遵守 ①県施肥基準やJAの栽培指針等に則して、食品安全、環境保全に配慮した施肥計画を策定 ②緩効性肥料など肥効調節型肥料の利用や局所施肥等の実施 ③①の施肥計画を参考にして、適正量を施用 ④肥料等の成分の含有量・製造工程を保証書等で把握 ⑤土壌診断を年1回行い、この結果により、基肥量を決定 ⑥堆肥由来の成分量を考慮し、基肥量を決定	聞取 □		①								
	環-6	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	種子を死滅させた完熟状態の堆肥を使用しているか	①完熟堆肥を使用している	①堆肥を使用している場合は、完熟堆肥を使用 ②堆肥を製造する場合、水分調整・切り返しを行い70℃以上で発酵させ、原料や製造中のものと混置しない ③雑草種子・有害微生物の滅菌のため適切な期間発酵を維持	聞取 □		①								
	環-7	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	堆肥の施用など、土づくりを行っているか	①堆肥の施用などにより土壌管理を行っている	①栽培指針等を参考にして、堆肥や有機物肥料、緑肥等の有機物を利用した土づくり等を通じた土壌管理を実施(堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥栽培など)	聞取 □			①							
	環-8	(略)														
廃棄物の適正な処理・利用	環-9	①農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 ②作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 ③農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	①廃棄物を適正に処理しているか ②廃棄物を焼却していないか ③作物残さは堆肥化すると「資源」になることを理解しているか	①廃棄物は、農協等を利用し適正に処理している ②廃棄物を安易に焼却せず、適切に処理している ③作物残さの堆肥化に取り組んでいる ④家畜の飼料に利用している	①農場及び農産物取扱施設で生じる廃棄物を把握し、保管・管理 ②生産過程で生じたごみは分別して保管し、適正に処理する ③地域の回収処理システム等を利用するなどにより、有資格産業廃棄物処理業者に処理を委託 ④資材の野焼きや埋立をしていない ⑤生産過程で出る廃棄物の削減とリサイクル出来る廃棄物の処理、植物残さを堆肥化 ⑥「不法投棄・埋め立て」、「野焼き」は行わず、処理済み伝票の保管 ⑦資材毎に区分した保管場所を設置 ⑧残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管 ⑨廃棄物の保管場所は定期的に清掃 (削除) ⑩廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策を実施	聞取 □		10-2		11-1						
	環-10	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の削減	施設や機械の使用に際し、不必要・非効率なエネルギーを消費しないようにしているか	①機械は適切な回転数となるよう調整している ②施設では節電対策をしている ③作業工程で使用する電気、燃油等のエネルギー使用量をできる限り把握し、温室効果ガス(CO ₂)や消費エネルギーの削減に努めている	①施設の破損個所の補修 ②適切な温度管理を実施 ③作業工程の管理による効率的な機械の運転 ④加温機(ボイラー等)の使用前清掃 (削除) ⑤局所施肥や緩効性肥料の利用を検討 ⑥堆肥等有機物の施用や残さのすき込み等によるほ場への炭素貯留の取組みを検討 (削除) ⑦農場内のエネルギーの種類と使用量を把握し、想定より使用量が多かった場合は使用量の削減方法を検討	聞取 □		①		④						
	環-11	鳥獣を引き寄せない取組等、生物多様性に配慮した鳥獣被害対策の実施	野生鳥獣の生態を把握し対策を実施しているか	①鳥獣による被害防止対策を実施している	鳥獣被害がある場合、生物多様性に配慮し、以下の対策を励行 ①耕作放棄地などを、鳥獣の隠れ場にしないよう雑草管理 ②鳥獣の餌となる収穫物の残さの放置を禁止 ③追い払いの実施 ④加害する鳥獣に適した捕獲活動や防護柵等を設置	聞取 □			①		②		③			
排水の把握と適正な管理	環-12	ほ場や施設で発生した排水(廃棄物や植物残さ等を含む)の適切な管理	ほ場や施設で発生した排水を適切に管理しているか	①ほ場や施設からの排水を把握 ②排水樹や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く ③機械類の洗浄場所を水源に影響がない場所に確保 ④泥や農産物の残さは、排水路が詰まらないように定期的に管理 ⑤排水は直接川に流さない工夫を実施している	①ほ場や施設からの排水を把握 ②排水樹や沈殿槽を設け、泥、残さ等を除去 ③機械類の洗浄場所は水源に影響がない場所を設定	聞取 □										
農業による環境負荷の低減対策	環-3															
	環-4															
肥料による環境負荷の低減対策	環-5															
	環-6															
土壌の管理	環-7															
	環-8															
廃棄物の適正な処理・利用	環-9															
	環-10															
	環-11															
エネルギーの節減対策	環-12															
	環-13															
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	環-14															
	環-15															

別紙 新旧対照表

新					追加	変更なし	変更	削除	旧					
環境負荷低減対策	環-13	環境負荷低減のリスク評価とリスクが高い事項に対する対策の実施	農業活動による環境への影響を理解しているか	①農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ②必要に応じて対策を講じるようにしており、リスク評価の結果及び対策は記録している ③ほ場に廃棄物、不要資材を長時間放置していない ④廃棄物、不要資材は決められた場所に置かれている ⑤堆肥をほ場や周辺に長期間放置(野積み)していない	①環境に負荷を与える要因を特定し、リスクの一覧表を作成 ②農場のルール(省エネルギー・廃棄物の処分方法) ③対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づいて対策を実施 ④実施する対策及び農場のルールを年1回以上検証し、必要に応じてこれらを修正 ⑤周辺住民に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮と対策の実施	文書 □	○							
燃料の管理	環-14	燃料の適切な管理	燃料の適切な管理をしているか	①燃料タンクの配管漏れがないかを確認している ②燃料タンクに必要な防油堤を設置している ③潤滑油は収作物と離れたところに置いている ④燃料の保管時には、農産物に燃油が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないようにしている	燃料の保管時には、次の全てを遵守 ①燃料に適した容器で保管 ②燃料容器が容易に転倒・落下しない場所で燃料漏れ防止対策を講じて保管 ③燃料は在庫管理を実施 ④重油タンクについては法令に基づいた防油堤を設置	現地 □	○							
チェック数(環境計)					/59					/44				

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項	ポイント	管理基準	具体的な確認・点検項目	検査	追加	変更なし	変更	削除
危険作業等の把握	労-1	農業生産活動における危険な作業等の把握	作業時の危険性を認識しているか	①農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施している ②危険を知らせる標識等を利用している	①労働安全に関する危害要因を特定し、リスクの一覧表を作成 ②リスクが高いと評価した事項についての対策の検討 ③事故を防ぐためのルール作成と作業員全員に配布又は掲示し、これに基づいて対策を実施 (削除) ④実施する対策及び農場のルールを年1回以上検証し、必要に応じてこれらを修正	文書 □	○		①	
農作業従事者の制限	労-2	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	労働が過重とならないように配慮し、緊急事態の対応手順を認識しているか	①決められた時間に休憩を取っている ②緊急事態の対応マニュアルを作成している ③清潔な水や救急箱、事故対応について作業員に理解できるようにしている ④ボイラー及び圧力容器の設置・使用の場合は必要な届出や資格者を配置している	①適切に実施しなければ危険を伴う作業(機械作業、高所作業、農薬散布作業等)の従事者に対し、安全に配慮した十分な研修を実施 ②次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 ・飲酒し、酒気を帯びている者 ・薬剤の服用により、作業に支障がある者 ・病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業が、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 ・年少者 ・作業の未熟練者 ③毎年、健康診断を受診できるよう留意 ④1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ⑤法規制がある作業には、労働安全に関して必要な作業機械等の免許取得や講習を修了、取扱責任者等を設置 ⑥(ボイラー等)設置時には届け出・検査の実施 ⑦ボイラー取扱い責任者の配置 ⑧救急事態対応用の連絡網・緊急対応手順を作成し、農場内に貼付するなど作業従事者に周知 ⑨応急手当のための清潔な水と救急箱を設置	聞取 □	○	①		
作業員の教育訓練	労-3	作業員に対する農場ルールや必要な力量についての教育訓練の実施	各工程の責任者は、作業員に対して教育訓練を実施しているか	①年1回以上、各責任者は作業員に対して各作業内容に関する教育訓練の実施 ②教育訓練についての記録を作成	①組織表で示される責任者は、自分の担当している範囲について、年1回以上、農場内の該当する作業員すべてを対象とした農場のルールについての教育訓練を実施 ②①の教育訓練について記録を残しており、記録には実施日、参加者、実施内容を記載	聞取 □ 文書 □	○			
服装及び防護服の着用等	労-4	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施	安全作業に配慮した服装や保護具の必要性を認識しているか	①安全に作業を行うための適正な服装や保護具を着用している	①安全に作業を行うための適切な服装、保護具を着用・管理している ②農薬調製作業から片付けまで、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ③高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ④道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ⑤防除衣と保護具は、使用後に着用したまま流水洗浄し、農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取 □ 現地 □	○	① ② ③	④	
作業環境への対応	労-5	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故につながるリスクを減らす対策を認識しているか	①機械操作者や農薬取扱者がリスクを把握している ②農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証を行っている	①農道における曲角の適切な隅切や路肩の草刈等の実施 ②ほ場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③農薬取扱責任者が定められており、病害虫・雑草管理計画に基づいた指示・検証を行い、農薬の保管、在庫管理状況を記録 ④農薬のラベルを確認し、必要な場合には、農薬使用後の立ち入りを禁止・制限するなど、農薬使用の一連の工程を管理している ⑤暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施 (削除)	聞取 □ 現地 □	○	① ② ③	④	○

3 労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	具体的な確認・点検項目	検査
危険作業等の把握	労-1	①危険な作業、場所について検討し、一覧表を作成 ②事故を防ぐためのルール作成と作業員全員に配布又は掲示 ③ヒヤリハットの事例を記録し、情報共有を実施	文書 □
農作業従事者の制限	労-2	①次の該当者は、必要に応じて作業内容の禁止・制限 ・飲酒し、酒気を帯びている者 ・薬剤を服用し、作業に支障がある者 ・病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業により、妊娠又は出産に悪影響を及ぼす者 ・年少者 ・作業の未熟練者 ②毎年、健康診断を受診できるよう留意 ③1日あたりの作業時間の設定と休息の取得 ④法規制がある作業には、必要な作業機械等の免許取得や講習の実施 ⑤救急事態対応用の連絡網を作成 ⑥救急箱の設置	聞取 □ 文書 □ 現地 □
服装及び防護服の着用等	労-3	①農薬調整作業及び農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、保護具を着用 ②高所等危険を伴う作業の際には、ヘルメット等、適切な作業着・保護具を着用 ③道路走行時は道路交通法によりヘルメットを着用 ④防除衣と保護具は、使用後の洗浄と農薬や農産物と接触しない場所で保管	聞取 □ 現地 □
作業環境への対応	労-4	①農道における曲角の適切な隅切や路肩の草刈等の実施 ②ほ場入り口の傾斜の緩和や十分な幅広化を実施 ③暑熱環境における水分摂取及び定期的な休息、換気、危険表示等の実施 ④農薬取扱者が定められている ⑤危険表示等の実施	聞取 □ 文書 □ 現地 □

別紙 新旧対照表

新						追加	変更なし	変更	削除	旧					
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	経-9	農業者自ら開発した技術・ノウハウの保護・活用、登録品種の種苗の適切な使用	①農業者自ら開発した技術・ノウハウ・知的財産の重要性を理解しているか ②品種登録制度を理解しているか	①新たに開発した独自技術はノウハウとして蓄積し、必要に応じて商標登録を積極的に行いアピールしている ②栽培品種は、許諾を得ている ③他者の知的財産を侵害しない	①技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種、器具があれば、特許・出願・品種登録を実施 ②新たにブランド化した商品や商品名、ロゴマークがあれば保護・活用等を実施 ③他者の権利を侵害しないことを理解し、種苗法による登録品種やその他の知的財産を使用する場合は、権利者の許諾を得るとともに、正当な使用を証明できる書類(購入の証明や契約書等)を保存	文書	○		1-①		技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	全-1	①農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種があれば、特許・出願・品種登録等を実施	文書	
						□			2-①			文書	全-2	①種苗法による登録品種を使用する場合は、正当な使用を証明(購入の記録・契約書等)できる書類を保存	□
(削除)									○						
生産工程管理の実施	経-10	ほ場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存	ほ場の位置、面積等を把握しているか	①ほ場一覧として作成した記録を保存している	①ほ場・施設一覧として作成した記録(名称、所在地及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や生産履歴などの記録とリンクさせること)	文書	□		①		情報の記録・保管	全-4	①圃場一覧として作成した記録(位置及び面積の記載があること)を保存(台帳形式で栽培品目や履歴などの記録とリンクさせることを推奨)	文書	
	経-11	(略)										全-5			
	経-12	肥料等の使用記録の作成・保存	肥料使用の帳簿を作成しているか	①肥料使用の帳簿を作り、記録保存している	肥料等の管理状況について、次の全ての項目を記録・保存 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積 ⑥入庫量、出庫量、在庫量	文書	□	○	① ② ③ ④ ⑤			全-6	施用した肥料について、次の全ての項目を記録 ①施用場所(ほ場の番号・名称、面積等) ②施用月日 ③施用した農作物 ④施用した肥料・資材の名称 ⑤施用量及びその面積	文書	
	経-13	苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	種子等の購入伝票等の保存や資材の殺菌消毒、保守管理を記録しているか	①購入伝票等を保存している ②資材の殺菌消毒や保守管理の記録簿を作成している ③信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録を保管している	①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)は信頼できる供給元から適正な手段により入手し、購入伝票を税法の規定期間保管(種子・苗は、品種、生産地、採種年月(又は有効期限)、数量、農薬の使用履歴、種苗業者の名称、発芽率が表示されている証明書を保管) ②種苗を自家増殖した場合、採取したほ場を記録・保管 ③行政による指定種苗を利用する場合、検査に合格していることを確認 ④資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書	□	○	① ②			全-7	①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票を税法の規定期間保管 ②資材の殺菌消毒、保守管理を記録	文書	
(削除)									○			全-8	①ボイラーの定期自主検査を記録	文書	
経-14	茶の出荷に関する記録の作成・保存	出荷日・出荷先・出荷量を把握しているか	①出荷に関する一連の記録簿を作成している ②出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録を作成・保存している ③検査機関にかかる評価や選定方法が定められている	①出荷する農産物、出荷伝票、納品書等に「名称、農場名、原産地」を表示する ②出荷した農産物と収穫物が紐づくように収穫記録、品名、出荷日、出荷数量、出荷先、農場の管理等に関する記録を作成・保存 ③残留農薬等の適合に係る検査結果を記録(残留農薬検査機関は、愛媛県が推奨する機関とし、可能な限り、食品衛生法に基づく登録検査機関又はISO17025認定機関とする)	文書	□	○	① ②		生産工程管理の実施	全-9	①品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録 ②微生物又は残留農薬等の適合に係る検査結果を記録	文書		
(削除)									○				全-10	生産工程管理について次の全ての項目を実施 ①栽培計画など農場の利用計画と点検項目等を策定 ②自己点検の結果や改善部分の把握 ③自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者又は第三者による確認の客観的な仕組みを活用 ④点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録 ⑤点検項目等と記録の内容を基に自己点検し、その結果を記録	文書
(削除)									○				全-11	上記の項目に関する記録 ①茶の出荷に関する記録は原則3年間保存 ②ボイラーの自主点検の記録について3年間保存 ③①、②に関する以外の記録も原則3年間保存	文書
(削除)									○						
チェック数(経営計)						49	122	85	44	56					33
全体計						225									188